

第2部 施策の推進

- 第1 誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現
- 第2 健康づくりと介護予防・重度化防止の推進
- 第3 認知症とともに暮らす地域づくり
- 第4 在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供
- 第5 自立と尊厳を守る介護サービスの充実
- 第6 地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着

第 1

誰もが暮らしやすい地域共生社会の実現

人口構造や社会構造の変化を背景に価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域組織や会社組織などにおける人間関係が希薄化しており、社会的孤立や排除などの問題が深刻化するとともに、個人や世帯が抱える生活課題も多様化しています。

このような中、地域の生活課題を抱える人に対する支援においては、従来、福祉の担い手とされていた行政や社会福祉法人、民間の福祉事業者の取組だけでなく、地域住民と協力した取組が求められています。

県では、住民が主体となって地域の中で互いに助け合う活動を促進し、年齢や障害の有無に関わらず、誰もが人とのつながりの中で、地域社会の中に居場所や役割をもって、暮らすことのできる共生の地域づくりを目指します。

また、県民が日常生活を安全に安心して営むことができるよう、防犯対策、防災・災害対策、感染症対策などの安全を確保する取組を推進します。

1 分野を越えた福祉の推進

個人や世帯が抱える課題が多様化・複合化する中で、例えば、子どものひきこもりと親の介護に同時に直面するなど、複数の福祉分野にわたる支援を必要としていたり、公的な制度の対象ではないが、生きづらさや生活への困難を抱えており、何らかの支援を必要としている場合があります。

このような課題や困難を抱える人に対応するためには、高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、生活困窮者対策などの分野を越えた支援に加え、地域住民がこれらの人をコミュニティの中で受け入れ、公的な支援や民間の福祉団体等の支援と連携して支えていくことが必要です。

県では、各福祉分野の施策をつなぐ計画として第4期静岡県地域福祉支援計画を2021（令和3）年3月に策定しており、基本目標である「一人ひとりが主体的に地域づくりに参画し、人と人、人と社会がつながる孤立しない地域共生社会」を目指し、共生の意識づくり、共生の地域づくり、福祉の基盤づくりを3つの施策の方向とし、取組を推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域等とのつながりが希薄になるなど、孤独・孤立が深刻化・顕在化しました。このような社会に内在する孤独・孤立問題へ対応するための体制整備を推進します。

(1) 地域共生の意識醸成

【現状と課題】

- ▶ 地域包括ケアシステムでは、自助や互助の視点から、誰もが最期まで住み慣れた地域で暮らしていくためには、地域住民の主体的な参加が不可欠とされています。
- ▶ 限られた資源の中で、現在の社会保障制度を持続可能なものとしていくためには、自ら介護予防に取り組むことやちょっとした日常生活の困りごとを住民同士で助け合うなど、医療保険や介護保険などの共助や生活保護などの公助ではカバーしきれない部分を住民が主体的に取り組むことが重要です。
- ▶ また、地域包括ケアシステムの対象を高齢者から、障害の有無や年齢に関わらず全ての人

に広げ、地域共生社会を発展させるためには、地域に暮らす誰もが互いの個性や多様性を尊重し合い、それぞれが地域づくりの担い手であるとの意識を持ち、その人の意思や能力に応じて主体的に社会に参加する意識の醸成が必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 静岡県地域福祉支援計画に基づき、市町の地域福祉計画の達成を支援することで、地域福祉の推進を図り、地域共生社会の実現を図ります。
- ▶ 多様化、複合化する地域の生活課題を「我が事」として地域全体で取り組むためには、お互いの個性や多様性を尊重し認め合い、地域で共に支え合い、地域を共に創る「地域共生」の意識づくりが重要であることから、静岡県社会福祉協議会、市町、関係団体等との連携により地域共生の意識を醸成します。
- ▶ 小・中学校では、人権尊重の精神に基づき、「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」「特別活動」等の様々な場面で福祉教育を推進します。
- ▶ 高等学校では、保育・介護体験学習により福祉や介護への認識を深め、高齢者等を思いやる心を育みます。

(2) 包括的支援の促進

【現状と課題】

- ▶ 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置し、総合相談支援業務として、高齢者本人だけではなく、その家族に対しても、初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援を実施します。また、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握を行う業務の他、介護保険の申請に関する相談窓口も担っています。
- ▶ 地域包括支援センターの質の向上を図るため、市町及び地域包括支援センターでは、業務評価を実施していますが、評価指標の理解が不足していたり、評価結果が業務の改善につながっていないなどの課題があります。
- ▶ 地域包括支援センターで受ける相談には、高齢者本人の介護や生活支援など高齢者福祉の分野で対応可能なものだけでなく、障害のある家族の自立や無職の子ども就職などの支援が同時に必要になるなど課題が複合的になっているものもあり、支援する職員の負担が重くなっています。
- ▶ これらの複合的な課題に対応するためには、障害福祉や児童福祉、雇用政策、居住確保等の様々な分野と連携した支援が必要ですが、地域包括支援センターはその運営を社会福祉法人等に委託しているものが多く、市町の関連部局との連携に課題を抱えています。
- ▶ 一方、2017（平成29）年6月の社会福祉法の改正では、既存の分野ごとの支援体制を活かしつつ、あらゆる相談を受け止め、福祉、介護、医療、就労、住まいなどの必要な支援が地域の中で包括的に提供されるよう包括的支援体制の構築を図ることが市町の責務として位置付けられました。
- ▶ 加えて、2020（令和2）年6月の同法の改正では、市町の包括的支援体制の構築を一層推進するため、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者の各福祉分野を越えて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う新たな事業として、重層的支援

体制整備事業が創設され、国の財政支援などが盛り込まれました。

- ▶ このことにより、従来、分野ごとに行われていた相談や地域づくりに関する事業を一体的に実施することができるようになるなど、複合的な課題に対応するための制度整備が進んでいます。
- ▶ さらに、社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、新型コロナウイルス感染症の流行により、深刻化・顕著化した孤独・孤立問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が2024（令和6）年4月1日から施行されます。
- ▶ 「孤独・孤立対策推進法」は、国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進等について定めるものです。
- ▶ 孤独・孤立の問題は複合的な要因によるものであり、当事者等への支援を行う者がそれぞれ単独で対応するだけでは解決が困難であることから、関係者相互間の連携と協働を促進することが必要です。
- ▶ 2022（令和4）年度に本県が実施した調査では、孤独・孤立対策に資する活動を実施（検討を含む）するNPOは160団体で、このうち7割以上が「事業実施に当たりNPO間の連携が必要」と回答しており、関係団体同士のつながりの構築が重要となっています。
- ▶ また、高齢者、障害のある人、子ども、一人暮らし高齢者などさまざまな人があたたかいふれあいのなかで自立、連携して快適な日常生活を送ることができる地域社会をつくるため、地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成が大切です。
- ▶ 地域社会づくりを推進する担い手である民生委員・児童委員について、地域の課題が多様化、複雑化するなど、負担の軽減が課題となっています。
- ▶ また、複合的な課題の一つとして、法を犯した高齢者の福祉的支援があります。
- ▶ 静岡県における2022（令和4）年の刑法犯認知件数は、14,269件となっています。
- ▶ 刑法犯として検挙された者のうち、再犯者が占める割合は約5割となっていることから、再犯防止は犯罪を減らすための重要な課題となっています。
- ▶ 犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病、依存症、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人がおり、犯罪を減らし、安全・安心な地域であるためには、国、地方公共団体、民間団体等が連携して支援する必要があります。
- ▶ 矯正施設等を退所した高齢者や障害のある人は、福祉的な支援が必要にも関わらず、適切な支援を受けることができず、行き場所も定まらない場合が多く、その結果、再犯に至るケースが多い状況です。
- ▶ これらの高齢者等が、地域に戻るに当たっては、受け入れ先となる施設等の抵抗感が強いいため、帰住先の決定が難しい場合があります。また、住民票が抹消されているケース等では、福祉制度の利用の際に援護の実施者となる市町の確定が難しい場合もあります。

【施策の方向性】

- ▶ 市町及び地域包括支援センターが業務評価を効果的に活用できるよう支援するとともに、市町が地域包括支援センターの運営状況や課題を把握し、必要な支援を行うよう働きかけます。
- ▶ 地域包括支援センターが市町の障害福祉をはじめとした多様な部局と連携できるよう、市

町の高齢者福祉担当部局による後方支援の取組を促進します。

- ▶ 地域包括支援センターの相談機能の強化や関係機関との連携強化を図るため、職員の資質向上を図ります。
- ▶ 個人や世帯の抱えるあらゆる相談を包括的に受け止め、多機関が協働して課題解決に向けた相談支援を行うとともに、社会参加の支援や住民主体の地域づくりに向けた支援を一体的に行うことにより、包括的支援を促進します。
- ▶ 静岡県社会福祉協議会と協働し、市町における包括的支援体制の構築を支援します。
- ▶ 孤独・孤立対策推進法の2024（令和6）年4月からの施行を踏まえ、各市町において、関係機関等により構成され必要な情報交換及び支援内容に関する協議を行う「孤独・孤立対策地域協議会」の設置を促進します。孤独・孤立対策に取り組む官・民・NPO等の関係団体間のネットワークづくりを進め、行政と団体や団体間の相互理解を促進するとともに、各団体の得意分野を活かした多面的な支援につなげていきます。
- ▶ 市町をはじめ社会福祉法人やNPOで構成する「ふじのくに孤独・孤立対策プラットフォーム」に関係団体の参画を促し、支援事例の情報交換などを通じて、行政と団体間の相互理解を促進します。
- ▶ 地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）養成研修等を実施し、小・中学校区単位等で行われる住民主体の地域づくりや個人・家庭の個別支援の核となる人材を養成します。
- ▶ 住民と協働し、地域づくりを推進する担い手である民生委員・児童委員の活動を支援し、多様化、複合化する地域の生活課題等に対応できるよう民生委員・児童委員に対する研修や活動内容等に関する広報を行います。
- ▶ 犯罪をした人等が社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て、円滑に社会に復帰することができるよう、国の刑事司法関係機関や民間団体等と連携して施策を講じます。
- ▶ 福祉的支援を必要とする被疑者、被告人等の福祉サービス等の利用調整や釈放後の継続的な援助を行うとともに、帰住先を含めたニーズ把握、受入先調整、退所後のフォローアップを行うことにより、社会復帰を支援していきます。
- ▶ 受け入れ先の確保や円滑な福祉サービスの利用等のため、関係事業者や市町に対する普及啓発に努めます。
- ▶ 司法と福祉を結ぶ機関である「地域生活定着支援センター」を設置し、高齢の矯正施設等出所者等の地域生活移行及び定着を支援します。

(3) ふじのくに型福祉サービスの推進

【現状と課題】

- ▶ ふじのくに型福祉サービスは、「居場所」「ワンストップ相談」「共生型福祉施設」の3つの柱から成り立っており、ノーマライゼーションや共生の考えに基づき、高齢者、障害のある人、子どもなど分野ごとにある法律や制度の壁を越えて、「垣根のない福祉」を目指し、県が2010（平成22）年度から推進しているものです。（表1-1）
- ▶ ふじのくに型福祉サービスの取組開始から13年が経過する中で、2017（平成29）年度には、介護保険制度と障害福祉制度の両方に「共生型福祉施設」の一つである共生型サービスが

位置付けられ、また、2020（令和 2）年 6 月の社会福祉法の改正では、包括的な支援体制整備のための重層的支援体制整備事業が創設されるなど、関連する制度が整ってきたことから、これらの制度を活用した取組の推進が必要です。

- ▶ 居場所は、2023（令和 5）年 4 月時点で 667 か所あり、地域住民の交流の場だけでなく、健康づくりやそこに集う人同士の助け合いの拠点となっています。
- ▶ ワンストップ相談は、分野により相談窓口を分けることなく、住民の相談を 1 つの窓口で包括的に受けるサービスですが、2023（令和 5）年 4 月時点で、実施している市町は 23 市町と取組の拡がりが必要です。
- ▶ 共生型福祉施設は、高齢者向けの施設で障害のある人や子どもを受け入れたり、障害のある人向けの施設で高齢者や子どもを受け入れるなど、対象や制度の枠組みを越えて利用者が共に過ごすことができるサービスを提供するもので、基準該当サービス、短期入所サービス、指定サービスの 3 種類があり、2023（令和 5）年 4 月時点で、126 か所となっています。
- ▶ 障害福祉サービス事業所は介護事業所に比べ身近に少ないことから、事業所まで通うことが困難な場合があり、障害のある人が身近な地域で利用できるサービスの充実が求められています。

〈表 1 - 1 : 3 つの柱の説明〉

| 区 分 | 内 容 |
|----------|---|
| 居場所 | 高齢者、障害のある人、子どもの共生の場、地域交流の場 |
| ワンストップ相談 | 身近にある地域包括支援センター等で相談を受け付け、様々な施設や窓口と連携して対応 |
| 共生型福祉施設 | 通所介護事業所や介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで障害のある人や子どもなどに対する福祉サービスを実施 |
| 基準該当サービス | 指定事業所でなくとも一定の水準が担保された事業所ではサービス提供が可能となる制度を利用し、高齢者施設などで障害のある人などを受入れ |
| 短期入所サービス | 指定を受け、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などで障害のある人などの短期入所サービスを実施 |
| 指定サービス | 事業所の併設や一体化により、高齢者や障害のある人、子どもなどが共に過ごせる事業所 |
| 共生型サービス | 介護保険又は障害福祉のいずれかの該当サービスを受けている事業所について、もう一方の事業所指定の要件を緩和する制度を活用した指定サービス |

【施策の方向性】

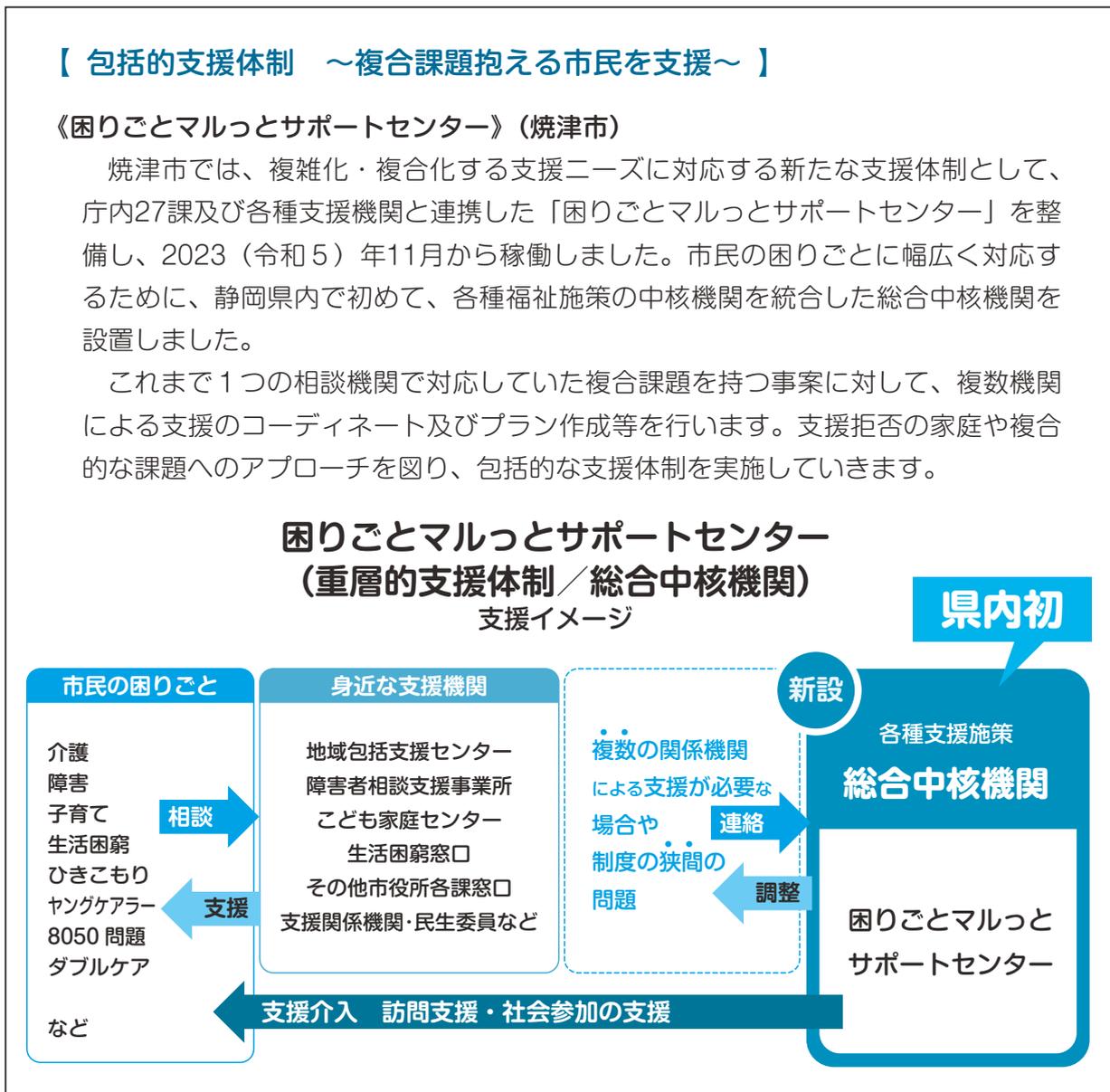
- ▶ ふじのくに型福祉サービスの理念の普及啓発を図ります。
- ▶ 市町の地域支援事業における住民主体の介護予防活動や生活支援の取組と合わせて、これらの取組の拠点となる居場所づくりを推進します。
- ▶ ワンストップ相談については、地域包括支援センター職員に対する研修会等を通じて、包括的な相談支援体制の整備や高齢者福祉以外の福祉分野の相談窓口との連携を働きかけ、ワンストップ相談の実施を促進します。
- ▶ 障害のある人が身近な場所で障害福祉サービスを受けることができるよう、介護事業所等における共生型障害福祉サービスや基準該当障害福祉サービスの提供拡大を支援します。

【 包括的支援体制 ～複合課題抱える市民を支援～ 】

《困りごとマルっとサポートセンター》（焼津市）

焼津市では、複雑化・複合化する支援ニーズに対応する新たな支援体制として、庁内27課及び各種支援機関と連携した「困りごとマルっとサポートセンター」を整備し、2023（令和5）年11月から稼働しました。市民の困りごとに幅広く対応するために、静岡県内で初めて、各種福祉施策の中核機関を統合した総合中核機関を設置しました。

これまで1つの相談機関で対応していた複合課題を持つ事案に対して、複数機関による支援のコーディネート及びプラン作成等を行います。支援拒否の家庭や複合的な課題へのアプローチを図り、包括的な支援体制を実施していきます。



(4) 権利擁護の推進

【現状と課題】

- ▶ 認知症などにより判断能力が低下した高齢者は、人権や権利の侵害を受けやすい状況にあります。特に、ひとり暮らし高齢者や判断力の低下した高齢者は、虐待や消費者被害に遭

しやすいという傾向があります。

- ▶ 認知症高齢者の増加や、知的障害のある人、精神障害のある人の地域移行が進む中、誰もが地域において安心して自立した生活を送るためには、判断能力や生活状況を踏まえた支援が必要です。
- ▶ 成年後見制度は、判断能力が十分でない人に対し、法的に権限を与えられた後見人等が、財産管理や身の回りの世話のための福祉サービス利用や施設入所の契約締結などの身上保護を行う制度です。しかしながら、後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者等の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用が必要です。
- ▶ 成年後見制度は、判断能力が十分でない人の権利を擁護し、生活や財産を守る重要な手段ですが、後見人等の確保・育成や制度の利用が十分に進んでいないといった課題があります。

【施策の方向性】

- ▶ 成年後見制度の利用促進を図るため、市町における地域連携ネットワークの構築やその中核機関の機能強化を家庭裁判所や専門職団体と連携して推進します。
- ▶ 市民後見人の養成や親族後見人を含めた受任後の専門的バックアップ体制の強化を推進し、権利擁護支援の人材確保を促進します。
- ▶ 成年後見制度の利用に至る前の日常的な支援を必要とする人に対する、日常的な金銭管理、福祉サービスの利用援助などを行う日常生活自立支援事業を充実・強化するとともに、利用者の成年後見制度への移行支援など両制度の円滑な連携を図ります。
- ▶ また、日常生活自立支援事業の信頼性を高めるため、事業に従事する専門員等の資質向上や不正防止のための監督機能の強化を図ります。

2 地域活動の推進

2022（令和 4）年の平均寿命は男性が 81.05 歳、女性が 87.09 歳となり、前年と比較して男性は 0.42 年、女性は 0.49 年下回りましたが、この 70 年間で約 20 年延伸しました。

平均寿命の延伸に伴い、子どもの独立後や定年退職後の時間が長くなり、住み慣れた地域で、生きがいを持って、人とのつながりの中で生活していくことの重要性が増しています。

地域活動には、自治会や老人クラブ（以下、「シニアクラブ」という。）など地域団体による活動の他、住民同士の支え合い、介護予防活動、趣味やスポーツのサークルなど多様な活動があります。

県では、2015（平成 27）年に、いくつになっても元気に活躍できる社会を目指し「ふじのくに型人生区分」を提唱しました。（表 1 - 2）

この「ふじのくに型人生区分」の普及により、これまでの 65 歳になったら高齢者として支えられる側になるとの画一的なイメージを払拭し、地域で高齢者がいきいきと活動し、社会の担い手として活躍する社会づくりを推進します。

〈表1-2：ふじのくに型人生区分〉

| 呼 称 | | 年齢区分 | 説 明 |
|--------|--|-----------------------------|------------------------------------|
| 老 年 | 百寿翁 ^{おきな} 百寿媪 ^{おうな} | 100歳以上 | 白寿後（100歳）以上茶寿（108歳）、皇寿（111歳）含む。 |
| | 長老 | 88 - 99歳 | 米寿（88歳）から白寿（99歳）まで |
| | 中老 | 81 - 87歳 | 傘寿後から米寿前まで |
| | 初老 | 77 - 80歳 | 喜寿（77歳）から傘寿（80歳）まで |
| 壮 年 | 壮年熟期 ^{じゅくき} | 66 - 76歳 | 経験を積み、様々なことに熟達し、社会で元気に活躍する世代（働き盛り） |
| | 壮年盛期 ^{せいき} | 56 - 65歳 | |
| | 壮年初期 | 46 - 55歳 | |
| 青年 | 18 - 45歳 | 社会的・生活的に成長・発展過程であり、活力みなぎる世代 | |
| 少年 | 6 - 17歳 | 小学校就学から選挙権を有するまでの者 | |
| 幼年 | 0 - 5歳 | 命を授かり、人として発達・発育する世代 | |

(1) 生きがいづくり活動・社会参加の促進

【現状と課題】

- ▶生活意識調査によると、要介護（支援）認定等を受けていない一般高齢者の地域活動への参加状況は、町内会・自治会に参加している人の割合が31.8%と一番高く、続いて、収入のある仕事が29.3%、趣味関係のグループが24.3%となっています。
- ▶スポーツや学習・教養、ボランティアのグループやシニアクラブなど、何かしらの活動に参加している人の割合は69.0%と多くの方が地域活動に参加している状況です。（表1-3）

〈表1-3：地域活動への参加状況〉

| 活 動 内 容 | 参加率 |
|-----------------|-------|
| 町内会・自治会 | 31.8% |
| 収入のある仕事 | 29.3% |
| 趣味関係のグループ | 24.3% |
| スポーツ関係のグループ・クラブ | 21.1% |
| ボランティアのグループ | 13.6% |
| 学習・教養サークル | 8.9% |
| 介護予防のための通いの場 | 7.2% |
| シニアクラブ | 7.2% |
| 上記の何かしらの活動に参加 | 69.0% |

① 地域団体・就労的活動等の活動推進

- ▶一般財団法人静岡県老人クラブ連合会（以下、「シニアクラブ静岡県」）は、県内最大の高齢者団体であり、孤立防止のためにひとり暮らしの高齢者を訪問する活動や健康づくり活動、趣味活動など、高齢者の多様な社会参加のニーズに対応できる活動母体ですが、会員数は2023（令和5）年度時点で72,155人と、10年前から約6万5千人減少しています。

- ▶ 今後、現在の多様な活動を継続するとともに、地域における生活支援の担い手として活動していくためには、会員の確保が課題となっています。
- ▶ 平均寿命の延伸や生産年齢人口の減少などにより、高齢者の就業率は年々増加しています。
- ▶ 内閣府の実施した「高齢者の経済生活に関する調査（2019年度）」では、「65歳ぐらいまで収入の伴う仕事をしたい」と回答した方は25.6%、「65歳を超えても（70、75、80歳ぐらいまで、働けるうちはいつまでも）収入の伴う仕事をしたい」と回答した方は59.0%と過半数の人が高齢になっても働き続けることを希望しています。
- ▶ 特に、サービス業等の人手が不足している分野や介護・育児等の現役世代を支える分野において、高齢者が担い手として期待されており、就業促進が求められています。
- ▶ また、多様な人材が生き生きと活躍できる環境づくりが求められており、NPO等の多様な主体の活躍も促進する必要があります。

② 生涯学習・スポーツの推進

- ▶ スポーツ庁が実施するスポーツの実施状況に関する世論調査によると、2022（令和4）年度における静岡県の高齢者のスポーツ実施率（週1回以上）は、60歳代が57.3%、70歳代が66.5%となっており、全世代の53.1%に比較して高くなっています。
- ▶ また生活意識調査によると、学習・教養サークルに参加している一般高齢者は8.9%おり、今後、住民有志による健康づくりや趣味の活動に参加したいと回答した人は6.5%います。
- ▶ 県では、高齢者のスポーツ活動や文化活動を推進するため、公益財団法人しずおか健康長寿財団と連携して、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及びすこやか長寿祭美術展を毎年開催しています。
- ▶ また、高齢者のスポーツ実施率は他世代に比べて高い状況ですが、引き続き体力の程度に関わらず、子どもから高齢者まで参加できるスポーツ・レクリエーション活動の普及や活動する環境の充実を進めることが必要です。

【すこやか長寿祭】

高齢者をはじめとする県民の生きがいづくりと健康づくりを促進し、明るく活力ある長寿社会の実現に寄与するため、しずおか健康長寿財団では、毎年、静岡県すこやか長寿祭として、60歳以上の方を対象とした「スポーツ・文化交流大会」「美術展」を開催しています。

すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会は、1990（平成2）年度から9種目の競技で開始され、2023（令和5）年度は、卓球、テニス、グラウンド・ゴルフなどのスポーツ競技と囲碁、将棋、健康マージャンなどの文化競技から構成された42種目の競技が行われています。

また、すこやか長寿祭美術展は、1997（平成9）年度から開始され、2023（令和5）年度は、日本画・洋画・書・彫刻・工芸・写真の6部門について、県内各地から208点の作品が出品されました。



【施策の方向性】

① 地域団体・就労的活動等の活動推進

- ▶ シニアクラブ静岡県と連携し、シニアクラブの実施する多様な活動の周知・広報等を通じて、加入者の確保に取り組みます。
- ▶ 市町と連携し、生活支援の担い手としての活動など、シニアクラブが行う多様な活動の活性化を図ります。
- ▶ 多様な就業機会の提供や働くことを通じた高齢者の生きがいづくり、高齢者の意欲と能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会の事業を支援します。
- ▶ あらゆる人が、生きがいを持って活躍することができるよう、社会貢献活動への参加のきっかけづくりを支援するため、NPOの活動内容などの情報を提供するとともに、県民にとって身近なNPO等への活動支援を行う市民活動センターの機能強化を図ります。
- ▶ 住民主体の生活支援の担い手を育成するため、市町における住民主体の支え合い活動の創出を支援します。

【老人クラブ（シニアクラブ）活動】

シニアクラブは、おおむね60歳以上の方であればだれでも参加することができる、住民主体の組織です。静岡県老人クラブ連合会（シニアクラブ静岡県）を中心に、2023（令和5）年4月1日時点で、県内には約1,600のシニアクラブがあり、約7万2千人の会員が活動しています。

活動内容としては、体操やペタンクなどのスポーツのほか、旅行・民謡といった趣味や文化活動など、自らの健康増進や生きがいづくりを促す活動をしています。また、ねたきりや病弱な方を訪問して孤立防止を防ぐ友愛訪問活動や、培ってきた知識や経験を活かして他の世代に地域の生活文化を伝承したり子どもの登下校の見守り活動を行う世代間交流活動など、社会奉仕・ボランティア活動も行っています。

他にも、シニアクラブ静岡県主催の「静岡県グラウンドゴルフ大会」や、リフォームファッションショー・歌謡・舞踏などを披露する「高齢者いきいき創造広場」、子どもと昔遊びなどをして交流する「こども夏だいがく」が行われており、みなさん楽しく、いきいきと活動しています。



「昔遊びコーナー」での交流の様子（@袋井市）

② 生涯学習・スポーツの推進

- ▶ 生涯学習の機会の確保を図り、高齢者の学習や教養を高めるための活動を促進します。
- ▶ 公益財団法人しずおか健康長寿財団と連携し、すこやか長寿祭スポーツ・文化交流大会及びすこやか長寿祭美術展への参加促進を図ります。
- ▶ 静岡県レクリエーション協会、公益財団法人静岡県スポーツ協会、市町、各競技団体等と連携を強化し、スポーツ・レクリエーション活動の普及に取り組みます。
- ▶ 健康・体力づくりやスポーツ活動を支援するため、地域における高齢者指導に優れたスポーツ指導者の養成に取り組みます。

(2) 住民主体の支え合い活動の推進

【現状と課題】

- ▶ 多様な生活上の困りごとへの支援が必要な高齢者の生活を支えるためには、介護保険制度のサービスだけでなく、地域住民による支え合い活動を推進する必要があります。
- ▶ 地域住民の支え合い活動には、ひとり暮らしや夫婦のみの高齢者世帯などの見守り活動、ゴミ出しや家事などの生活支援、住民主体の通いの場（以下、「通いの場」）による介護予防活動などがあります。
- ▶ これらの活動を推進していくためには、地域住民が主体的に活動に参加する必要がありますが、支え合い活動の必要性の認識が十分でないことや、高齢になっても働き続ける人が増えていることから、活動を行う担い手の確保が課題となっています。
- ▶ また、住民主体の支え合い活動は、市町が生活支援体制整備事業の中で、生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置により、支援ニーズ把握、サービス開発、ニーズとサービスのマッチングなどを行うこととなっています。
- ▶ 生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置する単位としては、市町全域の第1層、日常生活圏域の第2層があり、第1層では市町全域でのサービス開発等、第2層では支援ニーズや社会資源の把握等の活動を行っています。
- ▶ 2023（令和5）年4月時点で、生活支援コーディネーターは、第1層が全市町で51人、第2層が25市町で136人配置されています。また、協議体は第1層が全市町、第2層が23市町で設置されています。
- ▶ 第1層生活支援コーディネーターの約7割が、第2層生活支援コーディネーターの約9割が市町社会福祉協議会への委託事業として配置されています。
- ▶ 地域課題が多岐に渡り複雑化する中、その解決のためには、福祉の領域を越えて、行政の庁内連携をはじめ、関係機関や民間事業者等との連携・協働がより一層求められています。
- ▶ このため、生活支援コーディネーターは、行政や地域包括支援センターと連携しながら取組を進めていく必要があります。
- ▶ 第1層生活支援コーディネーターを行政職員が担っている市町は、2016（平成28）年4月時点では4市町でしたが、2023（令和5）年4月には12市町となっており、年々増加しています。
- ▶ 役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、市町の地域課題に応じて、就労的活動支援コーディネーターが配置できることとされています。
- ▶ 生活支援コーディネーターは、高齢者の生活支援に限らず、就労支援を行うため、就労的活動支援コーディネーターや高齢者雇用推進コーディネーターと連携・協働しながら活動をしていくことが求められています。
- ▶ 生活支援体制整備事業においては、地域包括支援センターの業務や地域ケア会議などと相互補完的な業務の実施が重要ですが、役割分担や連携が十分にできていないといった課題もあります。
- ▶ 協議体については、関係者で地域課題を共有し、サービスの創出等の議論を行う本来の目的ではなく、開催すること自体が目的になっている地域もあります。
- ▶ そのため、協議体については、民間事業者や大学なども含めて、福祉分野に限らず、幅広い視点から課題に応じた構成員の参画を促すなど、地域の関係者で地域課題の解決策を議論する場として機能する必要があります。

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

- ▶ 住民主体の支え合い活動の必要性について地域住民の理解促進を図ります。
- ▶ 地域の課題を把握し、行政や地域包括支援センター、民間事業者等と連携・協働して地域の課題解決ができる生活支援コーディネーターの配置に努めます。
- ▶ 地域包括支援センターの業務や地域ケア会議との役割の明確化を図ります。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ 市町と連携し、住民主体の支え合い活動の必要性について、好事例の情報発信等により理解促進を図ります。
- ▶ 市町ごとにとり組状況や課題が異なることから、市町的生活支援体制整備事業の実施状況を把握し、必要な支援や助言を行います。
- ▶ 市町単独では支援が困難な生活支援等の課題に対して、課題解決や関係機関との連携を支援します。
- ▶ 市町における住民主体の支え合い活動の創出を支援するため、活動創出に関する事業の企画・運営を支援します。
- ▶ 多様な主体による生活支援の取組を進めるため、生活支援コーディネーターの養成研修やスキルアップ研修を開催する等、資質の向上を図ります。

3 地域共生社会の環境整備

誰もが地域の中で安心して暮らすためには、生活の場となる住まいの確保をはじめ、日常生活を支障なく送ることができる環境が必要です。

地域包括ケアシステムにおいて住まいは、ただ、住む場所があるということだけでなく、本人の希望と経済力に応じた住まい方を選択できることが重要であることから、多様な住まいと住まい方が選択できる環境整備を図ります。

また、誰もが買い物などの経済活動や他者との交流などの社会参加のためにためらうことなく外出できるよう、移動手段の確保や移動支援サービスの創出等、外出しやすい環境整備に取り組みます。

加えて、働くことを希望する人が、本人の希望や状態に応じた就労が可能となるよう、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進します。

(1) 住まいの安定的な確保

【現状と課題】

- ▶ 住まいには、戸建住宅、マンションやアパートなどの賃貸住宅、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、介護保険の居住系サービスを提供する施設、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）など様々なものがあります。
- ▶ 高齢化の進行に伴い、ひとり暮らしを含め、高齢者のみの世帯が増加しており、また、今後も増加する見込みであることから、高齢者が安心して生活できるよう、手すりの設置や段差の解消など高齢者等のための設備を備えた住宅、見守りをはじめとする生活支援サー

ビスが利用可能な住宅の整備を進める必要があります。

- ▶ 借家に住んでいる高齢者のうち、要介護（支援）認定を受け、ひとり暮らし又は夫婦のみ
の高齢者世帯の方については、住まいの確保について特に配慮が必要なことから「住宅確
保要配慮者」として位置付け、居住の安定確保を図る必要があります。
- ▶ 2023（令和5）年4月1日時点での主な高齢者向けの住まいの整備状況は、表1-4のと
おりとなっています。
- ▶ 生活困窮や社会的孤立など多様な生活課題を抱える高齢者や法を犯し社会復帰に支援が必
要な高齢者などの住まいとして、養護老人ホームや軽費老人ホームは重要な役割を担って
います。
- ▶ 特に、自立した生活が困難な高齢者については、住まいとしての機能だけでなく、状態に
応じた自立生活を支援する役割も期待されていますが、入所者の平均年齢の上昇に伴い、
養護老人ホームや軽費老人ホームにおける特定施設入居者生活介護の需要も高まっていま
す。

〈表1-4：高齢者の住まいの整備状況（2023年4月1日時点）〉

| | 住まいの種別 | 概要 | 整備 (定員) 数 (単位：人) |
|-------------------------|--------------------------|---|---------------------------|
| 介護保険の施設・ 居住系サービス提供施設 | ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） | <ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設の事業者指定を受け、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うもの。 介護老人福祉施設のうち、定員29人以下の小規模なものを「地域密着型介護老人福祉施設」という。 | 19,593 |
| | ②特定施設入居者生活介護事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅であって、事業者指定を受け、入浴や食事等の介護、洗濯や掃除等の家事、その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うもの 介護専用型特定施設のうち、定員29人以下の小規模なものを「地域密着型特定施設」という | 9,512 |
| | ③認知症対応型共同生活介護事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 認知症対応型共同生活介護の事業者指定を受け、要介護者であって認知症である者に対し、入浴や食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うもの | 6,651 |
| | ④養護老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> 環境上の理由及び経済的理由により養護を受けることが困難な高齢者を入所させ、必要な指導、訓練、その他の援助を行うことを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる | 1,528 |
| | ⑤軽費老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> 無料又は低額な料金で、日常生活に不安があり、家族による援助を受けることが困難な高齢者を入所させ、食事の提供等の日常生活上必要な便宜を提供することを目的とした施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる | 2,547 |
| | ⑥有料老人ホーム | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者を入居させ、入浴や食事等の介護、食事の提供、洗濯や掃除等の家事、健康管理を提供する事業を行う施設で、特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる | 15,000 |
| | ⑦サービス付き高齢者向け住宅 | <ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅や有料老人ホームで、一定の住戸面積、設備、バリアフリー構造の基準を満たし、状況把握サービス及び生活相談サービスが提供されるもので、知事等の登録を受けたもの 特定施設入居者生活介護の事業者指定を受けることができる | 5,771 |
| ケア付き公的賃貸住宅 | ⑧高齢者向け優良賃貸住宅 | <ul style="list-style-type: none"> 民間事業者等が知事等から供給計画の認定を受けて整備するものであって、バリアフリー化され、緊急時対応サービスの利用が可能な賃貸住宅 | 447 |
| | ⑨シルバーハウジング | <ul style="list-style-type: none"> バリアフリー化された公共賃貸住宅で、生活援助員（L S A）による生活相談、安否確認、緊急時の対応等の日常生活支援サービスの提供を併せて行うもの | 186 |
| | ⑩高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅 | <ul style="list-style-type: none"> デイサービスセンターや小規模多機能型居宅介護事業所等の高齢者居宅生活支援施設が併設された公共賃貸住宅 | 0 |

※サービス付き高齢者向け住宅は1戸を1人として計算。

【施策の方向性】

- ▶ 高齢者が安心して生活できるよう、バリアフリー構造を備え、見守りサービスを提供する「サービス付き高齢者向け住宅」を普及・促進するとともに、運用・管理の適正化を図ります。
- ▶ 高齢者が生活しやすい住まいの普及を図ります。
- ▶ 高齢者を含む住宅確保要配慮者の居住の安定確保のために、静岡県居住支援協議会の活動を通じて住宅情報を提供し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ▶ 誰もが暮らしやすい県営住宅となるよう、ユニバーサルデザイン化を進めます。
- ▶ 県営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を的確に果たすことができるよう、入居手続における連帯保証人制度を廃止するなど入居基準等を見直し、住宅確保要配慮者に対して的確な住宅供給を行います。
- ▶ 養護老人ホームについては、環境上の理由及び経済的理由による入所者に加え、虐待を受けた高齢者の緊急保護など、地域のセーフティネットとしての役割を果たすことができるよう、必要に応じて整備を支援します。
- ▶ 軽費老人ホームについては、家庭環境・住宅事情・経済状況などの理由により、自宅で生活することが困難な高齢者の入所施設であり、無料又は低額な料金で生活することができるよう、入所者の負担軽減を図ります。
- ▶ 養護老人ホームや軽費老人ホームには、入所者の高齢化に伴う介護保険法の特定施設入居者生活介護としてのニーズも見込まれることから、増改築に合わせて特定施設の指定が受けられるよう、適切な助言を行います。

(2) 移動・外出しやすい環境整備

【現状と課題】

- ▶ 生活意識調査によると、昨年と比較して外出頻度が減る方は年齢が高くなるほど多くなる傾向にあります。
- ▶ 外出頻度が減るのは、外出機会そのものが減るだけでなく、身体機能低下から外出がしづらくなったり、バス路線の廃止や店舗の閉店による周辺環境の変化など、様々な要因が考えられますが、外出し、人と交流することは、生活の質の向上や介護予防、認知症予防にも効果的と言われており、高齢者が外出しやすい環境の整備が重要です。
- ▶ また、自動車運転免許証を返納する高齢者も増えており、自動車運転免許証返納後の移動手段の確保が課題となっています。
- ▶ 高齢者の多様な移動支援ニーズに対応し、外出しやすい環境を整備するためには、行政の交通部局、まちづくり部局、福祉部局等が連携し、様々な施策を推進する必要があります。

① ユニバーサルデザインの推進

- ▶ 高齢者や障害のある人などが外出しやすい環境づくりのため、公共的建築物や道路等をはじめとするまちづくりやサービス・情報の提供に関するユニバーサルデザインの取組を着実に進めたことにより、県民の認知度も上がったほか、法制度の整備によっても、ユニバーサルデザインを推進する環境が整ってきています。
- ▶ 今後、高齢化の進行、障害のある人をはじめとする多様な特性を持つ人の社会参加の増加、

デジタル化の進展などの様々な社会環境の変化を踏まえ、引き続きユニバーサルデザインに関する取組が必要です。

② 公共交通の維持・確保、歩道や駅のバリアフリー化

- ▶ 利用者の減少や運転手不足により、バス事業者だけで維持することが困難な路線が多くなっている状況です。
- ▶ そのため、市町によるコミュニティバス、デマンド型交通の運行に加え、NPO等の提供する移動支援などを充実する必要があります。
- ▶ 加えて、将来的には、公共交通への自動運転技術の導入も検討する必要があります。
- ▶ 高齢者や障害のある人などが公共交通を利用しやすいよう、バスや駅などのユニバーサルデザイン化を更に推進する必要があります。
- ▶ また、高齢者、障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、高齢者、障害のある人が利用する旅客施設、建築物等の生活関連施設を結ぶ経路を構成する道路等について、移動等円滑化が図られていることが重要です。

③ 住民主体の移動サービスの充実

- ▶ 県では、市町と連携し、住民主体の移動サービスの充実に取り組んでおり、住民ニーズに応じた移動支援対策を実施している市町は2022（令和4）年で28市町と取組は広がっています。
- ▶ しかしながら、住民主体の移動サービスは、道路運送法等をはじめ、関連する各種制度の理解が必要ですが、制度が複雑なため、更に理解を促進する必要があります。
- ▶ 住民主体の移動サービスを創出するためには、地域における移動支援ニーズの把握が必要ですが、市町における地域課題の整理が不十分であり、ニーズと支援のマッチングが十分できていません。
- ▶ また、高齢になっても働き続ける人が増えていることなどから、担い手となる運転ボランティアの確保が課題となっています。
- ▶ 住民主体の移動サービスの実施に当たっては、行政の交通部局やまちづくり部局との調整が不可欠であり、更に連携を推進する必要があります。

【施策の方向性】

① ユニバーサルデザインの推進

- ▶ 高齢者をはじめ、誰もが利用しやすく配慮された建物、公園、住宅等の整備を促進するとともに、利用しやすい行政サービスや情報の提供に努めます。
- ▶ 県民一人ひとりが、高齢者や障害のある人などの様々な特性や考え方の違いを認め合い、相手の立場に立って思いやりある行動ができる「心のユニバーサルデザイン」の促進を図ります。

② 公共交通の維持・確保、歩道や駅のバリアフリー化

- ▶ 生活に必要な交通手段の確保を図るため、市町におけるコミュニティバス、デマンド型交通等の取組を支援します。

- ▶ 交通事業者が運行する市町を跨がる路線バスを支援します。
- ▶ 公共交通への自動運転技術の導入の可能性について検討を行います。
- ▶ 高齢者、障害のある人等をはじめとした全ての人が、安全で快適に移動できる歩行空間の整備を推進します。

③ 住民主体の移動サービスの充実

- ▶ 市町における住民の移動支援ニーズの把握やニーズとサービスのマッチングを促進するとともに、単独ではサービス創出が困難な市町に対しては、伴走型支援を行います。
- ▶ 「移動サービス創出に係る普及事例集」を活用し、住民に対し移動支援の意識醸成を図るとともに、市町における運転ボランティア等の担い手育成を支援します。
- ▶ 住民主体の移動サービスの立ち上げや継続を支援するための相談窓口の設置やアドバイザーの派遣を行い、市町の移動支援サービスの充実を支援します。
- ▶ 市町の交通部局やまちづくり部局と福祉部局の連携を支援し、関係者間で移動手段の確保に関する連携・調整を図るための体制整備を図ります。

(3) 働きやすい環境整備

【現状と課題】

- ▶ ライフスタイルや就労環境の多様化が進む中、働く意欲のある誰もがその能力を発揮できるよう、介護等と仕事の両立など、それぞれの事情に応じた柔軟な働き方ができる職場環境づくりが求められています。
- ▶ また、高齢者の就労に関しては、ハローワークにおける65歳以上の求職者の就職率は、2021（令和3）年度時点で18.0%と低位であり、高齢者の就労が簡単には進まない現状があります。

【施策の方向性】

- ▶ 介護等と仕事を両立できる柔軟な働き方が選択できるよう、企業における働き方や職場環境の見直しを支援します。
- ▶ 就労を希望する高齢者が安全に社会で活躍できるよう、高齢者と企業とのマッチングを支援します。

4 安全・安心の確保

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、安全に暮らすことのできる環境が重要です。

特に、消費者被害、オレオレ詐欺等の特殊詐欺被害、交通事故の被害など、高齢者が被害者となりやすい事件・事故の防止が重要となります。

また、地震や風水害などの自然災害に対しては、住居の防災対策に加え、発災時に高齢者の避難に必要な支援や速やかな救助がされるよう、地域を挙げた防災対策が重要です。

日常的な感染対策を支援しながら、地域住民がつながり合って、安全・安心な暮らしを送るための地域づくりを推進します。

(1) 防犯まちづくりの推進

【現状と課題】

- ▶ 静岡県における刑法犯認知件数は、統計開始以降、戦後最大を記録した2002（平成14）年から20年連続して減少し、2022（令和4）年は14,269件と、前年に比べ171件減少しました。
- ▶ 一方、高齢者の被害が多い特殊詐欺は、2022（令和4）年は416件発生し、被害額は約9億円となっています。

【施策の方向性】

- ▶ 「ふじのくに防犯まちづくり行動計画」に基づき、取組を推進します。
- ▶ 高齢者が安心して生活を送ることができるよう、防犯情報等の提供を行うとともに、地域や関係機関等と連携した見守り活動を推進します。

(2) 消費者被害の防止と救済

【現状と課題】

- ▶ 県や市町の消費生活センターで受け付けた高齢者からの消費生活相談件数の割合は、他の年齢層と比べて高い傾向にあります。
- ▶ インターネット通販やキャッシュレス決済などデジタルを介した消費行動が高齢者の中でも増加している一方で、消費者トラブル防止の観点から、デジタルリテラシーの課題がある人が存在しています。
- ▶ ひとり暮らしの高齢者が増加しており、孤独・孤立によって消費者トラブルが顕在化しにくくなるおそれがあります。

【施策の方向性】

- ▶ 高齢者からの消費生活相談に適切に対応するため、法改正や最新の消費トラブル事例などの研修会を開催し、消費生活相談員の資質向上を図ります。
- ▶ 高齢者自らが消費トラブルを未然に回避する知識を身につけることができるよう、出前講座による消費者教育や注意喚起を行います。
- ▶ 消費トラブルを自力で回避することが困難な後期高齢者などの消費者被害を防止するため、市町が高齢者支援に関わる団体などと構成する見守りネットワーク（消費者安全法に基づく「消費者安全確保地域協議会」）の構築や活動を支援します。

(3) 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- ▶ 2023（令和5）年の県内の交通事故は、件数、死者数、負傷者数ともに減少しました。特に死者数は統計を取り始めた昭和28年以降最少となりました。
- ▶ 2023（令和5）年の交通事故死者数は70人のうち高齢者は39人と半数以上に上り、高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題となっています。また、高齢死者39人のうち歩行中は20人（51.3%）であり、事故防止のためには、全ての世代に対して人優先の交通安全思想を徹底する必要があります。

- ▶ また、県内の高齢者免許人口は年々増加しており、高齢運転者に起因する交通事故の増加も懸念されます。
- ▶ 70歳以上（更新期間満了日時点、以下同じ）の運転者が、運転免許を更新する際は高齢者講習を受けることとされており、自らの身体機能の変化への自覚を促すとともに、安全運転の方法等に関する助言・指導が行われています。
- ▶ また、75歳以上で更新する際は認知機能検査を受けることとされ、認知症の場合は免許取消し等の措置が講じられます。
- ▶ さらに、2022（令和4）年5月の道路交通法改正により、75歳以上で普通自動車対応免許を所持し一定の違反歴がある者は運転技能検査を受けることとされ、検査に合格しない場合は免許を更新しないこととされています。
- ▶ 運転免許センター・各警察署では、これらの講習・検査等に関して、運転者本人のみならず家族からの相談にも対応しており、こうした取組の結果、2022（令和4）年中の県内の運転免許自主返納者数は約1万6,300人でした。
- ▶ 引き続き、自主返納制度の周知と返納後の移動を支援する施策の充実強化に取り組んでいく必要があります。

【施策の方向性】

- ▶ 夕暮れ時から夜間は、特に歩行者が見え難く歩行者事故が増加傾向にあることから、夕暮れ時の歩行者事故防止対策を図ります。また、歩行者自身も、自らの安全行動として「しずおか・安全横断3つの柱」の実践を図るよう交通安全教育や広報活動等を推進します。
- ▶ 交通実態、交通事故発生状況に基づく効果的な交通事故防止活動を推進することによって全ての世代に対して、交通安全意識の醸成を図ります。
- ▶ 高齢運転者に対して、身体機能の変化が運転操作に及ぼす影響について理解を促すための交通安全教育を推進します。
- ▶ 安全運転相談の周知と相談体制の整備に努め、高齢運転者への支援を適切に推進します。
- ▶ 運転に不安を覚える高齢者が自主的に運転免許を返納しやすい環境の整備に努めます。

(4) 防災対策・災害対策の推進

【現状と課題】

① 地域における防災対策の推進

- ▶ 県では、東海地震説（昭和51年）以降、突然発生する地震への防災対策とともに、地震予知を前提とした防災対策を実施してきましたが、国は、確実性の高い地震予測は困難であると考えを改めました。
- ▶ 一方で、地震発生の可能性が相対的に高まったとの評価をすることは可能とされ、2019（令和元）年5月31日から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されることになりました。
- ▶ この「南海トラフ地震臨時情報」を活用し、避難に時間がかかる要配慮者等を事前に避難させることで、犠牲者の減少に繋げる必要がありますが、この情報に対する県民の理解が進んでいないことが課題となっています。
- ▶ 想定される大規模地震や津波、豪雨災害等による犠牲者を最小化するためには、正しい防災知識や適切な避難行動についての周知や啓発を行うことで、県民の防災意識の維持や向

上、住民避難の実効性向上等に取り組んでいく必要があります。

- ▶ また、大規模災害の発生に備え、自らの命を守り、地域で組織的に防災活動に取り組むことができるよう、地域防災の核となる自主防災組織の対応力や次代を担う子どもたちの防災意識の向上を図る必要があります。
- ▶ 加えて、12月の第1日曜日の「地域防災の日」を中心に、各地域で、自主防災組織を主体とした「地域防災訓練」が毎年実施されていますが、近年、参加率が伸び悩んでいることから、参加者が意義を感じられるような、地域特性を踏まえた訓練を実施する必要があります。

② プロジェクト「TOUKAI-0」の取組

- ▶ 1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割以上が住宅・建築物の倒壊等による圧死・窒息死でした。
- ▶ 想定される南海トラフ地震においては、旧耐震基準で建築された木造住宅の多くが地震の揺れで倒壊し、多大な被害となることが予想されています。
- ▶ 県内における住宅の耐震化率は2018（平成30）年で89.3%となっており、静岡県耐震改修促進計画（令和3年4月）において目標に掲げる2025（令和7）年度末の耐震化率95%の達成に向け、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、市町と一体となって住宅の耐震化を促進しています。
- ▶ 旧耐震基準で建築された住宅の約7割の世帯は、高齢者が家計を主に支えており、高齢で跡継ぎがない、耐震補強のための資金がないといった理由で、耐震化に踏み出せない世帯が多く残っています。
- ▶ 大規模地震後に、住宅の倒壊や著しい損傷により多くの世帯が避難所へ避難した場合、新型コロナウイルスをはじめとする感染症リスクが懸念されます。

③ 避難支援等の推進

- ▶ 必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動を取る際に、特に配慮を要する者を「要配慮者」といい、そのうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者を「避難行動要支援者」としています。
- ▶ 要配慮者は、災害時において介護や特別な配慮が必要なことがあり、一般の避難所では避難生活が困難な場合が想定されることから、「福祉避難所（バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられる避難所）」の設置を促進する必要があります。
- ▶ 2021（令和3）年5月の災害対策基本法施行規則の改正により、福祉避難所について、あらかじめ市町が受入対象者を特定して公示することによって受入対象者とその家族等の避難する施設であることを明確化できる制度（以下、「指定福祉避難所」）が創設され、市町が指定福祉避難所として指定することで、特定の受入対象者は福祉避難所に直接避難ができるようになりました。
- ▶ 2023（令和5）年4月現在、福祉避難所は35市町で792施設が協定締結や指定福祉避難所としての指定により確保されていますが、受入体制の整備や要配慮者数に対する受入可能人数が十分でなく、要配慮者の円滑な避難のためには、平時から福祉避難所としての受入体制を整備するほか、一般の避難所においても、要配慮者を受け入れる体制を確保する必要があります。

- ▶ 災害対策基本法において、実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町に義務づけられ、その作成に必要な個人情報を利用できること、また、避難行動要支援者からの同意を得て、平常時から避難支援等関係者に情報提供すること、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること、加えて、名簿情報の提供を受けた者の守秘義務や名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められています。
- ▶ さらに、2021（令和3）年5月の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿に掲載された避難行動要支援者の円滑な避難の実効性を確保するため、避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画について、市町による作成が努力義務化されました。
- ▶ 個別避難計画の作成は、市町が主体となり、実効性ある計画とするため、地域防災の担い手だけでなく、本人の心身の状況や生活実態を把握している福祉専門職や地域の医療・看護・介護・福祉などの職種団体、企業等、様々な関係者と連携して取り組むことが必要です。
- ▶ 2021（令和3）年の災害対策基本法の改正を踏まえ、市町による「個別避難計画の作成・活用方針」の策定と、それに基づく個別避難計画の作成及び実効性の確保への取組を支援する必要があります。
- ▶ また、災害発生時に避難所や福祉避難所等においては、要配慮者を支援するための福祉的ニーズが大量に発生する一方、福祉人材の確保は困難となることが想定されるため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等を円滑に派遣できるよう、日頃から関係者の連携を図る必要があります。

【施策の方向性】

① 地域における防災対策の推進

- ▶ 南海トラフ地震臨時情報や地域の水害リスク等の各種防災情報を県民が正しく理解し、適切に避難できるよう支援します。
- ▶ 地震防災センターや、ICTを活用したデジタル地震防災センター及び総合防災アプリ「静岡県防災」により、県民の自助・共助の取組を推進します。
- ▶ 地域防災力の向上を図るため、地域防災リーダーを育成するとともに、将来にわたって地域防災力の維持・向上を図るため、次代の防災リーダーを育成します。
- ▶ 市町や関係各課と連携を図り、地域特性を踏まえた訓練の実施を促進していきます。

② プロジェクト「TOUKAI-0」の取組

- ▶ 2025（令和7）年度末の耐震化率95%の目標達成に向け、支援事業の期限（無料の耐震診断は2024（令和6）年度まで、耐震補強工事への補助金は2025（令和7）年度まで）を定め、市町や福祉部局と連携して木造住宅の耐震化を強力に促進します。
- ▶ 避難所での感染症リスクを軽減するため、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送ることができるよう、従前より高い耐震性を確保する耐震補強を促進します。

③ 避難支援等の推進

- ▶ 災害発生時に要配慮者が安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所や一般避難所におけ

る要配慮者スペースの確保、民間宿泊施設の福祉避難所としての活用、指定福祉避難所の指定による直接避難の取組を促進します。

- ▶ 発災後の福祉避難所の開設・運営を円滑に行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」を活用し、市町のマニュアル整備を支援します。
- ▶ 「指定避難所を活用した要配慮者受入れモデル」と「宿泊施設への福祉避難所設置モデル」の普及を図り、市町の取組を促進します。
- ▶ 個別避難計画の策定率を向上させるため、特に優先すべき避難行動要支援者から作成するなど市町における効率的な計画策定の取組を支援します。
- ▶ 個別避難計画の実効性を向上させるため、福祉専門職等の参画による「災害時ケアプラン」の作成を促進します。
- ▶ 静岡県災害福祉広域支援ネットワークと連携し、市町や福祉避難所に指定された事業所等にDWA Tを周知し、関係者の連携の強化を図ります。

(5) 感染症対策の推進

【現状と課題】

- ▶ 高齢者の日常生活において問題となる感染症には、結核や腸管出血性大腸菌感染症（O157等）、ノロウイルスなどが原因となる感染性胃腸炎、インフルエンザ、肺炎の他、2020（令和2）年に国内での感染者が確認され、以降も流行を繰り返している新型コロナウイルス感染症などがあります。
- ▶ 感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に従い、県では、「静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画」に基づき、発症の予防・まん延防止、医療提供体制の確保などに取り組んでいます。
- ▶ 感染症の中でも特に肺炎は、高齢者の死亡原因の7位であり、2022（令和4）年の肺炎により死亡した高齢者は1,919人と、高齢者の肺炎予防が課題となっています。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症への対応に当初困難を極めたことから、感染対策のスキルアップや資器材の準備、医療機関との連携の重要性が認識されました。

【施策の方向性】

- ▶ 高齢者の肺炎予防としては、適切な食事と十分な睡眠で免疫力を保つこと、インフルエンザの流行期等に入混みに行く際にはマスクを装着し、手洗いを励行すること、インフルエンザワクチン、成人用肺炎球菌ワクチンや新型コロナウイルスワクチンをかかりつけ医のもとで適切に接種することを周知徹底します。
- ▶ 高齢者の結核の症状は、食欲と活動性の低下のみで発熱や咳が乏しいことも多いので、食欲や元気が無い状態が2週間続く場合は、かかりつけ医に受診して、診察と胸部レントゲン撮影等の検査を受けることが早期診断・治療のために重要です。このことを周知するとともに、総合的な結核対策によって、県内の結核新規患者数の減少を目指します。
- ▶ 2023（令和5）年4月1日に感染症対策の司令塔となる「ふじのくに感染症管理センター」を開設し、「防疫先進県」を目指して、10年後を見据えた感染症への対応力強化に努めており、社会福祉施設の感染症への対応力向上のための研修の実施やICTを活用した情報発信機能の充実を図るための情報プラットフォームの構築などに取り組んでいます。

【成果指標】

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------|--------------|--------------|
| 社会参加している高齢者の割合 | 69.0% | 75% (2025年度) |

【活動指標】

1 分野を越えた福祉の推進

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|--------------------------|--------------|--------------|
| 地域福祉コーディネーター養成者数 | 24人 | 毎年度30人 |
| 包括的相談支援体制の整備を行った市町数 | 21市町 | 全市町 (2024年度) |
| 障害のある人を受け入れている介護サービス事業所数 | 65か所 | 98か所 |

2 地域活動の推進

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|-----------------------|--------------|---------------|
| すこやか長寿祭参加者数 | 4,832人 | 5,400人 |
| シルバー人材センター就業延人員 | 1,984,472人 | 毎年度2,350,000人 |
| 生活支援体制整備スキルアップ研修の受講者数 | 170人 | 毎年度200人 |

3 地域共生社会の環境整備

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|-------------------------------------|---------------|--------------------|
| 県営住宅へのユニバーサルデザイン導入の割合 | 65.8% | 72.5% |
| サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数 | 5,774戸 | 6,300戸 (2025年度) |
| 市町居住支援協議会設立人口カバー | 1% | 50% |
| 県内の乗降客2,000人/日以上以上の駅のユニバーサルデザイン化の割合 | 87.7% | 100% |
| バリアフリー対応バス車両の導入割合 | 87.0%(2021年度) | 90.0% |
| 住民主体の移動支援を実施している市町数 | 28市町 | 全市町 |
| 高齢者雇用推進コーディネーターの支援による就職者数 | 337人 | 毎年度300人 |

4 安全・安心の確保

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|------------------------------|---------------------|---------------------|
| 消費生活相談における被害額 | 395千円 | 280千円以下 (2025年度) |
| 交通事故の年間死者数 | 83人 (2022年) | 80人以下 (2025年) |
| 高齢者対象の参加・体験・実践型交通安全講習会開催回数 | 18回 (2022年) | 毎年度18回 |
| 住宅の耐震化率 | 89.3% (2018年) | 95% (2025年) |
| 福祉避難所への想定避難者数が全て受入れ可能な市町数 | 26市町 | 全市町 |
| 優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町数 | 11市町 | 全市町 |
| 地域防災力強化人材育成研修修了者数 | 31,732人 (2022年度) | 毎年度32,500人 |
| わたしの避難計画普及地区数 | 8地区 (2021年度) | 5,161地区 (2025年度) |
| 65歳以上の肺炎死亡人数 (人口10万人対) | 176人 (2022年) | 150人 (2028年) |

第2

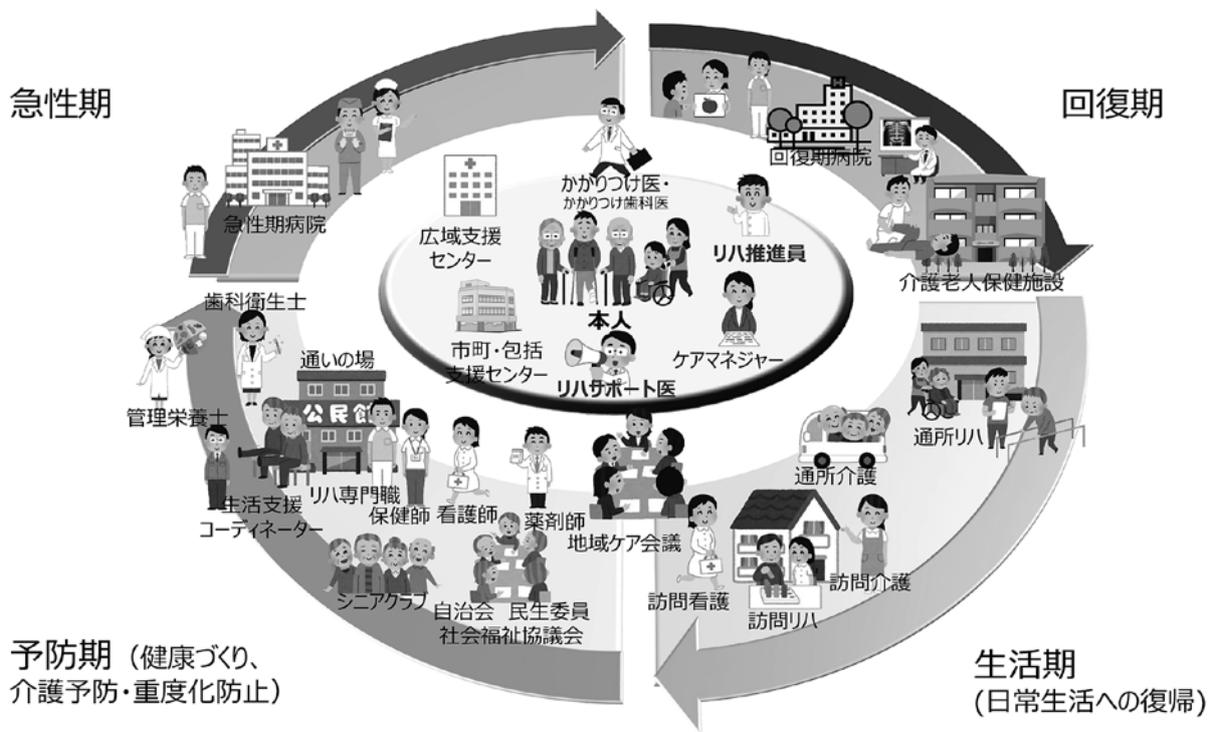
健康づくりと介護予防・重度化防止の推進

1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

住み慣れた地域社会の中で安心してその人らしくいきいきとした日常生活を送ることができるよう、市町・地域包括支援センター、地域リハビリテーションサポート医や地域リハビリテーション推進員等が、予防期、急性期、回復期、生活期の各段階を通じて多職種・多機関が連携し、切れ目なく本人とその家族を支援することを目指します。

本県の地域リハビリテーションは、疾病からの回復だけでなく、健康づくりや介護予防も含めた幅広い概念です。

〈図2-1：静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿〉



※地域リハビリテーションとは、障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてをいう（一般社団法人日本リハビリテーション病院・施設協会の定義）。

※地域リハビリテーションサポート医とは、リハビリテーションに関するかかりつけ医や介護専門職への支援、多職種の連携づくりの推進役となる医師。地域リハビリテーション推進員とは、市町等が実施する介護予防事業などに対してリハビリテーションの視点から助言するリハビリテーション専門職（理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST））。

(1) 全体像

【現状と課題】

- ▶ 静岡県の要介護（支援）認定者数は、2013（平成25）年3月の147,887人から2023（令和5）年3月には187,677人と、10年間で約40,000人が増加し、1.3倍となっています。
- ▶ 2022（令和4）年度の国民生活基礎調査によると、要介護（支援）認定を受ける理由として、要介護者では、認知症、脳血管疾患、骨折・転倒の順で多くなっており、要支援者では、関節疾患、高齢による衰弱、骨折・転倒の順となっていることから、介護予防や重度化防止の観点からリハビリテーションは重要です。
- ▶ 地域リハビリテーションに関わる多くの専門職種や機関の間で、全体像を共有することが課題となっています。
- ▶ 予防を含む地域リハビリテーションの理念や必要性について、県民をはじめ多職種・多機関の理解を深める必要があります。
- ▶ かかりつけ医やかかりつけ歯科医、地域リハビリテーションサポート医、地域リハビリテーション推進員、ケアマネジャー（介護支援専門員）、市町職員、地域包括支援センター職員、地域リハビリテーション広域支援センター職員は、予防期、急性期、回復期、生活期の全ての段階で他の職種と連携し、切れ目なく本人と関わっていくことが必要です。
- ▶ 2023（令和5）年3月時点で、かかりつけ医の相談役や地域づくりへの協力を行う地域リハビリテーションサポート医は28市町、市町が実施する介護予防にリハビリテーションの視点から助言する地域リハビリテーション推進員は31市町で、それぞれ活動していますが、地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成が進んでいない地域があることから、広域的な支援が求められています。
- ▶ 地域リハビリテーションサポート医・推進員の役割を地域包括支援センターに浸透させ、連携を強化する必要があります。
- ▶ 地域ケア会議（個別会議）や通いの場などへリハビリテーション専門職を効果的に派遣するため、県内に8か所ある地域リハビリテーション広域支援センターの体制を強化する必要があります。
- ▶ 2023（令和5）年9月時点で、地域リハビリテーション広域支援センターと連携して多職種連携の推進等の事業を実施する地域リハビリテーション支援センターが34機関、広域支援センターの依頼に応じ、市町等にリハビリ専門職を派遣する協力機関が100施設あります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 高齢者に適切かつ効果的なリハビリテーションが提供されるよう、地域リハビリテーションサポート医・推進員の活用や関係機関の協力により、多職種連携を進め、地域におけるリハビリテーション提供体制の強化を図ります。
- ▶ 圏域の実情に応じ、地域リハビリテーション広域支援センターや地域リハビリテーション支援センター、地域リハビリテーション協力機関が連携し、地域のリハビリテーション専門職の活用に取り組みます。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ 関係団体・関係機関等の保健・医療・福祉・介護の関係者で構成される協議会を設けて取組を推進します。
- ▶ 地域リハビリテーションの理念の理解促進を図るとともに、市町や地域包括支援センターの職員など関係者の連携を強化します。
- ▶ 静岡県医師会や静岡県リハビリテーション専門職団体協議会と連携し、地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成研修等により、引き続き人材育成を行います。
- ▶ 研修会や関係機関が集う会議等を活用し、各地域における地域リハビリテーションサポート医・推進員の役割の理解促進に取り組みます。
- ▶ 地域リハビリテーション広域支援センターの派遣調整・取組評価について、担当者連絡会を開催し、好事例の普及などの情報共有を図ります。
- ▶ 圏域の実情を踏まえ、地域リハビリテーション広域支援センター等が、市町等と協議し、圏域内のリハビリテーション専門職の派遣調整を行います。
- ▶ 地域リハビリテーション支援センターや地域リハビリテーション協力機関を追加で指定し、圏域内の体制強化を進めていきます。

(2) 専門職の育成と確保

【現状と課題】

- ▶ 静岡県が目指す地域リハビリテーションの提供のためには、地域リハビリテーションサポート医・推進員を中心に、リハビリテーション専門職、医師、看護師、ケアマネジャー、介護職員、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士等、様々な職種の間わりが重要となるため、各職能団体と連携して、体制を整備する必要があります。
- ▶ 介護人材需給推計によると、2022（令和4）年時点で、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の人数は3,123人で、2026（令和8）年には3,338人必要になると推計されています。
- ▶ 日常生活における自立を支援するため、訪問リハビリテーションのサービス量の増加が見込まれていることから、人材の確保が必要です。
- ▶ かかりつけ医が、患者のリハビリテーションの必要性を判断し、地域包括支援センターと協力して、訪問・通所リハビリテーションの利用や介護予防・フレイル予防に関する助言・指導を行う必要があります。
- ▶ 地域リハビリテーションサポート医・推進員がいない地域があり、引き続き、養成を推進する必要があります。
- ▶ 市町における地域リハビリテーションサポート医・推進員の役割や活動内容を明確にしていく必要があります。
- ▶ 通いの場や市町が実施する地域ケア会議（個別会議）など、介護予防事業に対するリハビリテーション専門職の派遣は、全ての市町で実施されており、2022（令和4）年度の派遣件数は2,921件となっています。
- ▶ 2022（令和4）年度では地域ケア会議（個別会議）にリハビリテーション専門職が関与している市町が32市町あります。
- ▶ 地域リハビリテーション推進員が、地域で活動しやすい環境づくりのためには、所属機関

の理解が必要です。

- ▶ 言語聴覚士の数は少なく、不足している地域もあり、地域ごとの活動に差があることから、摂食・嚥下障害のある人に対して、その機能の維持向上を図るための十分なサービスが提供できていません。
- ▶ 2022（令和4）年度には、通いの場に歯科衛生士や管理栄養士が関与している市町が28市町あります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 地域ケア会議（個別会議）やサービス担当者会議など、様々な場面を活用し、専門職間の連携を強化するとともに、地域リハビリテーションに関する意識啓発に努めます。

（県の施策・支援策の方向性）

- ▶ 訪問リハビリテーションの供給体制を拡充するため、訪問リハビリテーション専門職を育成する研修を実施します。
- ▶ かかりつけ医の地域リハビリテーションに関する意識の向上や理解促進を図ります。
- ▶ 市町における地域ケア会議（個別会議）に、アドバイザーを派遣し、ケアマネジャーのケアマネジメント能力の向上やアドバイスをする多職種のスキルアップを図ります。
- ▶ かかりつけ医が、患者を適切に医療・介護サービスにつなげるほか、日常生活の改善に資する助言を行えるよう、資質の向上を図ります。
- ▶ 関係団体と協力して、地域リハビリテーションサポート医・推進員の養成に努め、各地域における地域リハビリテーション提供体制を強化します。
- ▶ 地域リハビリテーションサポート医・推進員の活動の好事例を収集、発信し、市町が期待する役割をイメージできるよう支援します。
- ▶ リハビリテーション専門職の派遣に協力できる機関を地域リハビリテーション協力機関として指定し、地域リハビリテーション推進員が活動しやすい環境を強化します。
- ▶ 言語聴覚士が、摂食・嚥下障害のある人に対して、機能の維持向上を図るため、嚥下訓練や必要な検査及び助言・指導を行う体制を整備します。

(3) 住民への普及啓発

【現状と課題】

- ▶ 地域の関係者や住民に、医療・介護サービスに加え、地域の助け合いやボランティアなどによるインフォーマルサービスといった地域リハビリテーションの資源を更に活用していく必要があります。
- ▶ 地域リハビリテーションの理念や必要性について、住民の理解を深める必要があります。
- ▶ 県民へのフレイル予防、オーラルフレイル（口腔機能の軽微な低下）予防や高齢者の低栄養、水分不足、運動不足の解消などについての普及啓発が必要です。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 「静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿」を参考にして、地域資源の状況や、現在の地域リハビリテーション提供体制を踏まえ、その地域にあった切れ目のないリハビリ

テーション提供体制を整備し、住民に周知します。

(県の施策・支援策の方向性)

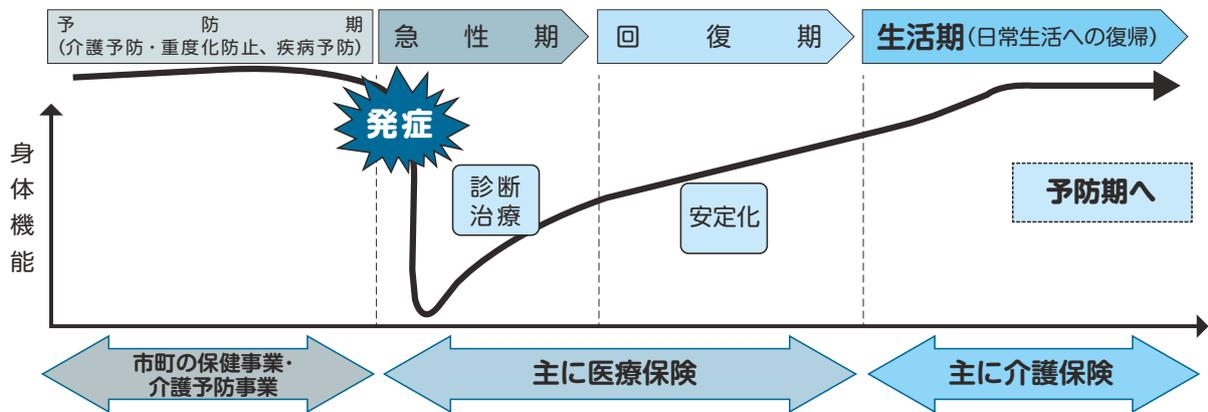
- ▶ 地域リハビリテーションに関わる多職種がその全体像を共有するため、市町が地域の関係者や住民に地域資源を周知する取組を支援します。
- ▶ 利用者の見守り・支え合いや社会参加のきっかけ作りにもなるようリハビリテーションの支援について、好事例を共有します。
- ▶ フレイル予防、オーラルフレイル予防や低栄養など、高齢者が日常生活を送る上で注意すべきことについて、県民の普及啓発を図ります。

2 各段階における地域リハビリテーションの充実

高齢者が住み慣れた地域で、最期まで安心していきいきと暮らしていくためには、疾病予防や介護予防だけでなく、病気やケガなどにより入院が必要になった時（急性期）から、回復期、生活期まで、どの段階においてもリハビリテーションを切れ目なく提供し、自立した生活を送れるように支援していくことが重要です。

そのためには、各段階における地域リハビリテーションの提供体制を整備し、継続してリハビリテーションが提供できるよう、各提供機関や関係職種等の連携を強化していきます。

〈図2-2：地域リハビリテーション全体の流れ〉



| 区分 | 予防期 (介護予防・重度化防止、疾病予防) | 急性期 | 回復期 | 生活期 (日常生活への復帰) |
|----|---|--|--|---|
| 内容 | 住民主体の介護予防活動や地域づくりを推進、専門職の関与 (かかりつけ医、リハ職等) | 疾患別の早期リハによる機能回復、早期離床による廃用症候群の予防 | 集中的リハによる機能回復・ADL向上 | 生活機能の維持・向上、自立生活の推進、社会参加の促進 |
| 場所 | <ul style="list-style-type: none"> 住民主体の通いの場 地域ケア会議 自治会・シニアクラブ | <ul style="list-style-type: none"> 一般病棟 | <ul style="list-style-type: none"> 回復期・地域包括ケア病棟 外来リハ 介護老人保健施設 | <ul style="list-style-type: none"> 訪問リハ・訪問看護・訪問介護 通所リハ・通所介護 短期集中予防 |

(1) 予防期（健康づくり、介護予防・重度化防止）

【現状と課題】

- ▶ 予防期では、健康な人がその健康をできるだけ維持するための取組と身体機能の維持向上を図り、要介護（支援）状態となることを防ぐための介護予防の取組を一体的に進める必要があります。
- ▶ 県内の高齢者の生活習慣や健康状態を追跡した調査研究によれば、運動習慣がある人は、運動習慣のない人に比べて、生活習慣病発症や死亡のリスクが少ないことが判明しています。
- ▶ 多くの人が無理なく日常生活の中で運動を実施するため、身体活動や運動の健康への効用やその実施方法について、正しい知識を持つことが必要です。
- ▶ 健康づくりと介護予防は、県民一人ひとりが健康への意識を高め、自発的に取り組むことが重要です。
- ▶ 特に、フレイル、オーラルフレイル、誤嚥性肺炎、心不全、大腿骨近位部骨折、サルコペニア、骨粗しょう症、嚥下障害などは高齢期に生じやすい疾患や健康上の問題であり、介護や看護が必要となる要因となることから予防が必要です。（表2-1）
- ▶ また、静岡県は、脳卒中を除き、多くの疾患で、全国に比べて死亡率は低い状況ですが、脳卒中は要介護状態となった主な要因の一つでもあり、たばこ対策を含めた生活習慣病の発生予防、早期発見、重症化予防等の対策を進める必要があります。
- ▶ 県民の健康を維持し、健康寿命の延伸を図るためには、高齢期の健康づくりと介護予防の取組を推進することに加え、幼少期から生涯を通じた健康づくりが重要です。
- ▶ 加えて、生涯を通じて歯と口の機能を維持していくため、80歳で20本の自分の歯を保つ、「8020（ハチマルニイマル）運動」の取組を更に進めていく必要があります。

〈表2-1 各疾患等の説明〉

| 疾患名等 | 説明 |
|----------------------|---|
| ロコモティブシンドローム（運動器症候群） | ・ 運動器の障害のために移動機能の低下をきたしている状態 ・ 介護が必要となる原因のひとつ |
| フレイル（虚弱） | ・ 健常と要介護状態との中間的な段階であり、生活機能障害をひきおこしたり、死亡などの転帰へとつながる恐れもある状態 ・ 身体機能問題のみならず、精神・心理的問題や社会的問題も含まれる包括的概念 |
| オーラルフレイル | ・ オーラルフレイルとは、噛む力や舌の運動の衰えなどの口腔機能の軽微な低下や食の偏りなど |
| 誤嚥性肺炎 | ・ 摂食や嚥下の機能が低下している高齢者がなりやすい ・ 誤嚥性肺炎を防ぐためには、口腔内の清潔維持や、肺炎にかかりにくい体力をつけることが必要 |
| 大腿骨近位部骨折 | ・ 骨密度が低下する「骨粗しょう症」により、転倒しやすくなり骨折しやすい ・ 運動機能や筋力の低下により、転倒しやすくなる ・ 予防として、食習慣の改善による骨粗しょう症の予防や運動などによる筋力の維持及び転倒予防が必要 |
| サルコペニア（筋減弱症） | ・ 加齢による筋肉量の低下をサルコペニアと呼ぶ ・ サルコは筋肉、ペニアは減少を意味する ・ 筋肉は鍛えることで、維持または増加することができるため、予防、改善のために重要なことは、バランスの良い食事、特にたんぱく質の摂取が減りすぎないように注意し、運動や生活の中で意識して体を動かすことが必要 |

- ▶ 高齢者が自ら運営に参加し、体操や趣味活動などを行う通いの場は、2021（令和3）年度、県内に4,665か所設置されていますが、参加者数は新型コロナウイルス感染症まん延の影響もあり、85,518人となっており、2019（令和元）年度の95,512人から約1万人減少しています。高齢者人口に対する参加率は7.8%となっており、通いの場に参加するメリットを住民に理解してもらうなど、参加を促進する取組が必要です。
- ▶ 住民主体の介護予防活動を推進するためには、介護予防リーダーなどの担い手不足が課題となっているため、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会等が協力してボランティア等を育成することにより、担い手の確保を図っていく必要があります。
- ▶ 併せて、通いの場等の創出には、行政や生活支援コーディネーター、地域包括支援センターとの連携が必要です。
- ▶ また、通いの場等で効率的、効果的に介護予防を推進するためにリハビリテーション専門職等の関与を促進してきましたが、2020年（令和2）年度に「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（※）」が施行され、通いの場等への多様な医療専門職の関与が求められています。

※「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」とは、高齢者の効果的な健康づくりに向けた切れ目のない支援を行う体制整備をするもの。高齢者の健康課題解決や生活機能の改善については、医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療制度等）に基づく保健事業と、介護保険制度に基づく介護予防事業が、それぞれの制度及び年齢によって実施される事業の連携が取れていないこと等が課題となっている。

- ▶ 市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を効果的なものとするため、通いの場への地域リハビリテーションサポート医・推進員、リハビリテーション専門職、医師、看護師、ケアマネジャー、介護職員、歯科医師、歯科衛生士、薬剤師、管理栄養士等の多職種関与を更に促進する必要があります。
- ▶ 併せて、市町の保健師による健康指導や、看護師による生活指導・健康相談を、通いの場や介護予防教室で行うなど、保健師・看護師とその他の専門職との連携した取組が必要です。
- ▶ 加えて、かかりつけ医が患者の介護予防の視点も持ち、継続的に重度化を防ぐ必要があります。
- ▶ 新興感染症発生・まん延時に活動を継続するためには、通いの場や一般介護予防事業の内容を工夫することが必要です。
- ▶ 要介護状態になるリスクが高い高齢者に対し、自立支援の視点を取り入れたケアマネジメントを行い、心身の状態を把握しながら適時・適切に医療機関への受診や介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの利用などを促し、介護が必要な状態になることを予防する取組も必要です。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組】

県では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けて、県内市町への支援を実施しています。

各市町において、一体的実施の推進に向けて取組を進めておりますが、庁内や関係機関との連携体制の構築、事業の企画・立案、ハイリスクアプローチやポピュレーションアプローチへの対応など、各市町さまざまな課題を抱えています。

県では、このような課題の解決に向けて、市町へ個別の伴走支援を行っています。

具体的には、各市町の職員との意見交換等により各市町の課題を把握・分析し、市町職員と連携しながら課題解決に向けて取り組んでいます。

また、その結果を事例報告会等でフィードバックすることにより、県内市町へ好事例の周知・啓発を図っています。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の促進

各市町によって課題が異なるため、各市町が抱える課題が解決できるよう、県・市町が連携し、一体的実施の実現につなげる取組を実施

KDBを活用した課題把握・分析

・「KDBシステム」や「茶っどシステム」による地域の健康課題の把握・分析

企画・調整を担う専門職の配置

・保健師による事業の企画・立案
・庁内連携体制の構築

医療関係団体等との連携・調整

・関係団体への協力要請
・施策の方向性の共有

ハイリスク・アプローチ

・対象者の実態把握・抽出
・「KDBシステム」により判明したリスク者への個別のアプローチ



ポピュレーション・アプローチ

・地域包括支援センターと連携した受診勧奨の仕組みづくり
・ハイリスク者への個別支援の仕組みづくり

市町での保健事業と介護予防の一体的実施の実現へ！！

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

- ▶ 健診（検診）や保健指導を実施し、各市町の健診データの分析結果を住民に提供するほか、データを用いて、子どもから高齢者までライフステージに応じた健康づくりの取組を推進します。
- ▶ 住民の介護予防に関する意識啓発や住民の自発的な介護予防活動の推進のため、通いの場の立ち上げや運営支援などを行う際には、通いの場等の設置数や参加率など、定量的な目標を掲げて計画的に取り組めます。
- ▶ 通いの場等に関与する医療専門職が、一定程度心身機能が低下した住民を介護サービス等を活用して、集中的なりハビリテーションにつなげる仕組みづくりに取り組めます。
- ▶ 地域支援事業を活用して、ポイントの付与や有償ボランティアの活動を推進し、介護予防リーダーなどの担い手を養成します。
- ▶ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」のため、現行の介護予防と保健事業の取

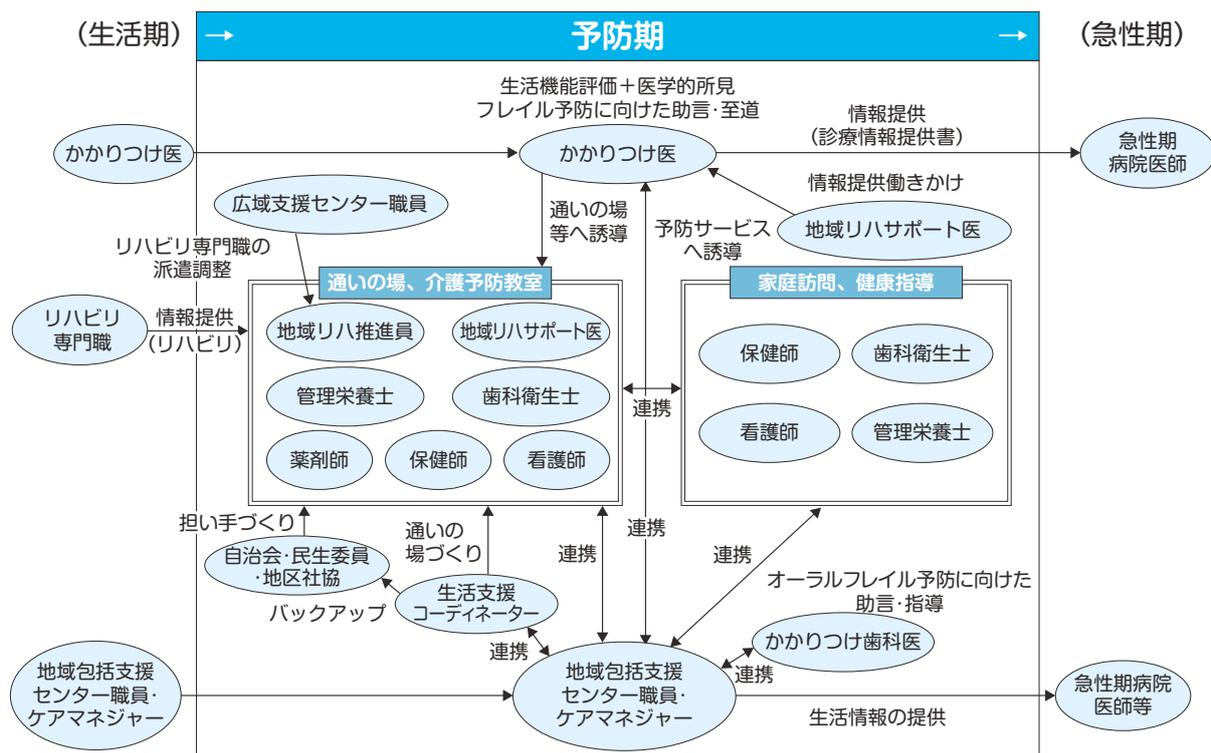
組を整理し、かかりつけ医をはじめとする医療専門職の関与を強化するなど、効率的、効果的な健康づくりや介護予防の推進を図ります。

- ▶ 新興感染症発生・まん延時には、状況に応じて通いの場や一般介護予防事業についてオンライン等の方法により実施します。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ 地域によって異なる健康課題や生活状況に応じた取組ができるよう、健康課題の分析や健康づくり従事者の人材育成を行い、広域的に市町を支援します。
- ▶ 運動についての正しい知識の普及・啓発により、運動習慣者の増加に取り組みます。
- ▶ 健康づくりや健診の重要性のほか、フレイル、オーラルフレイルや低栄養など、高齢者に生じやすい疾患や健康上の問題について、県民の理解促進を図ります。
- ▶ 通いの場や生活習慣病予防の好事例を把握し、地域包括支援センター等に対して研修会等を通じて周知・普及を図ります。
- ▶ 歯や口の健康づくりへの関心を高め、県民に自主的な努力を促すため、8020運動を推進します。
- ▶ 専門職の関与を促進することにより、通いの場の魅力を高め、高齢者の参加を促進します。
- ▶ 介護予防ボランティアの育成や地域包括支援センター職員等による担い手養成・組織化を図り、担い手の確保を促進します。
- ▶ 関係団体と協力し市町の介護予防事業に協力可能なリハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士を養成するとともに、派遣の仕組みづくりを支援します。
- ▶ 市町における自立支援、介護予防・重度化防止の視点を重視した自立支援型の地域ケア会議（個別会議）の開催を促進し、多職種でのケアマネジメントの改善を図るとともに、研修等により専門職のスキルアップを図ります。
- ▶ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」について市町の実施状況を把握し、好事例の共有化を図ります。
- ▶ かかりつけ医をはじめとする医療専門職の通いの場等への関与や健診、診療時におけるスクリーニングなど「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を行う市町を支援します。
- ▶ 新興感染症発生・まん延時には、市町がオンライン等で実施する通いの場や一般介護予防事業の取組を支援します。

〈図2-3：地域リハビリテーションの各段階における関係職種の連携（予防期）〉



〈表2-2：関係職種に期待される役割（予防期）〉

| 区分 | 職種 | 役割 |
|-----------|-------------------------|--|
| 予防期に関わる職種 | リハビリテーション専門職 (PT・OT・ST) | ・市町等が実施する介護予防事業（介護予防教室・地域ケア会議（個別会議）等）に関わり、専門職の視点から助言 |
| | 看護師 | ・通いの場や家庭訪問等で、地域住民に対する慢性疾患など重症化予防のための内服管理指導や生活指導、健康相談 |
| | 保健師 | ・家庭訪問や通いの場等で、健康状態や生活習慣等を把握し、健康指導や助言、健康相談 |
| | 歯科衛生士 | ・通いの場等で、口腔機能・口腔衛生の観点から助言 ・口腔機能低下リスク者等に対して家庭訪問による歯科相談 |
| | 管理栄養士 | ・通いの場等で、適切な栄養摂取など低栄養防止の観点から助言 ・低栄養リスク者等に対して家庭訪問による栄養相談 |
| | 薬剤師 | ・地域住民に対する慢性疾患など重症化予防のための薬学的管理・指導 ・通いの場等における薬の適正使用等の観点から助言 |
| | 生活支援コーディネーター | ・地域住民に対する通いの場の設置等の働き掛け、地域資源の開発 |
| | 自治会・民生委員・社協 | ・生活支援コーディネーター等のバックアップのもと、通いの場等における担い手づくり、住民の社会参加を推進 |

| 区分 | 職種 | 役割 |
|----------------|--|--|
| 全ての段階(期)に関わる職種 | かかりつけ医 | ・患者の基礎疾患の管理や介護予防・フレイル予防に向けた助言・指導 ・患者の生活機能低下への気付きとその対応 |
| | かかりつけ歯科医 | ・患者の口腔機能管理やオーラルフレイル予防に向けた助言・指導、関係機関との連携 |
| | 地域リハビリテーション広域支援センター職員 | ・地域リハビリテーション関係機関との連携事業や連絡協議会を実施 ・市町等からの依頼を受け、市町の介護予防事業等に関するリハビリテーション専門職の派遣調整を実施 |
| | ケアマネジャー | ・ケアプランの作成やその実施状況の評価に当たり、かかりつけ医やリハビリテーション専門職、他専門職等との緊密な連携調整 |
| | 地域包括支援センター職員 | ・自立した生活ができるよう支援する介護予防ケアマネジメントの実施 ・通いの場等や、市町・地域包括支援センター等が実施する介護予防教室等の紹介 |
| | 地域リハビリテーションサポート医 | ・市町が実施する介護予防教室などで、講師として介護予防の必要性を啓発 ・かかりつけ医・ケアマネジャーに対する研修会の講師 ・地域ケア会議（個別会議）における医学的視点からの助言 |
| 地域リハビリテーション推進員 | ・市町や関係機関と地域リハビリテーションの仕組みづくり ・地域ケア会議（個別会議）で自立支援の視点から助言 ・介護予防教室での運動機能・IADL（手段的日常生活動作）評価と助言 | |

(2) 急性期

【現状と課題】

- ▶急性期においては、術後すぐにリハビリテーションを行う取組が進んだことにより、早期に退院が可能となり入院日数が短縮される傾向を踏まえ、入院後の早い時期からの退院支援が必要となっています。
- ▶急性期において、入院時から、退院後の生活を見据えた医療関係者と介護関係者、リハビリテーション専門職との円滑な情報共有が必要です。
- ▶また、そのためには、退院支援のルールづくりや、多職種による入退院時の連携体制の整備が必要です。
- ▶入院患者の合併症の予防・軽減のため、早期の歯科的介入や、術前からの口腔ケアを実施する必要があります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶地域の病院における退院支援の状況を把握し、地域ごとのルールづくり、円滑な在宅復帰・介護サービス利用のための連携の仕組みを検討し、見える化した上で、地域住民への普及を図ります。

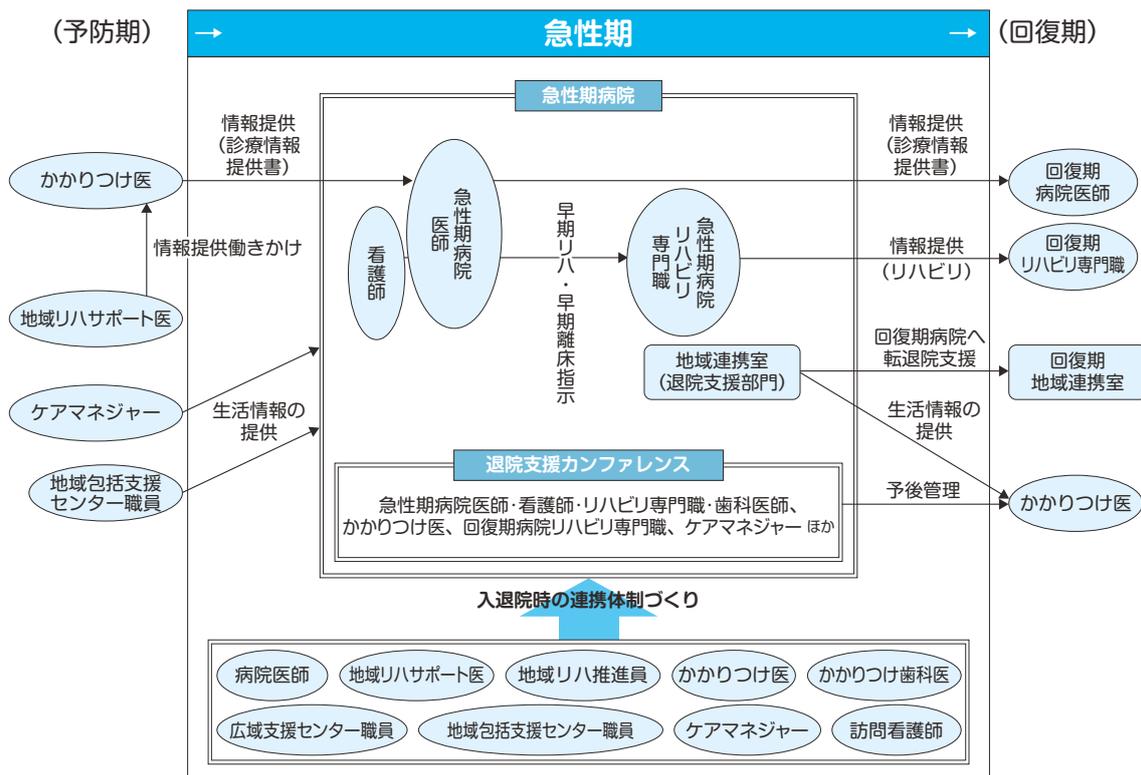
（県の施策・支援策の方向性）

- ▶入院から退院、その後の在宅復帰と介護サービス利用まで、地域の実情に応じて市町や病院等が中心となって、地域リハビリテーションサポート医・推進員をはじめ、医療関係者

と介護関係者が連携し、入院退院を通じて切れ目なくリハビリテーションを提供できる連携体制の整備や退院支援のルールづくり、地域住民への普及を促進します。

- ▶入院時、急性期、回復期を通じて、リハビリテーション専門職を含め関係者が必要な情報を共有できるように、「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」等のICT等も活用した仕組みづくりを進めます。
- ▶入院中の口腔ケアや口腔機能の向上に向けた体制を整備するため、歯科のない地域医療支援病院と地域の歯科医師による連携体制の構築を進めます。

〈図2-4：地域リハビリテーションの各段階における関係職種連携（急性期）〉



【シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）】

「シズケア*かけはし」は、静岡県医師会が平成24年から静岡県内で運用している多職種連携のためのネットワークシステムです。

医療・介護等の専門職が、ICT（情報通信技術）を活用して、在宅患者の日常生活の状態や病状の変化などの情報を多職種間で共有することで、患者と家族を支えるシステムです。

見守りや救急搬送機能が加わり、円滑な医療・介護サービスの提供が可能となり、医療・介護が一体となったケアの充実が図られています。



〈表2-3：関係職種に期待される役割（急性期）〉

| 区分 | 職種 | 役割 |
|----------------|---|--|
| 急性期に関わる職種 | 急性期病院 医師 | <ul style="list-style-type: none"> ・疾患別の早期リハビリテーションによる機能回復 ・治療を受けた患者が、どこまで回復できるかの見通しを持ち、今後どのようなリハビリテーションを受ける必要があるかを決定し、必要に応じて回復期を担う病院を紹介 ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| | 急性期病院 看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・重篤化予防に向けた適切な看護ケアの提供 ・退院に向けた在宅調整 |
| | 急性期病院 リハビリテーション 専門職 (PT・OT・ST) | <ul style="list-style-type: none"> ・疾患別の早期リハビリテーションによる機能回復 ・早期離床による廃用症候群の予防 |
| | 急性期病院 歯科医師 | <ul style="list-style-type: none"> ・歯科医療の提供 ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| 全ての段階（期）に関わる職種 | かかりつけ医 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の患者情報（診療情報提供書）の提供 ・退院支援カンファレンス等への参加 ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| | かかりつけ歯科医 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の患者情報（診療情報提供書）の提供や病院への訪問歯科診療の実施、関係機関との連携 |
| | 地域リハビリテーション広域支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| | ケアマネジャー | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時に入院前の生活状況等を病院等へ情報提供 ・入院時に退院後を見据えて、利用者・入所者の要介護認定の新規申請や更新申請の手続きの援助 ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| | 地域包括支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時に入院前の生活状況等を病院等へ情報提供 ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 ・ケアマネジャーが担当していない場合の相談支援や各種手続き |
| | 地域リハビリテーションサポート医 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時における病院への適切な診療情報の提供に関するかかりつけ医への働き掛け ・入退院時の連携の体制づくりに関する関係機関の協議の場へ参加 |
| | 地域リハビリテーション推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・入退院時の連携の体制づくりについて関係機関における協議の場へ参加 |

(3) 回復期

【現状と課題】

- ▶ 回復期のリハビリテーションはそれぞれの医療機関や介護老人保健施設、介護医療院で行われていますが、回復期全体を通じた質の向上が必要です。
- ▶ 入院患者が日常生活に復帰するには、退院後のリハビリテーションを継続することが重要で、退院前から円滑な在宅復帰のための必要な情報を回復期病院医師からかかりつけ医、回復期病院リハビリテーション専門職から在宅生活を支えるリハビリテーション専門職、介護事業所職員など、関係者で共有をする必要があります。

- ▶ このため、退院支援カンファレンス（会議）に退院後の生活を支えるケアマネジャーや、かかりつけ医、訪問看護師等の参加が必要です。
- ▶ 回復期において、入院前から、退院後の生活を見据えた医療関係者と介護関係者、リハビリテーション専門職との円滑な情報共有が必要です。
- ▶ 食べたり飲み込んだりすることが難しくなった場合には、機能を回復し、退院後も維持できるように、口腔機能管理や摂食嚥下リハビリテーションが必要です。

【施策の方向性】

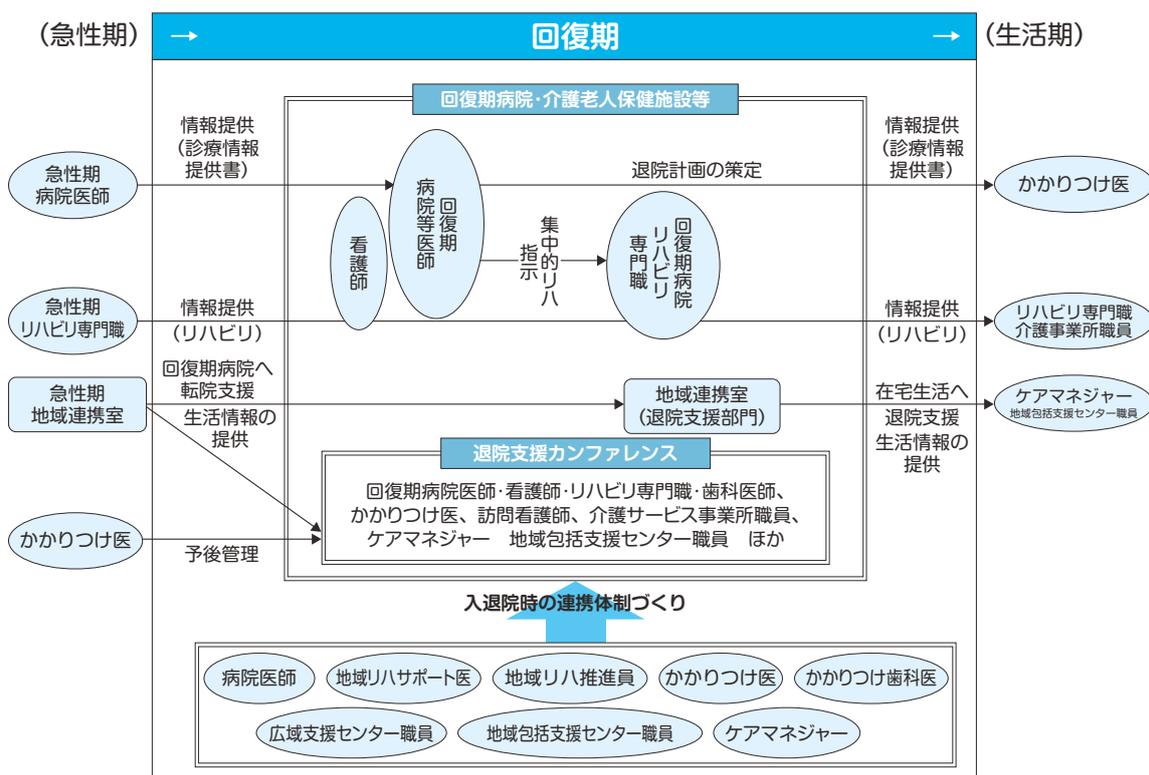
(市町の施策の方向性)

- ▶ 入院時に要介護認定を受けていない住民が退院後にリハビリテーションを継続できるように暫定介護サービス計画や介護予防・日常生活支援総合事業の利用なども含め、退院から認定までの期間におけるリハビリテーションの提供方策について検討します。
- ▶ 退院後においても、切れ目のないリハビリテーションが提供できるように、「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」等のICTを積極的に活用します。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ それぞれの医療機関や介護老人保健施設、介護医療院において質の高い回復期リハビリテーションが行われるよう、好事例などの情報提供を進めます。
- ▶ 入院時、急性期、回復期を通じて、リハビリテーション専門職を含め関係者が必要な情報を共有できるように、「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」等のICT等も活用した仕組みづくりを進めます。
- ▶ 各地域で地域リハビリテーションサポート医・推進員をはじめ、病院関係者と在宅医療・介護・福祉関係者が連携した在宅復帰支援体制の整備を図ります。
- ▶ 口腔機能の回復に必要な口腔機能管理や摂食嚥下リハビリテーションを実施できる歯科医師を養成します。

〈図2-5：地域リハビリテーションの各段階における関係職種連携（回復期）〉



*急性期から退院して回復期を経ずに生活期（日常生活への復帰）へ移行される方もいる。

【地域リハビリテーションサポート医・推進員】

県では、2018（平成30）年から全国初の取組としてリハビリテーションサポート医と地域リハビリテーション推進員の養成を始めました。2024（令和4）年現在、県内にサポート医は132名、推進員は463名います。サポート医は、かかりつけ医や介護専門職に対する支援のほか、多職種連携づくりなど、地域における地域リハビリテーション提供体制の推進役を担っています。また、推進員は、介護予防教室での運動機能の評価や、地域ケア会議での自立支援の視点からの助言など、市町が実施する介護予防事業にリハビリテーションの視点から助言などを行っています。

サポート医や推進員を更に養成し、地域リハビリテーションの活動を広めていきます。



（片麻痺患者の起き上がりを介助）

〈表2-4：関係職種に期待される役割（回復期）〉

| 区分 | 職種 | 役割 |
|----------------|---|--|
| 回復期に関わる職種 | 回復期病院 医師 | <ul style="list-style-type: none"> 在宅復帰が可能な患者には社会資源の活用を支援して地域への復帰を働き掛け 退院支援計画の策定と実施 かかりつけ医へのリハビリテーションに関する診療情報提供 |
| | 回復期病院 リハビリテーション 専門職 (PT・OT・ST) | <ul style="list-style-type: none"> 回復期リハビリテーション病棟や地域包括ケア病棟で専門的なリハビリテーションを担当し、心身機能回復を図りながら社会復帰の観点からのリハビリテーションを実施 退院後の生活を想定した退院支援計画の策定と実施 退院後の支援スタッフへの情報提供と連携 |
| | 回復期病院 歯科医師 | <ul style="list-style-type: none"> 歯科医療の提供 退院後の継続的な口腔機能管理の提供に向けた介護関係機関等との連携 |
| | 訪問看護師・ 看護師 | <ul style="list-style-type: none"> 高度医療処置のある在宅療養者への医療管理及び家族を含む技術（医療ケア）指導 看護の側面から退院後の生活を想定した退院支援計画の策定と実施 退院後の支援チームとの情報交換と連携 |
| | 介護サービス 事業所職員 | <ul style="list-style-type: none"> 退院前に、利用者の状態や、サービスの中止基準や禁忌事項等について情報収集 |
| 全ての段階（期）に関わる職種 | かかりつけ医 | <ul style="list-style-type: none"> 退院後の継続的なリハビリテーションの提供に向けた関係機関との連携 |
| | かかりつけ歯科医 | <ul style="list-style-type: none"> 病院への訪問歯科診療の実施、関係機関との連携 |
| | 地域リハビリテ ーション広域支援 センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> 退院後の継続的なリハビリテーション提供に向けた関係機関との連携促進のための研修実施 病院スタッフと退院後の支援スタッフとの相互理解のための研修実施 |

| 区分 | 職 種 | 役 割 |
|----------------|------------------|--|
| 全ての段階(期)に関わる職種 | ケアマネジャー | <ul style="list-style-type: none"> ・退院前に、病棟スタッフ、訪問看護師やリハビリテーション専門職、他専門職等と連携し、住環境等の確認、住宅改修や福祉用具の利用検討 ・患者・入所者の要介護認定の新規申請や更新申請の手続きの援助 |
| | 地域包括支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・退院前に、退院後の必要なサービスや生活状況等を情報共有 ・ケアマネジャーが担当していない場合の相談支援や各種手続き |
| | 地域リハビリテーションサポート医 | <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の継続的なリハビリテーション提供に向けた病院と在宅医療・介護関係機関との仕組みの構築 |
| | 地域リハビリテーション推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・退院後の切れ目のないリハビリテーション提供に向けたケアマネジメント支援や仕組みづくり |

(4) 生活期（日常生活への復帰）

【現状と課題】

① 退院後のリハビリテーションの継続

- ▶ 3～6か月で運動器の機能向上等を行う介護予防・日常生活支援事業の短期集中サービス（C型）を実施している市町は、2022（令和4）年時点で24市町となっています。
- ▶ 県内で訪問リハビリテーションを提供する事業所は2023（令和5）年時点で120か所、人口10万人あたり3.3か所となっていますが、全国平均（4.5か所）を下回っており、訪問リハビリテーション事業所が近くになく、退院後にリハビリテーションが受けられないことがあります。
- ▶ 日常生活の維持のためには、適切な時期に適切な量のリハビリテーションを提供する必要がありますが、要介護認定の申請から結果が出るまでに時間がかかり、退院後にリハビリテーションを開始するまでに機能が低下してしまうことがあります。
- ▶ ケアプランにリハビリテーションが取り入れられず、退院後の日常生活でリハビリテーションが継続できていないことがあります。このため、訪問リハビリテーションの重要性について、専門職を含め地域住民に周知していくことが必要です。
- ▶ 生活期における効果的なリハビリテーション継続のためには、リハビリテーションの視点を踏まえたケアプランを作成する必要があるため、かかりつけ医とケアマネジャーの日常的な情報共有や連携が必要です。
- ▶ 訪問リハビリテーションの更なる普及や、介護老人保健施設による在宅療養支援機能の充実を図ることが重要です。

② 生活・身体機能維持

- ▶ 日常生活の動作の中にリハビリテーションを取り入れることが効果的です。また、本人にも、自分自身で体を管理しメンテナンスを行う、セルフコンディショニングの意識が必要です。
- ▶ 日常生活の不便をサービスで補う意識が住民にも専門職にも根強くありますが、サービスの利用により本人の有する能力を維持・向上していくよう、自立した生活を目指していく視点や意識が必要です。
- ▶ 心身機能が低下した人の重度化を防ぐことも日常生活の維持のためには必要です。

- ▶ 寝たきりの場合など、歯科診療所を受診することが困難な高齢者では、口腔環境の悪化や、歯周病等、口腔領域の感染症のおそれがあります。

③ 予防期への移行

- ▶ 市町全域の地域ケア会議（推進会議）を実施している市町数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、2019（令和元）年度の31市町から、2021（令和3）年度では、29市町と減少しています。
- ▶ 市町や地域包括支援センターが、多職種で高齢者への適切な支援や必要な支援体制について検討する地域ケア会議（個別会議）を、自立支援、介護予防・重度化防止の視点を重視した自立支援型の地域ケア会議（個別会議）へと更に充実させていく必要があります。
- ▶ 従来の日常生活を送るためには、ケアマネジャーが、介護予防・日常生活支援総合事業やインフォーマルサービスをケアプランに入れることが必要です。
- ▶ 退院後、後遺症が残っていても仕事の内容によっては働けるにも関わらず、引きこもるケースがあるので、離職者向けや障害のある人に対する職業訓練につなげ、再就職を促していく必要があります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 自立支援型の地域ケア会議（個別会議）の開催方針を示し、住民や医療・介護専門職に対し、会議の趣旨について理解を促進します。
- ▶ 自立支援型の地域ケア会議（個別会議）を開催するとともに、モニタリング（ケアプランの検証）に関する定量的な目標の設定を行います。
- ▶ ケアマネジメントを担うケアマネジャーの資質向上に関する方策を検討し、住民に示します。

（県の施策・支援策の方向性）

① 退院後のリハビリテーションの継続

- ▶ 退院直後からリハビリテーションが利用できるよう、訪問リハビリテーションに対応できる人材の養成を推進します。
- ▶ 状態に応じた、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問看護ステーションの使い分けを周知し連携を支援します。
- ▶ 退院後の高齢者が早期に日常生活への復帰を果たすため、介護予防・日常生活支援総合事業の短期集中サービス（C型）を提供する体制整備を支援します。
- ▶ 各地域で地域リハビリテーションサポート医・推進員をはじめ、病院関係者と在宅医療・介護・福祉関係者が連携した在宅復帰支援体制の整備を図ります。

② 生活・身体機能維持

- ▶ 本人に対して、自身のできることを大切にし、できることを増やしていき、自立していく意識の啓発を促進します。
- ▶ ケアマネジャーに対して、リハビリテーション専門職と他の職種との連携の重要性につい

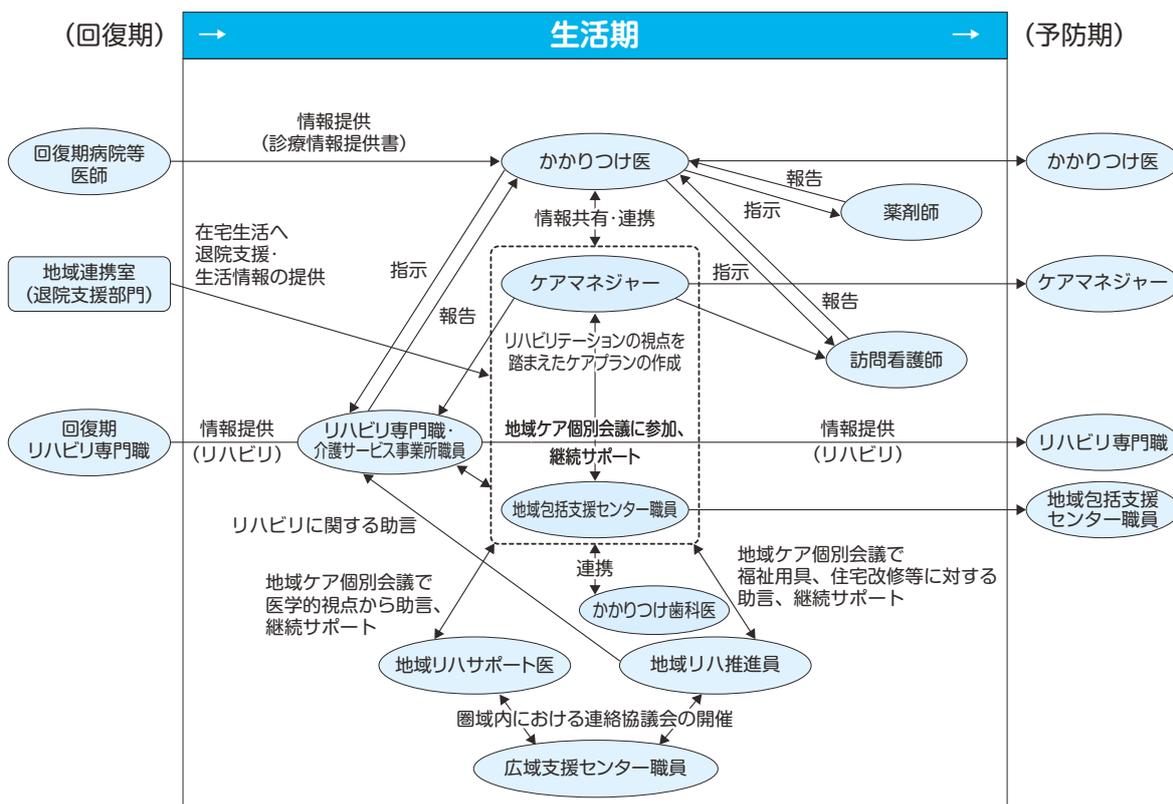
て理解を促進します。

- ▶ かかりつけ医が必要に応じて患者を専門機関でのリハビリテーションにつなぐことができるよう、かかりつけ医の理解促進を図ります。
- ▶ 訪問介護員（以下、「ホームヘルパー」）とリハビリテーション専門職が連携して利用者を訪問できる体制の強化を図ります。
- ▶ 高齢者の口腔ケアや口腔機能の維持・向上のため、かかりつけ歯科医を持つことの重要性について周知するとともに、在宅歯科診療や自宅等での口腔管理の普及啓発を推進します。

③ 予防期への移行

- ▶ 介護サービスでの支援から介護予防・日常生活支援総合事業やインフォーマルサービスでの支援に移行できる人を増やすために、自立支援型の地域ケア会議（個別会議）の活用を促進します。
- ▶ 地域ケア会議（推進会議）への生活支援コーディネーターの出席を促進するなど、地域課題の把握と資源開発を連携して実施する取組を促進します。
- ▶ 全ての市町において、自立支援型の地域ケア会議（個別会議）にリハビリテーション専門職をはじめ、医師や歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士など、多職種が参加できる環境の整備を推進します。
- ▶ 介護サービス以外に、介護予防・日常生活支援総合事業などにより生活期における介護予防に活用すべきことを周知します。
- ▶ リハビリテーション中の方に職業訓練に関する情報が伝わるよう、リハビリテーション専門職への制度の周知に取り組みます。

〈図 2-6：地域リハビリテーションの各段階における関係職種の連携（生活期）〉



第2部

〈表2-5：関係職種に期待される役割（生活期）〉

| 区分 | 職種 | 役割 |
|----------------|------------------------|---|
| 生活期に関わる職種 | 訪問看護師 | <ul style="list-style-type: none"> ・重症化しないための生活管理 ・チームケアにおける調整機能 ・リハビリテーション提供に伴い、利用者の病状変化があった場合に、かかりつけ医へ報告 ・在宅移行後の様子を病院の退院調整担当者にフィードバック |
| | 薬剤師 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅訪問業務による服薬アドヒアランス（患者が治療方針を理解・納得し、治療方法を積極的に実施・継続すること）の向上 |
| | リハビリテーション専門職（PT・OT・ST） | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援 ・介護（介護予防）サービスを利用し自立した生活ができるようリハビリテーションの実施及び助言 |
| | 介護サービス事業所職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅の要介護高齢者に対し日常生活訓練などを実施 ・訪問リハビリテーション・訪問看護は、かかりつけ医の指示のもと、高齢者等に対する歩行や食事、機能訓練等を、生活スタイルの再構築・定着を図る観点から提供 |
| 全ての段階（期）に関わる職種 | かかりつけ医 | <ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じたリハビリテーションの必要性を判断し、適切な介護サービスへつなげる ・介護サービス提供時のリスク管理に関する助言 ・「サービス担当者会議」への参加等を通じた、傷病の経過等に関する情報提供 |
| | かかりつけ歯科医 | <ul style="list-style-type: none"> ・訪問歯科診療等の実施 ・地域の専門職や関係機関との連携や歯科の視点からの助言 |
| | 地域リハビリテーション広域支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション関係機関との連携事業や連絡協議会を実施 ・圏域において、地域リハビリテーションサポート医・推進員と意見交換を実施するなど相互の連携を促進 ・地域リハビリテーションの充実のための地域課題の把握と支援 |
| | ケアマネジャー | <ul style="list-style-type: none"> ・要介護高齢者等やその家族からの相談に応じて、心身機能の状況等に応じ、生活スタイルの再構築を目指す観点から適切にリハビリテーションが提供できるように、市町や居宅サービス事業所、インフォーマルサービスなどとの連携調整 ・リハビリテーションの視点を踏まえたケアプラン作成、地域ケア会議（個別会議）への参加 |
| | 地域包括支援センター職員 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援 ・介護予防サービスを利用し自立した生活ができるよう介護予防ケアマネジメントの実施 |
| | 地域リハビリテーションサポート医 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町や関係機関との地域リハビリテーションの仕組みづくり ・地域の専門職や関係機関からの相談への対応 ・必要なリハビリテーションが提供されていない高齢者への対応支援 |
| | 地域リハビリテーション推進員 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町や関係機関との地域リハビリテーションの仕組みづくり ・地域包括支援センター等の相談に基づく福祉用具、住宅改修、補装具に対する助言 ・地域ケア会議（個別会議）で自立支援の視点から助言 |

3 健康づくりの推進

健康づくりは、まず県民一人ひとりが望ましい生活習慣の獲得や健診・検診の受診による適切な健康管理に主体的に取り組むことを基本として、県では、市町や関係機関と連携し、正しい知識の普及のほか、個人の行動変容を後押しする環境づくり、個人と社会のつながりの維持確保に取り組めます。

また、既に心身の不調がある方に対しては、医療機関等への適切な受診や服薬に関する指導等により重症化予防に取り組めます。

(1) 高齢者における健康づくりの推進

【現状と課題】

- ▶ 食生活・身体活動・喫煙等の不適切な生活習慣が肥満、血糖高値、血圧高値、動脈硬化症から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の危険因子となるため、生活習慣の改善や重症化予防を行う必要があります。
- ▶ 循環器病の主要な危険因子である生活習慣病の予防及び早期発見のためにも、健診等の受診や、行動変容をもたらす保健指導が重要です。
- ▶ 高齢期になっても、社会生活を営むために必要な機能を維持するためには、運動機能や認知機能をできる限り維持すること及び地域活動や就業など何らかの形で社会参加することにより高齢者の活力が生かされる社会環境が必要です。
- ▶ 特に、退職後の世代に対し地域活動や趣味・スポーツ、就労等の社会活動の実践を支援する必要があります。
- ▶ また、高齢期にあっては、複数の疾患が慢性的に共存し、完全治癒が難しい場合があるため、個人の価値観を尊重しながら、生活機能の向上、維持を目指すことが求められます。
- ▶ 健康づくりに関する正しい情報を、適時に適切な手段により県民に情報提供し、普及啓発を図る必要があります。また、健康づくりに関心がない県民や、自ら健康づくりに取り組むことが難しい環境の県民も巻き込んだ健康づくりの実践を誘導する取組が必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 特定健診、特定保健指導を担当している市町、保険者、実施機関の担当者に対して研修を行い、生活習慣病対策を効果的に推進できる人材を育成します。
- ▶ 高齢者の地域貢献を促進するため、生活支援等の担い手の養成や、地域で活躍できる場の情報発信など、高齢者を地域とつなぐ環境づくりを推進します。また、高齢者の多様な就労や社会参加を支援するため、シルバー人材センターの健全な運営を支援します。
- ▶ 地域における健康づくりや生きがいづくりを促進するため、しずおか健康長寿財団やシニアクラブ、静岡県社会福祉協議会等の関係団体と連携し、高齢者が親しみやすく、安心してスポーツや文化活動等に参加できる環境づくりを支援します。
- ▶ 県民健康の日（毎月1日）や、健康増進普及月間等の機会を活用し、関係機関と連携した情報発信を行います。また、健康づくりに関する正しい情報の発信を、県民だより等の広報誌や街頭キャンペーン、SNSの活用や動画配信など、情報を届けたい対象に応じて適時に行います。

(2) 実効性を高める取組

【現状と課題】

- ▶ 2020（令和 2）年度に制度が施行された「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」では、市町等において、データに基づく事業の実施及び評価が求められています。
- ▶ 当該事業の実施に当たっては、事業の企画・調整、KDBシステム（国保データベースシステム）を活用した地域の健康課題の分析・把握、医療関係団体等との連絡調整等を行う保健師等の医療専門職の配置が必要ですが、市町によってはこれらの業務を行うことができる人材の不足などの課題があります。
- ▶ 専門的な視点や手法により、健康施策につながる知見を得るため、高度な研究機関と連携して、健康関連データを用いた研究を進める必要があります。また、得られた研究成果は、地域保健従事者のほか、県民に分かりやすく伝える必要があります。
- ▶ 市町や保険者等が、自らの健康課題を把握し必要な対策を検討することができるよう、市町等が活用できる基礎資料を継続的に提供する必要があります。
- ▶ 県民の利便性の向上や、より効果的、効率的に健康づくりの推進を図るためには、対象となる県民の ICT 技術への親和性を考慮しつつ、遠隔通信や電子教材といった ICT 技術の積極的な活用が求められます。また、電子的な記録の活用、生成 AI 等の新たな技術の活用により、健康づくりの実施を支える行政業務の効率化を図る必要があります。
- ▶ 健康づくりを効果的に推進するために、ナッジの活用や成果報酬型事業の実施など、新たな視点を取り入れた取組が求められます。

【施策の方向性】

- ▶ 市町における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の取組を支援します。
- ▶ 静岡県国民健康保険団体連合会と連携し、市町がデータを活用しやすい環境整備を図ります。
- ▶ 専門的な研修の開催等により、社会健康医学研究により得られた成果や健康データを活用した分析結果の、事業立案や改善への活用を支援します。
- ▶ 静岡社会健康医学大学院大学等の大学や研究機関と連携により、医療、介護、健診等の情報を活用した研究や、長期に集団を追跡する研究等の実施を支援します。
- ▶ 研究により得られた知見を、講演会等の開催等を通じ県民に分かりやすく伝えるとともに、県の健康施策の立案に活用するなど、社会実装を図ります。
- ▶ 特定健診、死因別死亡、平均自立期間等の市町や保険者の健康課題の実態が把握や施策立案に寄与する基礎データの提供を継続的に実施します。
- ▶ 遠隔通信を活用した保健指導や、動画等の健康教材の電子化など、ICT 技術を活用した取組をモデル的に実施します。
- ▶ 県内市町等における ICT 技術やナッジ等を活用した取組等、新たな視点による取組について、好事例を収集し共有します。

【成果指標】

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------|-------------------|---------------|
| 要介護認定率 (年齢調整後) | 14.7% | 前年度より改善 |
| 健康寿命 (男性) | 73.45歳 (2019年) | 平均寿命の伸びを上回る増加 |
| 健康寿命 (女性) | 76.58歳 (2019年) | 平均寿命の伸びを上回る増加 |

【活動指標】

1 静岡県が目指す地域リハビリテーションの姿

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------------|--------------|--------------|
| 地域リハビリテーションサポート医養成者数 | 132人 | 180人 |
| 地域リハビリテーション推進員養成者数 | 463人 | 650人 |

2 各段階における地域リハビリテーションの充実

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|---------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 「通いの場」設置数 | 4,665か所 (2021年度) | 6,100か所 (2025年度) |
| 「通いの場」に歯科衛生士及び管理栄養士が関与している市町数 | 28市町 | 全市町 |
| 特定健診受診率 | 58.8% (2021年度) | 70.0.% (2029年度) |
| 特定保健指導実施率 | 26.0% (2021年度) | 45.0% (2029年度) |
| 運動習慣者の割合 (64～74歳) | 男性 43% (2020年度) 女性 40% (2020年度) | 男性 50% (2035年度) 女性 50% (2035年度) |
| 訪問又は通所サービスC型等の短期集中予防を実施している市町数 | 24市町 | 全市町 |
| 生活機能向上連携加算算定者数 (要介護等認定者1万人対) | 159.58人 (2019年) | 全国平均値 |
| 市町全域の地域ケア会議 (推進) 実施市町数 | 32市町 | 全市町 |
| 地域ケア会議 (個別会議) にリハビリテーション専門職が関与している市町数 | 27市町 | 全市町 |

3 健康づくりの推進

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 「通いの場」設置数 (再掲) | 4,665か所 (2021年度) | 6,100か所 (2025年度) |
| 特定健診受診率 (再掲) | 58.8% (2021年度) | 70.0.% (2029年度) |
| 特定保健指導実施率 (再掲) | 26.0% (2021年度) | 45.0% (2029年度) |
| 健康データの活用や施策立案に関する研修の開催 | 3コース (2022年度) | 3コース (毎年度) |
| 社会健康医学に関する講演会等参加者数 | (2017～2020年度) 累計 1,614人 | (2022～2025年度) 累計 2,400人 |

第3

認知症とともに暮らす地域づくり

認知症は、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度までに記憶機能その他の認知機能が低下した状態を言います。

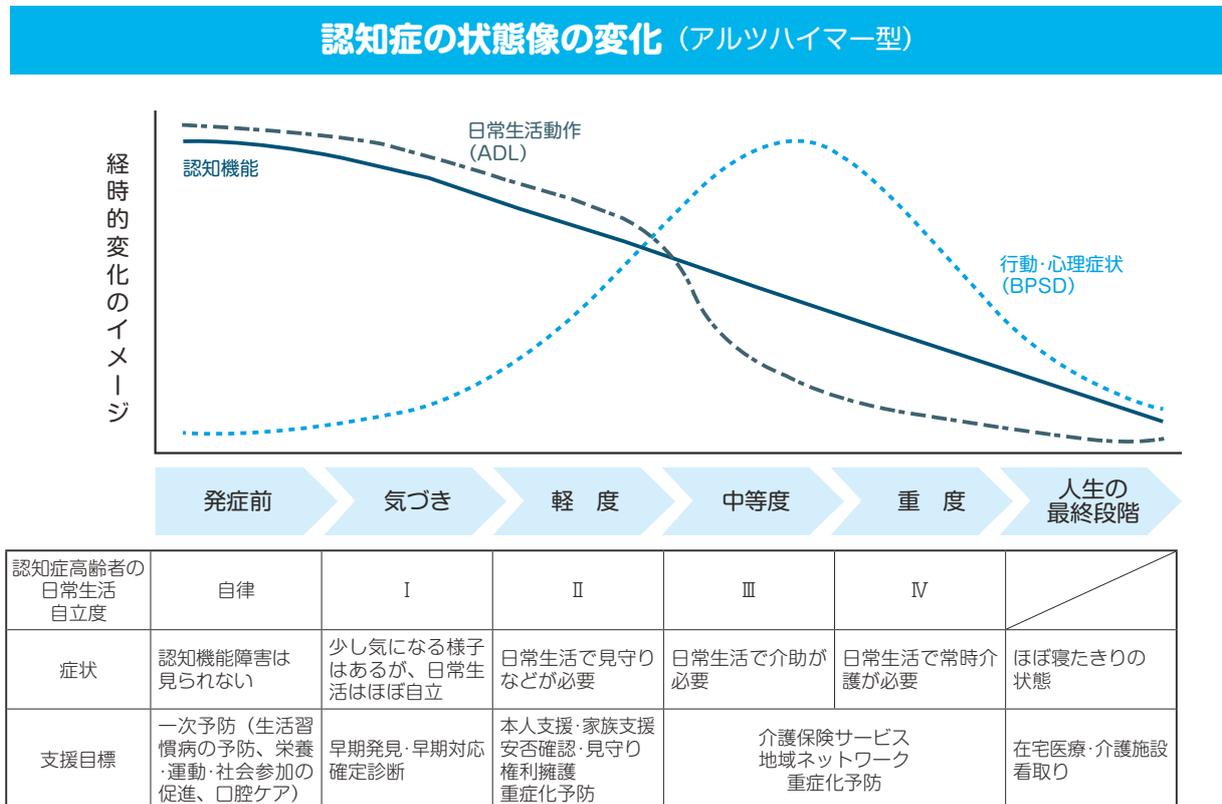
認知症には様々な原因がありますが、最も多いのがアルツハイマー型認知症で、認知症全体の6～7割を占めます。次いで、脳出血や脳梗塞が原因で発症する脳血管性認知症で約2割を占めます。その他、レビー小体型認知症、前頭側頭葉型認知症などがあります。

厚生労働省の推計では、2025（令和7）年には認知症高齢者は、高齢者の約5人に1人に、また2040年には約4～5人に1人に達するとされており誰もが認知症になり得るものであり、同時に認知症の人の介護者となる可能性があります。

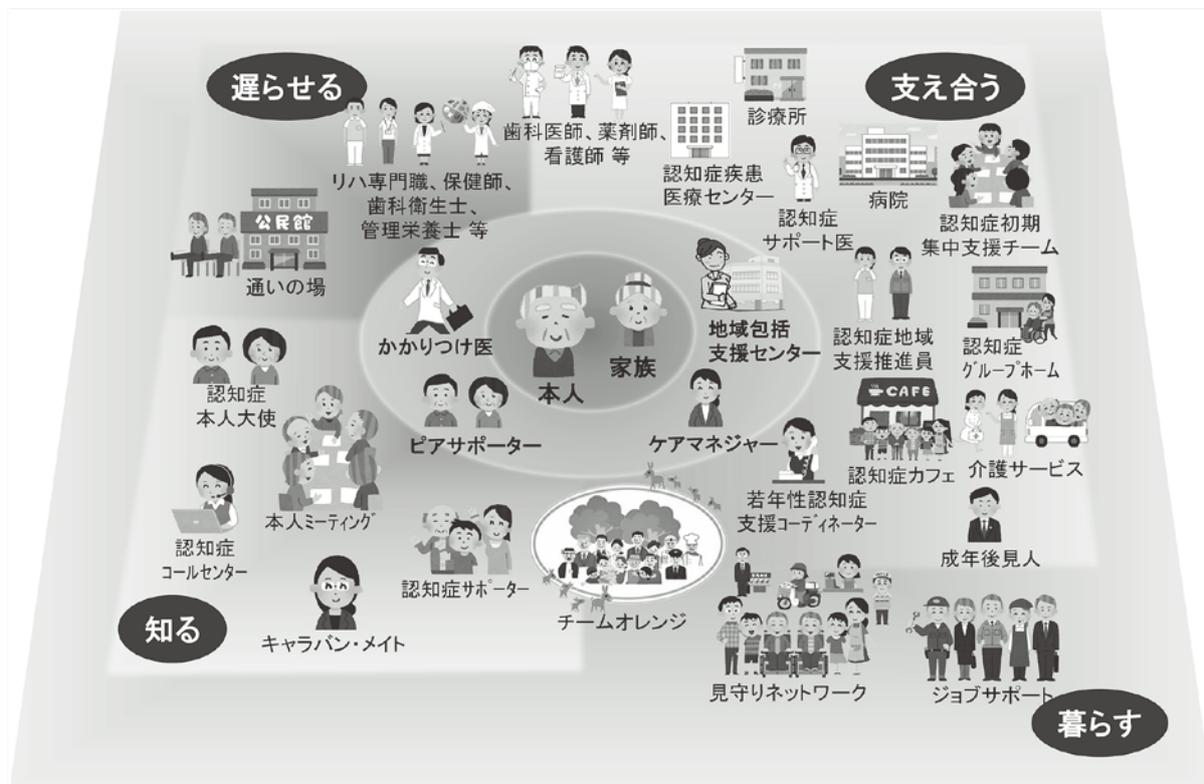
2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下「基本法」という。）」が施行され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することにより、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することが明記されました。県としても、基本法の理念に基づき、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができ、認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合い共生する社会を目指します。

そのためには、「認知症を正しく知る社会の実現（知る）」「認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）」「地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）」「誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）」の視点から施策に取り組みます。

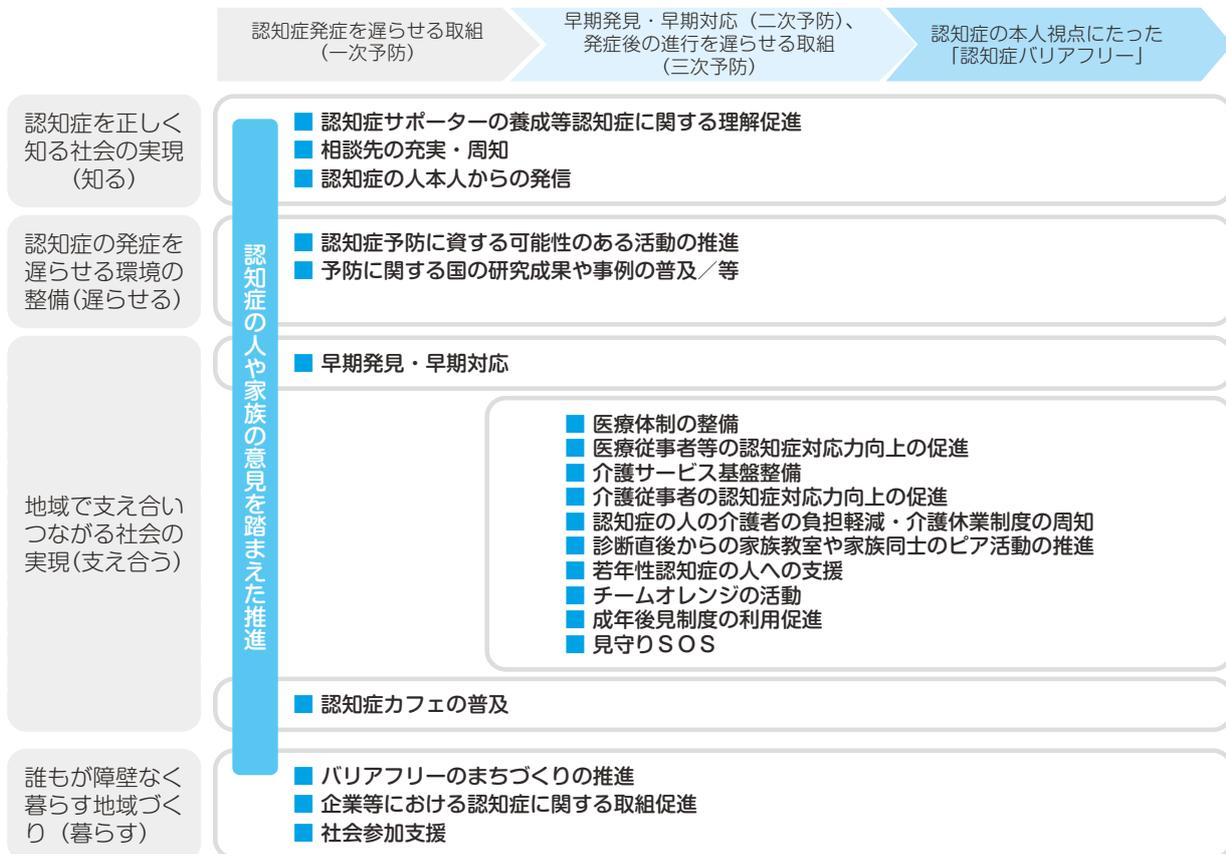
〈図3-1：認知症の状態像の変化（アルツハイマー型）〉



認知症施策の全体像



<認知症施策の取組>



認知症の人や家族の意見を踏まえた推進

1 認知症を正しく知る社会の実現（知る）

認知症の人が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、全ての人が認知症を知り、社会の理解を深め、認知症があってもなくても、同じ社会の一員として地域をともに創っていくことが重要となります。

また、認知症に対する否定的なイメージを払拭する観点から、認知症の人本人とともに普及啓発を進め、認知症の人本人が自らの言葉で思いや希望を語り、認知症になっても地域や社会とつながりながら暮らす姿等を発信することが必要です。

県では、認知症になってもその人らしい生活ができることを認知症の人とその家族、地域住民が、正しく知る環境をつくります。

(1) 認知症に関する理解促進

【現状と課題】

① 認知症サポーターの養成

- ▶ 2023（令和5）年3月末現在、認知症に関する正しい知識と理解を持って、できる範囲で地域や職域で認知症の人や家族の手助けを行う認知症サポーターが累計411,701人養成されています。このうち、地域の生活関連企業・団体業務等に携わる企業・職域型の認知症サポーターは累計71,587人です。
- ▶ 県では、新規採用職員に認知症サポーター養成講座を受講させているほか、静岡県警察本部では、認知症高齢者にかかる事案への適切な対応に資するため、新たに採用された警察職員等に認知症サポーター養成講座を受講させています。
- ▶ また、2023（令和5）年3月末現在、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトは、累計3,845人養成されています。
- ▶ 認知症サポーターが地域で認知症の人や家族と繋がる機会を増やしていく必要があります。また、企業・職域型の認知症サポーターを増やしていくためには、企業の協力が更に必要となります。
- ▶ 認知症サポーターの活動や活躍の場を拡げ、認知症の人本人の意向に沿った活動ができるよう、県主催の認知症サポーター・チームオレンジ養成研修（ステップアップ講座）を実施しています。
- ▶ 認知症サポーター・チームオレンジ養成研修については、小規模な市町では、人材の不足や参加者確保の問題から単独での実施が難しいという課題があります。

【チームオレンジ】

認知症の人や家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組みであり、認知症になっても安心して暮らし続けられる地域をつくる具体的な活動が「チームオレンジ」です。

県では、2019年度より体制整備のための市町支援を実施し、2022年度末時点では、20市町で58チームが活動しています。

認知症カフェ等を活用した地域交流会の開催や、地域の店舗と協力した平時の見守り等を実施しているチームなどがあります。



② 子どもへの理解促進

- ▶ 2023（令和5）年3月末現在、認知症サポーターのうち、小・中・高等学校の子どもサポーターは累計90,260人養成されています。
- ▶ 子どもサポーターは増加していますが、認知症に関する理解促進に向け、更なる養成が必要です。特に学童期の段階から認知症を理解してもらうことが重要です。
- ▶ 子どもサポーター養成講座以外にも、認知症の人を含む高齢者に対する理解を深めるため、学校内外での高齢者との交流を実施している市町もあります。学校での教育や高齢者との交流には、学校や地域の協力が必要であり、学校外での高齢者と子どもの交流には、自治会の協力や地域における交流の場が必要です。
- ▶ 子どもの認知症に対する関心を高めるために、全国キャラバン・メイト連絡協議会により表彰された小・中・高校生認知症サポーターの創作作品等について、県や市町での更なる広報・周知の必要があります。

③ その他理解促進

- ▶ 認知症に対する誤解や偏見をなくし、認知症の症状や認知症の人の気持ちを理解することは、認知症の予防や早期発見、病院・診療所への早期受診、適切なケアによる症状の緩和、更には地域で暮らす認知症の人への支援につながります。
- ▶ 認知症への理解が乏しいため、病院・診療所への受診が遅くなり、認知症の発見や対応の遅れにより状態が悪化し、不適切なケアによる抑うつ、暴力、徘徊等の行動・心理症状（BPSD）が出現する場合もあり、介護者の負担増大につながります。
- ▶ 認知症に関する知識や対応の仕方を認知症の人本人を含む地域住民に向けて周知し、認知症に対する理解を促進する必要があります。
- ▶ 認知症の人本人の意思をできる限りくみ取り、活かして支援ができるよう、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン（以下、「認知症意思決定支援ガイドライン」）」の内容を盛り込んだ研修等として、一般病院の医療従事者、看護師を対象とした認知症対応力向上研修や一部の市町で認知症サポーターのステップアップ講座等を実施しています。今後、かかりつけ医・歯科医師・薬剤師・介護職員向け認知症対応力

向上研修や認知症サポーター・チームオレンジ養成研修等、全ての研修等にガイドラインの内容を盛り込んで実施する必要があります。

- ▶ 認知症の日（毎年9月21日）及び認知症月間（毎年9月）には認知症に関する普及・啓発イベントが集中的に開催されています。県は認知症の人と家族の会静岡県支部等と協働で認知症の日の街頭キャンペーンに参加しており、全市町においても各種啓発活動を実施しています。
- ▶ 認知症に関する情報を発信する場として、図書館での認知症コーナーの設置等を一部の市町で実施しています。更に設置図書館を拡充するためには、市町福祉担当部局から図書館への働き掛けが必要です。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

① 認知症サポーターの養成

- ▶ 認知症サポーターの養成に引き続き取り組みます。特に、自治会や町内会などの身近な地域や認知症の人と地域で関わることを想定される小売業、金融機関、公共交通機関、医療機関等の企業・職域型の認知症サポーターの養成に取り組みます。
- ▶ 認知症サポーター養成講座で講師の役割を担うキャラバン・メイトの活動を支援します。
- ▶ 認知症サポーターが地域や職域で認知症の人と家族を支えることができるよう、認知症サポーターのステップアップ講座や、民生委員・児童委員との面識を深めること等を通じて、認知症サポーターの活動の促進に取り組みます。

② 子どもへの理解促進

- ▶ 子どもに対する認知症サポーター養成講座や高齢者に対する理解を深めるための教育、学校外での高齢者との交流活動等を推進します。
- ▶ 市教育委員会と連携し、子どものための認知症学習用ウェブサイト「認知症こどもサイト」を小学校教員に周知し、総合的な学習や道徳の授業などでの活用を促します。

③ その他理解促進

- ▶ 地域における認知症の理解促進のため、認知症に関するイベントの開催、普及啓発媒体の配布を実施します。
- ▶ 認知症サポーター養成講座等で、認知症意思決定支援ガイドラインを周知するとともに、研修等の内容に盛り込み、実施します。

（県の施策・支援策の方向性）

① 認知症サポーターの養成

- ▶ 市町における企業・職域型の認知症サポーターの養成を促進するため、企業や職域への普及啓発を行うとともに、キャラバン・メイトを養成します。
- ▶ 認知症サポーターの活動や活躍の場を拡げるため、引き続き、認知症サポーター・チームオレンジ養成研修を実施するとともに、活動内容を周知していきます。
- ▶ 単独での開催が困難な市町については、広域での認知症サポーター、チームオレンジ養成

研修の開催を支援していきます。

② 子どもへの理解促進

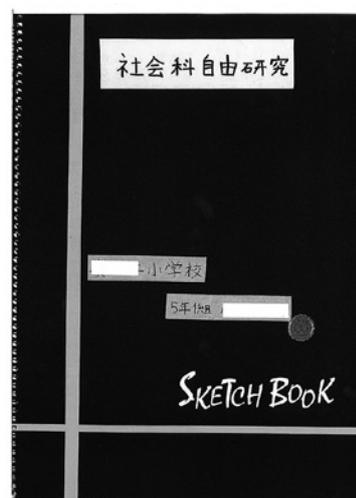
- ▶ 小・中・高校生によるポスターや作文等の表彰作品をセミナー等で掲示・配布するなど、市町と連携して表彰作品を周知します。

【子どもサポーターの養成】

「認知症が進みにくい方法を調べておじいちゃんをサポートするのに生かそう」（県内の小学生が夏休みに行った自由研究）

この小学生は、学校で受けた「認知症サポーター養成講座」で認知症が進みにくくなるために「おこらない」「ゆっくり話す」ことが大切だと学びました。そして、この自由研究で「ゆっくり話さないと、理解が追いつかなくなり、いらいらする」と考察し、「認知症の人は周りの人の助けがあって楽しく過ごせている」とまとめました。

社会についての様々な学習に取り組む学童期のうちから、認知症の人を理解することは、「認知症の人を含めた県民一人ひとりが支え合いながら共生する社会の実現」のためにとっても重要です。今後も、認知症サポーター養成講座など、小学生の頃から認知症の人への理解と正しい対応を学ぶ機会の充実に取り組んでいきます。



③ その他理解促進

- ▶ 県民の認知症に対する理解促進を図るため、地域住民、医療や介護等の関係者、企業、団体等が一体となった普及啓発を行います。
- ▶ 図書館での認知症コーナーの設置等の拡充のため、認知症コーナーのある図書館の情報を収集し、市町等に情報提供します。

(2) 相談先の充実・周知

【現状と課題】

① 相談体制の整備

- ▶ 認知症に関する相談窓口として、地域包括支援センターや認知症疾患医療センター、認知症家族会や当事者団体等があります。県や市町では、広報誌やホームページ等により相談窓口の周知を行っています。
- ▶ 高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターは、2023（令和5）年4月現在、160か所設置されています。また、2022（令和4）年度の相談件数は1センター当たり約3,032件で、年々増加傾向にあります。一方、業務量が多く、相談内容も複雑・多様化しているため、地域包括支援センターの負担が重くなっています。

【認知症コールセンター】

認知症の人や家族に対しては、認知症の各ステージで、認知症の知識や介護技術の面だけではなく、精神面も含めた様々な支援が重要です。このため、認知症介護の経験者等が、同じ立場、仲間の立場で相談対応するコールセンターを設置し、認知症の人や家族が気軽に相談できる体制を整備しています。

- ▶ 相談受付日時 週4日（月、木、土、日曜日） 10:00～15:00
（祝祭日及び年末年始を除く）
- ▶ 相談員 各日2名
（認知症の人と家族の会静岡県支部の会員）
- ▶ 電話番号 0120-123-921



【若年性認知症相談窓口】

認知症は高齢者だけの病気ではありません。若年性認知症のことでお悩みの方、お気軽にご相談ください。ご本人やご家族のほか、医療・福祉関係者、企業の皆様からの相談をお受けいたします。

- ▶ 相談受付日時 週3日（月、水、金曜日） 9:00～16:00
（祝祭日及び年末年始を除く）
- ▶ 相談員 若年性認知症支援コーディネーター
- ▶ 電話番号 054-252-9881



- ▶ 地域の関係機関に対する調整・助言・支援の機能を持つ認知症疾患医療センターは2次保健医療圏ごとに設置されていますが、診断後や症状悪化時において、認知症の人やその家族の今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、診断直後の認知症の本人・家族に対する相談支援を強化する必要があります。
- ▶ 認知症介護の経験者等が同じ立場で相談に対応する認知症コールセンターへの2022（令和4）年度の相談は302件あり、相談件数は年々増加傾向にあります。
- ▶ 生活意識調査によると、一般高齢者のうち、認知症の相談窓口を知っていると回答した割合は約25%にとどまっており、認知症コールセンター等の更なる周知が必要です。

② 認知症ケアパスの活用

- ▶ 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスは、県内の全ての市町で作成されていますが、対象が一般の高齢者である場合周知が難しく、十分に活用されていないところがあります。
- ▶ 認知症の人が必要な情報を得られるよう、認知症の本人の意見を取り入れたケアパスの作成が必要です。

③ 法テラスの制度周知

- ▶ 法テラスでは、「騙されて債務を負ってしまう」「金銭管理が難しくなる」「親族による経

済的虐待が疑われる」といった法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を受けられます。

- ▶ 人権相談等の中で法テラスの制度を周知し、パンフレットを相談窓口等に配架していますが、認知症の人と関わる関係機関等にも法テラスの制度を周知する必要があります。

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

① 相談体制の整備

- ▶ 認知症に関する、市町や地域包括支援センター等の相談窓口の認知度が高まるよう、引き続き広報紙やホームページ等により周知を行います。
- ▶ 診断直後から市町や地域包括支援センター等の相談窓口につながるよう医療機関との連携を強化していきます。
- ▶ 地域包括支援センターの業務負担軽減を図るため、総合的な相談支援体制づくりなどに努めます。特に、委託による地域包括支援センターについては、保険者機能強化推進交付金を活用し、委託先の理解を得ながら、人員の拡充等に取り組みます。

② 認知症ケアパスの活用

- ▶ 認知症ケアパスに書かれた認知症に関する情報が必要な時に必要な人に届き、活用されるよう、認知症の人本人の意見を踏まえた改訂を行います。

③ 法テラスの制度周知

- ▶ 地域包括支援センターなどの相談窓口を通じて、認知症の人と関わる関係機関等へ法テラスの制度を周知します。

(県の施策・支援策の方向性)

① 相談体制の整備

- ▶ 認知症に関する相談窓口の認知度が高まるようホームページ等で相談窓口の周知を行うとともに、生活意識調査等を活用して住民の認知度を確認し、更なる向上に努めます。
- ▶ 認知症疾患医療センターでの診断直後から市町や地域包括支援センター等相談窓口につながるよう、認知症疾患医療センター連絡協議会を通し、周知します。

② 認知症ケアパスの活用

- ▶ 認知症ケアパスの改訂状況を把握し、認知症の人本人の意見を反映したケアパスとなるよう、市町に働きかけます。

③ 法テラスの制度周知

- ▶ 関係機関と協力し、パンフレットを配架するとともに、相談対応時に法テラスの制度を周知します。

(3) 認知症の人本人からの発信支援

【現状と課題】

- ▶ 認知症の人本人の意見を施策に反映するとともに、県民に向けた認知症の理解を促進するため、認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組んでいく必要があります。
- ▶ 認知症の人本人の意見を聴く取組として、本人ミーティングの開催や認知症カフェの運営などを、2022（令和4）年度は23市町で実施していますが、認知症の人本人からの意見を聴く機会を更に増やし、施策へつなぐ必要があります。
- ▶ 認知症の人本人からの発信の機会を増やし、認知症に関する普及啓発に取り組むため、2020（令和2）年9月に、全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」の委嘱を行いました。さらに、認知症の人本人による普及啓発活動を強化するため、希望大使を増やしていく必要があります。
- ▶ 診断直後等の人に対する認知症の人本人による相談活動（ピアパートナー（ピアサポーター）による支援）の普及を図るため、2019（令和元）年度からピアサポート活動支援事業を実施していますが、より活動を充実させるにはピアパートナー（ピアサポーター）の増員が必要です。
- ▶ 一般病院の医療従事者、看護職員向け認知症対応力向上研修において、医療専門職が認知症の人本人の声を聴く取組を実施しています。また、認知症の日や認知症月間のイベント等において、一部の市町が本人ミーティングや認知症カフェに取り組んでいますが、認知症の人本人が直接話す機会を更に増やす必要があります。

【静岡県希望大使】 ～一足先に認知症になった私たちからすべての人たちへ～

県では、認知症に対する社会の理解を深めるため、2020（令和2）年9月に三浦繁雄氏（牧之原市在住）を全国初となる地域版の認知症本人大使「静岡県希望大使」に委嘱しました。今後は、県が実施する認知症の普及啓発活動に御協力いただき、認知症の本人の想いや体験を発信していきます。

▶ 三浦氏からのメッセージ

認知症はだれでもなり得る病気です。認知症をなりたくない「予防」するより、なるかもしれない病気として「備えて」いってくれたら嬉しいです。

私は、今、皆さんの前で話をしていますが、認知症が進行しても、「分からない人」になってしまうのではないと考えています。言葉が出にくくなっても、歩けなくなっても、私の意志は残っていると信じます。私は希望を伝えていきたいと思います。



(2020年9月30日川勝知事から委嘱)

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

- ▶ 認知症の人本人が声を発信する機会づくり、認知症の人本人の声を聴く場を増やします。
- ▶ 認知症カフェでの相談内容を把握し施策に反映していきます。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ 市町や関係団体と協力して、静岡県希望大使を増やし、「希望ある暮らしを続けていく姿を発信することを通じて、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる」ことの理解と普及を図ります。
- ▶ より多くの認知症本人大使やピアパートナー（ピアサポーター）等と協力し、市町や地域の活動を支援します。
- ▶ 認知症の人本人の声を聴いて施策に反映している好事例を紹介し、市町への普及・展開を図ります。また、市町と連携し、認知症の人本人による講演会の開催や本人ミーティングを企画するなど、認知症の人本人の声を反映した取組を推進します。

2 認知症の発症を遅らせる環境の整備（遅らせる）

認知症はだれでもなり得る病気であり、認知症の「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味です。認知症の予防には、認知症の発症を遅らせることや発症リスクの低減（一次予防）、早期発見・早期対応（二次予防）、重症化予防、機能維持、行動・心理症状（BPSD）の予防・対応（三次予防）があります。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や難聴の早期発見などの適切な対応、社会参加による社会的孤立の解消や地域とのつながり等が、認知症予防に資する可能性が示唆されています。

また、早期に発見し、周囲の理解の下、認知症の人本人の症状に合わせた適切な治療や介護を行うことにより、進行を遅らせ、症状を軽減することができます。

さらに、かかりつけ医、保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の活動についても、多職種での連携をとることで認知症の発症遅延や発症リスク低減、早期発見・早期対応につながります。

県では、認知症の人とその家族、地域住民が、認知症の発症や進行を遅らせることが期待される活動に取り組むことができる環境をつくります。

(1) 認知症予防に資する可能性のある活動の推進

【現状と課題】

① 通いの場の充実

- ▶ 通いの場の設置数は年々増加傾向にありますが、新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、2025年度の目標値である6,100か所には達していない状況です。
- ▶ 通いの場は、2021（令和3）年度、県内に4,665か所に設置されており、参加者数は85,518人で、高齢者人口に対する参加率は7.8%となっています。

- ▶ 通いの場の設置数と参加率については地域差が大きく、通いの場に参加するメリットを地域住民に理解してもらうなど、設置や参加を促進する取組が必要です。

② 生活習慣病等の予防

- ▶ 糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防や難聴の早期発見などの適切な対応が、認知症予防に資する可能性が示唆されていることから、生活習慣病や難聴が認知症の発症の可能性を高める要因であることを周知する必要があります。
- ▶ 口腔ケアにより歯や口腔を健康に保つことは認知症予防につながるため、さまざまな機会を通じて、高齢者の口腔ケアの支援を行うことが必要です。

③ 専門職の関与

- ▶ 通いの場や市町が実施する地域ケア会議など、介護予防事業へのリハビリテーション専門職の派遣は、全ての市町で実施されており、2022（令和4）年度の派遣件数は2,921件となっています。（再掲）
- ▶ 専門職の関与が少ない市町においては、関与を増やすことが必要です。
- ▶ また、2022（令和4）年度、通いの場に歯科衛生士及び管理栄養士の派遣を行った市町は28市町となっており、年々増加傾向にあります。

④ 多様な場での活動

- ▶ 生活意識調査では、一般高齢者の約7割が地域活動やスポーツ活動、趣味等の活動を行っています。
- ▶ また、各市町においては、市民農園やスポーツ講座等の各種活動が実施されています。
- ▶ 閉じこもり等の社会参加活動の減少が、認知症の発症につながる可能性があります。多様な社会参加により、認知症の予防を図るためには、社会参加が認知症予防につながる可能性があることを認識してもらい、参加機会や活動内容の充実を図る必要があります。
- ▶ 認知症の人が多様な場での活動に参加することを促進するためには、安心して外出できる環境の整備を推進する必要があります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

① 通いの場の充実

- ▶ 社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等にもつながることから、地域において高齢者の通いの場等を拡充します。
- ▶ 2020（令和2）年度から実施している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」により、通いの場への積極的な関与によるポピュレーションアプローチを行うとともに、高齢者に対する個別的支援等のハイリスクアプローチを行います。

② 生活習慣病等の予防

- ▶ 特定健診・特定保健指導の受診を促すとともに、特定健診等の機会や介護予防教室などを通じて、生活習慣病が認知症のリスク要因であることを周知します。

- ▶ 認知症発症リスクの低減を図るため、通いの場や介護予防教室などで口腔清掃管理の指導を行います。
- ▶ 閉じこもりがちで生活習慣病リスクの高い高齢者への個別的支援等のハイリスクアプローチを行います。

③ 専門職の関与

- ▶ 通いの場等で、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が連携し、地域リハビリテーションサポート医と協力しながら健康相談を行う活動を促進します。

④ 多様な場での活動

- ▶ 公民館で実施する講座やスポーツ教室など住民が幅広く活用できる場を最大限活用し、認知症予防に資する可能性のある各種活動を推進します。

(県の施策・支援策の方向性)

① 通いの場の充実

- ▶ 市町等で実施する通いの場等の取組の情報を収集し、生活習慣病の予防や専門職の関与の観点から実施している効果的な事例等の共有化を図ります。
- ▶ 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」を推進し、市町での通いの場等の充実、活用を支援します。
- ▶ 通いの場等で、リハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士が効果的に支援している取組を把握し、研修会等を通じて周知します。
- ▶ 研修会や講習会等を通じ、生活習慣病予防の好事例等を周知します。

② 生活習慣病等の予防

- ▶ 高齢期になる以前からの生活習慣病予防の重要性や、飲酒・喫煙・運動不足が健康に与える影響について、若年層を含めた幅広い年代に対し周知を図ります。
- ▶ 難聴が認知症の発症の可能性を高める要因となりうることから、早期受診の必要性の周知を図ります。

③ 専門職の関与

- ▶ 通いの場等への専門職（歯科衛生士・管理栄養士等）の関与の強化を支援し、高齢者の口腔ケアや低栄養の改善を推進します。
- ▶ 市町の介護予防事業に協力可能なリハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士を育成するとともに、関係機関の協力を得て派遣の仕組みづくりを行います。

④ 多様な場での活動

- ▶ 市民農園や市町で実施するスポーツ教室等の取組を周知するほか、農福連携による介護予防・認知症予防の取組を支援します。
- ▶ 市町における認知症予防に資する可能性のある各種活動の好事例を収集し、情報共有により、他市町への社会参加活動の普及・促進を図ります。

- ▶誰もが移動・外出しやすい環境の整備を推進します。

(2) 予防に関する国の研究成果や事例の普及

【現状と課題】

- ▶国内外の認知症予防に関する論文等を収集し、認知症予防に関するエビデンスを整理して作成される国の活動の手引きを周知することが必要です。

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

- ▶認知症の予防に資すると考えられる活動事例や、認知症予防に関するエビデンスを整理して作成される国の活動の手引きを住民や専門職に周知します。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶国の研究成果や認知症予防に関する取組の情報を収集し、効果的な事例等の共有化を図ります。
- ▶市町における認知症予防の強化を図るため、市町や地域包括支援センターの職員など、認知症予防事業に従事する者を対象にした研修会や講習会等を開催し、国の研修成果や活動事例の普及を図ります。

3 地域で支え合いつなげる社会の実現（支え合う）

認知症は状態に応じて、必要とされるサービスが異なることから、在宅で生活する高齢者等に対して、適時・適切に切れ目なく医療・介護等が提供される支援体制の構築が必要です。

また、医療・介護等に携わる人は、認知症の人を個性、想い、人生の歴史等を持つ主体として尊重し、地域社会の中で認知症の人がなじんだ暮らし方やなじんだ関係を継続できるよう、伴走者として支援していくことが重要となります。

地域住民が認知症の人の見守りや日常的な手助けなどの支援をするとともに、認知症の人も本人も「できないこと」ではなく「できること」に着目して地域の中で活動することで、認知症の人も地域社会を支える一員となり、支え合い、つなげる体制がつけられます。

特に、若年性認知症は、就労、日常生活への影響などの課題が生じ、高齢期の認知症とは異なる対応が必要とされることから、正しい理解の普及とともに、居場所づくり、就労や社会参加支援等の様々な分野にわたる支援を総合的に推進する必要があります。

県では、専門職による適切な医療・介護が提供され、認知症に配慮した地域住民の支えの中で、認知症の人が能力に応じて社会に参加できる環境をつくれます。

(1) 早期発見・早期対応

【現状と課題】

① 市町・連携

- ▶認知機能低下のある人や、認知症の人の早期発見・早期対応のためには、地域の関係機関間の日頃からの有機的な連携が必要ですが、機能ごとの取組にとどまっています。

- ▶ 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスは2019（令和元）年度までに全ての市町で作成されました。
- ▶ 一部の市町では当事者の意見を踏まえて改訂を行っています。市町は、認知症の人本人や家族の意見を踏まえて、認知症ケアパスを随時改訂する必要があります。
- ▶ 多くの市町で認知症ケアパスに認知症カフェや認知症家族会等のインフォーマルサービスを掲載しています。
- ▶ 県が作成した「ふじのくに“ささえあい”手帳」を活用している市町や、独自の認知症情報連携シートを作成している市町もあります。また、認知症情報連携シートのない市町があります。

② 地域包括支援センター

- ▶ 地域包括支援センターは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー等を配置して、3職種のチームにより、高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じています。また、介護保険の申請の相談を受ける窓口も担っています。
- ▶ 地域包括支援センターの多くは、医療・介護等の関係機関と連携していますが、今後は、認知症の人が地域で暮らしやすくなるために、スーパーや金融機関等、生活に密接に関連する民間部門との連携にも取り組む必要があります。
- ▶ また、認知症の人を地域で支えていくためには、地域包括支援センターや地域住民とも連携を強化していく必要があります。

③ 認知症地域支援推進員

- ▶ 認知症の人と家族からの相談や、医療提供施設や介護サービス等の支援機関の連携の調整等を行う認知症地域支援推進員は、2023（令和5）年4月現在、231人配置されています。また、約8割が委託の地域包括支援センターを兼務して配置されています。
- ▶ 多くの認知症地域支援推進員が、認知症の人本人や家族の相談対応、認知症カフェの運営支援を行っています。
- ▶ 2019（令和元）年度から認知症地域支援推進員現任者（スキルアップ）研修を実施し、質の向上を図っています。
- ▶ 認知症地域支援推進員の役割は、地域の実情に応じて異なりますが、市町により推進員の活動内容に差があること、推進員が活動の中で得た情報を市町の施策にフィードバックできていないことなどが課題となっています。

④ 認知症初期集中支援チーム

- ▶ 認知症の初期段階から専門職が認知症の人やその家族に関わり、認知症サポート医と連携しながら、医療・介護サービスにつなげる認知症初期集中支援チームは2023（令和5）年4月現在、34市町に設置されています。
- ▶ 設置されている多くの市町では、相談や連絡があってからチームの対応を開始しており、2022（令和4）年度の訪問実人数は133人です。また、同年度中に医療・介護サービスにつながった者の割合は80.6%です。

- ▶ 対象の把握や選別方法が市町ごとに異なり、訪問件数に差があるため、更に社会的孤立者へのアウトリーチを行うには、チームの役割や他の機関との連携を見直す必要があります。

⑤ 認知症疾患医療センター

- ▶ 認知症疾患医療センターは、認知症疾患に関する鑑別診断と診断後の認知症の人本人や家族のフォロー、認知症の行動・心理症状（BPSD）と身体合併症の急性期治療に関する対応、相談及び認知症の診断を受けた後の支援体制の充実を図るとともに、医療・介護関係者への研修等を行うなど、地域の医療と介護の連携拠点として、全ての高齢者保健福祉圏域に設置されています。
- ▶ 認知症疾患医療センターが、出張相談等により地域に出向き、認知症の早期発見、早期対応につなげる事業を2018（平成30）年度から実施しています。地域に出向いた相談事業については、認知症疾患医療センターの体制によって活動内容に差があります。
- ▶ 認知症疾患医療センターでは連絡協議会を実施していますが、医療機関が中心で、介護事業所の参加は少ないことから、認知症疾患医療センターが介護事業所に対しても調整・助言・支援機能を発揮することが必要です。
- ▶ 2021（令和3）年度の初診までの待機日数別診療機関数は、14日未満が5か所、15日～1か月が7か所、1か月以上が3か所、相談件数は11,387件となっています。待機日数が長い場合、早期対応につながらない場合もあります。
- ▶ 患者が多く、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センターの役割分担が必要です。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

① 市町・連携

- ▶ 日頃から関係機関同士の連携を図り、早期発見につなげるための認知症のチェックを行うなどの機会を増やしていきます。
- ▶ 認知症ケアパスを認知症の人本人や家族の意向を踏まえるとともに、インフォーマルサービスを盛り込み、随時改訂していきます。
- ▶ 医療・介護関係者間の情報共有のツールとして、地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進するため、研修会等を開催し、認知症情報連携シートを活用していきます。

② 地域包括支援センター

- ▶ チームオレンジや認知症サポーター養成の取組により、地域包括支援センターと民間企業、地域住民との連携を促進します。

③ 認知症地域支援推進員

- ▶ 認知症地域支援推進員の位置付けを明確にし、地域の実情に応じて認知症の人と家族を支援する体制の構築に取り組みます。

④ 認知症初期集中支援チーム

- ▶ 社会的孤立者へのアウトリーチや相談業務など、適切な医療・介護サービス等に速やかにつなぐ取組を強化します。

⑤ 認知症疾患医療センター

- ▶ 市町が、認知症疾患医療センターをはじめ関係機関と連携して、早期診断・早期対応に向けた医療・介護連携体制の充実を図ります。

(県の施策・支援策の方向性)

① 市町・連携

- ▶ 市町が認知症施策の全体像と、各機関や職種がどのような場面でどのような役割を期待されているかを明確にできるよう支援します。
- ▶ 認知症ケアパスの改訂に当たっては、認知症が軽度のうちに認知症の人本人が意思表示することを促す項目を盛り込むよう働き掛けます。
- ▶ 地域の実情に応じた認知症情報連携シートの効果的な活用を推進するため、研修会等を開催します。

② 地域包括支援センター

- ▶ 地域包括支援センターと民間企業等との連携に関する市町の取組事例を共有し、他の市町でも取り組むことができるよう支援します。

③ 認知症地域支援推進員

- ▶ 市町が認知症施策の全体像と、各機関や職種がどのような場面でどのような役割を期待されているかを明確にし、認知症地域支援推進員が認知症施策の推進役となれるよう支援します。

④ 認知症初期集中支援チーム

- ▶ 認知症初期集中支援チームの研修会等を通し、具体的な取組の好事例を紹介し、市町同士が情報交換をしながら、初期集中支援チームの体制づくりをするための支援をします。

⑤ 認知症疾患医療センター

- ▶ 認知症疾患医療センターの運営及び市町と認知症疾患医療センターの連携を支援し、地域における認知症に対する医療水準の向上を図ります。
- ▶ 認知症疾患医療センターが、出張相談等により地域に出向き、認知症の早期発見、早期対応につなげる体制づくりを継続して支援します。
- ▶ 各認知症疾患医療センターが主催する連絡協議会等への介護事業所の参加を促進し、地域における関係機関の連携強化を支援します。
- ▶ 地域の相談機関との連携を深め、かかりつけ医や認知症サポート医との役割分担の明確化や地域での役割について、各認知症疾患医療センター連絡協議会において協議するよう支援します。

(2) 医療体制の整備

【現状と課題】

① かかりつけ医、認知症サポート医及び歯科医師、薬剤師、看護師等

- ▶ 認知症の早期発見、早期対応に向けて、かかりつけ医を対象とした認知症対応力向上研修を開催するとともに、かかりつけ医の相談役等の役割を担う認知症サポート医を養成してきました。
- ▶ かかりつけ医や介護専門職をサポートするとともに、地域包括支援センターを中心とした多職種連携の推進役である認知症サポート医は2022（令和4）年3月現在397人養成され、全ての市町に配置されていますが、地域偏在があることや、認知症サポート医としての活動の地域差や個人差があること、活動を希望する認知症サポート医と行政の意見交換の機会がないことなどが課題となっています。
- ▶ また、認知症サポート医はこれまでの認知症の方への対応とサポートする役割から、認知症の方も暮らしやすい地域共生社会を実現するため、関係機関と連携し、行政に対して助言を行い、共に地域活動を進めていく役割にシフトしていくことが求められています。
- ▶ 認知機能低下等により、薬が正しく使用されなかった時の有害事象を防止するため、在宅訪問により患者等を支援する薬局を更に増やしていくことが必要です。
- ▶ 2023（令和5）年9月には認知症疾患修飾薬が厚生労働省から薬事承認を受けました。投与を希望する人が適切に治療を受けられるような体制の検討が必要です。
- ▶ 2018（平成30）年2月、静岡県歯科医師会と静岡県社会福祉士会が共同で「認知症虐待等チェックシート」を作成し、地域包括支援センターと連携して活用しています。

② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- ▶ 医療従事者等への認知症対応力向上研修は国のカリキュラムに沿って実施しています。
- ▶ 2022（令和4）年度末の受講者数は、かかりつけ医が1,185人、歯科医師538人、薬剤師1,008人、看護職員（指導者層）436人、病院勤務の医療従事者7,244人です。研修参加者が固定化しており、新たな受講希望が低調であるため、拡大が必要です。全ての歯科診療所に開催案内を通知し参加を促進するなどの取組を行っています。
- ▶ また、2021（令和3）年度から病院勤務以外の看護師等の医療従事者を対象とした認知症対応力向上研修を実施し、2022（令和4）年度末までに79人が受講しています。
- ▶ 一般病院の医療従事者、看護職員の研修は、2019（令和元）年度から認知症の人本人による講話を取り入れ、各団体と協力し独自の内容を加えて実施しています。
- ▶ 研修参加者は、認知症に関する知識・技術や認知症の人や家族を支えるための知識・方法を学び、それぞれの業務で活かしているほか、修了者の一部は地域で、チームオレンジなどの活動を行っています。
- ▶ 患者としてだけでなく、生活者として認知症の人を認識してもらうためのカリキュラムの工夫が必要です。

③ BPSDへの適切な対応

- ▶ 認知症の行動・心理症状（BPSD）は認知症の進行により必ず生じるものではなく、不適切なケアや身体的な不調や不快、ストレスや不安などの心理状態が原因となって現れる

症状です。まずは早期に診断を受け、病態に応じて認知症の人本人主体の医療・介護等を通じてBPSDを予防するほか、BPSDが見られた場合にも的確なアセスメントを行った上で薬物を使用しない治療的なアプローチを第一選択とするのが原則となります。

- ▶ BPSDに対する投薬に当たっては、高齢者の特性等を考慮した対応がなされる必要があり、「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン（第2版）」の内容を踏まえた、かかりつけ医対象の研修を実施するとともにガイドラインを配布し普及に努めていますが、研修受講者以外へのガイドラインの周知が必要です。
- ▶ また、BPSDに対応する際、症状によっては認知症の人本人の意思に反したり、行動を制限したりする必要が生じることがあります。精神科病院や介護保険施設等では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、介護保険法等で行動の制限や身体拘束に関して規定されていますが、その他の医療現場等においても個人の尊厳を尊重し、人権に配慮した対応が必要です。

④ 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携

- ▶ 人生の最終段階にあっても本人の尊厳が尊重された医療・介護等が提供されることが重要です。本人が望む終末期を迎えるために、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）についての医療・介護従事者の理解、県民への普及啓発が必要です。
- ▶ 2022年（令和4）年度までに、医療従事者向けの全ての認知症対応力向上研修において認知症意思決定支援ガイドラインの内容を加味して実施しています。

【施策の方向性】

① かかりつけ医、認知症サポート医及び歯科医師、薬剤師、看護師等

- ▶ かかりつけ医療機関等における早期発見・早期対応を促進するため、地域の関係機関との連携を強化する取組を支援します。
- ▶ 認知症に係る多職種連携を強化するため、県医師会と連携して認知症サポート医の養成を進めるとともに、認知症サポート医のリーダーを養成します。また、認知症サポート医リーダー連絡会を開催し、地域の実態に即した連携づくり等により認知症サポート医の活動を支援します。
- ▶ 認知症の方も暮らしやすい地域共生社会の実現のため、各地域において認知症サポート医が、医師会をはじめ、市町、地域包括支援センター、介護事業所等と連携し、連絡会や研修会を行うなど、各地域で必要な取り組みを行えるよう支援します。
- ▶ より多くの薬局が在宅訪問業務を実施できるよう研修会などを継続して開催します。
- ▶ 認知症疾患修飾薬の投与を希望する人が、適切に治療を受けられるような体制を検討していきます。
- ▶ 歯科診療所において、引き続き「認知症虐待等チェックシート」等を活用した、早期発見・早期対応を促進するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。

② 医療従事者等の認知症対応力向上の促進

- ▶ 認知症対応力向上研修の開催を直接案内したり、開催場所や日時を工夫するなどにより受講者の拡大を図ります。

- ▶ 研修参加者が、習得した知識、技術等を活かし、さらに、関係職種等との連携を深めて、地域での活動にもつなげられるよう、関係団体と協力して研修内容の充実に取り組みます。
- ▶ 研修で認知症の人本人の意見を聞くことにより、認知症の人を尊重し尊厳を守ることの重要性の理解を促進します。

③ BPSDへの適切な対応

- ▶ BPSDへの対応において非薬物的介入を第一選択とし、パーソン・センタード・ケアなどの認知症の人本人主体の医療・介護の実践が普及するよう、認知症対応力向上研修を引き続き開催します。薬物療法を行う際には、高齢者の特性等を考慮した投薬がされるよう「かかりつけ医のためのBPSDに対応する向精神薬使用ガイドライン（第2版）」を引き続き普及します。
- ▶ 法律で身体拘束に関する規定のない医療現場等においても、行動の制限や身体拘束に対して、個人の尊厳を尊重し、人権に配慮した対応が取られるよう働き掛けを行います。
- ▶ 精神科病院や介護保険施設等については、引き続き、行動の制限や身体拘束に関する適切な手続きの徹底を図ります。

④ 人生の最終段階を支える医療・介護等の連携

- ▶ 認知症意思決定支援ガイドラインを医療・介護従事者への研修において活用し、多職種協働による本人の意思決定支援の取組を推進します。
- ▶ 認知症サポート医、かかりつけ医、市町や、地域包括支援センター等と協力し、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発、エンディングノート（ACPノート）の作成や活用を促進し、本人が望む生活を考え選択できるよう支援します。
- ▶ 歯科診療所において、引き続き「認知症虐待等チェックシート」等を活用して、早期発見・早期対応を促進するとともに、地域包括支援センターとの連携を強化します。

(3) 介護サービスの基盤整備、介護者の負担軽減の推進

【現状と課題】

① 介護サービスの基盤整備

- ▶ 認知症の人が、住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けていくためには、訪問介護や通所介護などの在宅サービスや認知症高齢者グループホームや介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などの居住系サービスをはじめ、様々なサービスを状態や生活環境に応じて活用することが必要です。
- ▶ 特に、認知症高齢者グループホームは、認知症の人のみを対象とした介護サービス事業所であり、地域における認知症ケアの拠点としての機能が期待されています。

② 介護従事者の認知症対応力向上の促進

- ▶ 介護従事者向けの認知症対応力向上研修を国のカリキュラムに基づき実施しており、2022（令和4）年度までに認知症介護指導者養成研修62人、認知症介護実践者研修7,900人が修了していますが、今後は研修への積極的な参加を呼びかけるとともに、参加者の資質を担保していくことが必要です。

- ▶特に、認知症介護指導者は、主に介護従事者向け研修の講師を務めていますが、指導者として地域の中で認知症の人や医療関係者と連携した取組を行うことが必要です。
- ▶介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者の資質の向上が必要です。
- ▶認知症高齢者グループホームにおける介護サービスの質の評価、利用者の安全を強化する取組の推進について、外部評価を実施し、結果を運営推進会議に報告していますが、改善等の取組が認知症高齢者グループホームごとに異なる状況にあります。

③ 介護休業等制度の周知

- ▶高齢化の進行に伴い、働き盛り世代の家族介護者が今後も増加していくものと考えられ、介護者の仕事と介護の両立支援が必要です。
- ▶介護休業制度について、企業の人事労務担当者を対象としたセミナー等を通じて周知していますが、介護を理由に離職した人は2017（平成29）年から5年間で15,100人に上っており、企業と連携した仕事と介護を両立するための支援が必要です。
- ▶ハローワークや企業等と地域包括支援センターの連携が必要です。若年性認知症に関する取組で連携しているケースはありますが、介護家族支援に関しては、連携が少ない状況にあります。地域包括支援センターに相談に来る家族に対する就業継続への支援も必要です。

④ 認知症カフェの普及

- ▶認知症の人とその家族が、同じ立場の人や地域の人、専門職などと情報を共有し、互いに理解し合う認知症カフェは、2023（令和5）年3月時点で179か所あり、県のホームページなどを通じて周知しています。
- ▶認知症カフェの設置状況は、市町によって差があるため、歩いて行ける範囲での設置を促進するほか、本人やボランティア等が集まる仕組みが必要です。
- ▶また、今後は、認知症の家族の負担軽減を図るためにも認知症カフェの活用が必要です。

⑤ 診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動の推進

- ▶2023（令和5）年4月現在の認知症家族会は16か所ありますが、家族会同士で連絡を取り合うことは少ない現状であるため、家族会同士のつながりを作っていく必要があります。
- ▶認知症の人を介護する家族からの要望を受けて、2010（平成22）年に静岡県が全国に先駆けて作成した「介護マーク」は、2023（令和5）年3月時点で全国527市区町村で活用され、累計配布数は27,328個です。配布開始から10年以上が経過し、配布数が横ばいとなっていることから、更なる利用促進が必要です。
- ▶ピアサポート活動をする当事者（認知症の人本人とその家族）を増やしていくことが必要です。
- ▶診断直後から認知症の人本人とその家族に対して生活面や精神面のフォローができるよう、医療機関と地域包括支援センター等が連携を強化する必要があります。

【介護マーク】

県では、認知症の人と家族の会とのタウンミーティング（意見交換会）において、「外出先で付き添う際に、周囲から誤解や偏見を受けることがあるため、介護していることがわかるようなマークを作ってほしい。」という要望が寄せられたのを機に、全国で初めて介護マークを作成し、2011（平成23）年から県内の市町等で配布しています。



このマークは、2023（令和5）年3月末現在、全国527市区町村に広まっています。

▶ 活用例

- ・ 外出先で夫が認知症の妻のトイレに付き添うとき
- ・ 男性介護者が妻の下着を購入するとき
- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

① 介護サービスの基盤整備

- ▶ 認知症高齢者の推計や介護サービスの利用状況等を踏まえ、介護保険事業計画に基づき、必要な介護サービスの基盤整備を推進します。

② 介護従事者の認知症対応力向上の促進

- ▶ 地域密着型サービス事業所に対しても事業所指導等の中で認知症対応力向上研修の参加を働きかけます。
- ▶ ソーシャルワーク機能等を果たすため、ケアマネジャーや主任ケアマネジャーの資質の向上を図ります。

③ 介護休業等制度の周知

- ▶ 地域包括支援センターにおいて介護休業制度等の啓発物を置くなど、取組を周知します。

④ 認知症カフェの普及

- ▶ 認知症カフェでの相談や運営内容を把握し、認知症の人の社会参加の場としての活用方法を検討して、認知症の人の交流や介護者の負担軽減を図ります。

⑤ 診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動の推進

- ▶ 介護サービス事業所等における家族教室や家族へのピアサポート活動を推進します。

（県の施策・支援策の方向性）

① 介護サービスの基盤整備

- ▶ 市町がサービス基盤の整備を計画的に実施できるよう基盤整備に関する財政的援助を行います。

- ▶ 認知症高齢者グループホームを地域の認知症ケアの拠点にするため、グループホームが行う認知症の人本人とその家族を支えるための相談や多職種との連携強化を推進します。

② 介護従事者の認知症対応力向上の促進

- ▶ 認知症高齢者グループホームが、地域における認知症ケアの拠点としての機能を展開できるよう支援します。
- ▶ 認知症介護指導者が、地域の中で、認知症の人や医療関係者と連携して行う取組を推進します。
- ▶ 介護に直接関わる職員の資質を向上するため、受講が義務付けられた認知症介護基礎研修の確実な受講を働きかけます。

③ 介護休業等制度の周知

- ▶ 地域包括支援センターなど介護家族からの相談窓口において、介護休業制度の周知ができるようリーフレットを作成・配布します。

④ 認知症カフェの普及

- ▶ 認知症カフェの活用方法の好事例について、ホームページ等を通じて広く情報提供を行い、設置を促進します。

⑤ 診断直後からの家族教室や家族同士のピア活動の推進

- ▶ 認知症家族会同士のつながりが取れるよう働きかけます。また、家族教室や家族へのピアサポート活動について、活動状況や好事例を収集し、広く情報提供します。
- ▶ 介護マークについては、必要とする人が介護マークを利用できるよう、行政のみならず、ケアマネジャーなどを通じた周知を図るとともに、広報媒体を活用して認知度の向上に努めます。

(4) 地域支援体制の強化

【現状と課題】

① 支援体制の構築

- ▶ 認知症の人が安心して日常生活を送るためには、安全に外出できる環境や日常生活で困った際に、周囲の理解や支援を求められる環境づくり「認知症バリアフリー」の取組が必要です。
- ▶ 認知症地域支援推進員等が中心となって、地域の商店街や新聞店、郵便局などの地域資源をつなぎ、地域における支援や見守り体制の構築を推進することが求められているため、認知症地域支援推進員の活動を活性化し、地域ごとに異なる資源や支援を必要とする人の状況を踏まえた、支援体制の構築を推進する必要があります。
- ▶ 認知症の人が周囲の理解や支援を求めるための手段としてヘルプマークがあり、各市町障害福祉担当課、各保健所、県庁等において配布していますが、必要な人が手に入れられることができるよう今後も周知をしていくことが必要です。
- ▶ また、認知症の人や家族を支える体制整備として、チームオレンジとピアサポート活動を

一体的に推進しており、2022（令和4）年度現在、20市町で実施されていますが、認知症の人本人がチームの一員として参加している取組は少ない状況にあります。

- ▶ 認知症の人やその家族への生活面での早期支援を図るためには、多様な職域における認知症サポーターを養成し、企業等と連携してチームオレンジを全県的に普及する必要があります。
- ▶ 認知症の人の住まいの確保と暮らしの支援を一体的に推進するため、居住支援法人、住民主体の見守りネットワーク、地域の自治会組織等の活動の連携が必要です。

② 見守り・SOS体制

- ▶ 認知症が原因と疑われる行方不明者は、県内で283人（2022年）であり、年々増加傾向にあります。
- ▶ 市町及び警察等の協力の下、行方不明になるおそれのある人の事前登録を推進し、行方不明時の早期発見・保護に向けた「見守り・SOS体制の広域連携」の運用を2020（令和2）年度から開始しています。
- ▶ ICTを活用した見守りシステムの導入が進んでおり、2022（令和4）年度現在、GPSが11市町、二次元コードが14市町、アプリが3市町となっていますが、手法ごとの効果検証が必要です。
- ▶ これまでに身元不明者を県のホームページに42人掲載し、2014（平成26）年から2022（令和4）年までに25人の身元が判明しましたが、引き続き、身元不明の人の情報を広く発信する必要があります。

③ 権利擁護の推進

- ※ 成年後見制度の利用促進は第1-1（4）に記載
- ※ 高齢者虐待の防止は第5-2（2）及び第5-4（2）に記載

④ 消費者被害の防止と救済

- ※ 第1-4（2）に記載

【施策の方向性】

① 支援体制の構築

- ▶ 認知症地域支援推進員の活動を活性化するために、市町が地域ごとに必要な活動や認知症地域支援推進員の役割を明確化するよう働きかけます。
- ▶ 認知症地域支援推進員が中心となって、地域における支援体制の整備を推進できるよう、資質の向上を図ります。
- ▶ フォーラムや、出前講座により、意味や目的を紹介することで、ヘルプマークの普及を進めます。
- ▶ チームオレンジの拡大に向け、多様な職種への働き掛けなどを通じて、企業・職域型認知症サポーターの養成を拡大する取組を推進します。
- ▶ チームオレンジが未設置となっている市町に対し設置に向けた課題解決を共に検討する伴走型支援を行い、チームオレンジの設置を促進していきます。

- ▶ 居住支援法人や地域運営組織等と連携し、認知症の人の見守りと生活における困りごとの支援を一体的に促進します。

② 見守り・SOS体制

- ▶ 認知症の人が安心して外出できる地域の見守り活動を強化するほか、行方不明のおそれのある人の情報を市町や警察署と共有する体制を強化します。
- ▶ 地域の見守りを行政等につなげ、早期発見・早期対応につながる体制を強化します。
- ▶ 「見守り・SOS体制の広域連携」について、市町や警察署をはじめ、関係機関の更なる連携強化に努めます。
- ▶ 行方不明者の発見に効果的な見守りの機器やシステムの普及を促進します。また、ICTを活用した見守りシステムの好事例について、研修会等を通じて周知します。
- ▶ 身元不明の人の情報を広く発信するため、認知症の日や認知症月間等の中で、ホームページ等も活用して広報を行います。

③ 権利擁護の推進

- ※ 成年後見制度の利用促進は第1-1(4)に記載
- ※ 高齢者虐待の防止は第5-2(2)及び第5-4(2)に記載

④ 消費者被害の防止と救済

- ※ 第1-4(2)に記載

(5) 若年性認知症の人への支援

【現状と課題】

- ▶ 2020(令和2)年7月の厚生労働省の調査結果では、若年性認知症の有病率は18歳から64歳人口10万人当たり50.9人とされ、これを静岡県にあてはめると、約1,000人余の若年性認知症の人がいると推計されます。
- ▶ 県が2014(平成26)年に実施した若年性認知症実態調査では、①若年性認知症に対する理解不足、②相談・支援体制が不十分、③病院・診療所の情報・連携が不足、④居場所づくりや発症後の就労支援の不足が課題として明らかになりました。
- ▶ 若年性認知症は、高齢者の認知症とは異なり、就労や育児等、ライフステージごとの細やかな支援が求められることから、社会との接点を大切にしながら継続的な支援が必要です。
- ▶ 本人の気づきから診断につながるまで、又は診断から支援につながるまでに「空白の期間」があり、認知症の人や家族も精神的な負担が大きくなるため、きめ細やかな相談支援が必要となります。
- ▶ 「静岡県若年性認知症相談窓口」に若年性認知症支援コーディネーターを配置して電話相談や個別相談支援を行っており、2022(令和4)年度の相談件数は192件です。
- ▶ 相談内容は、就労・経済的問題、サービスや社会資源に関する内容が多く、相談者は、本人とその配偶者が多い状況です。一方で、市町・地域包括支援センター、専門職からの相談も増加しており、相談内容も多岐にわたり、対応が難しくなっています。
- ▶ 若年性認知症支援コーディネーターは、企業向け出前講座の実施、本人ミーティングや認

知症家族会の会合に出席するほか、ハローワークや認知症疾患医療センター等と連携を図っていますが、企業等も含め、広域的なネットワークづくりが必要です。

- ▶ 若年性認知症の人の居場所や就労継続への支援が不足しており、本人ミーティングや認知症カフェ等の居場所の設置や、就労継続や仕事の場の提供に向けた企業等の理解促進が必要です。
- ▶ 本人ミーティングや認知症家族会の会合等により把握した若年性認知症の人やその家族の意見を取組に反映していくことが必要です。

【施策の方向性】

(市町の施策の方向性)

- ▶ 市町における若年性認知症の相談窓口や支援体制の整備を促進します。
- ▶ 認知症地域支援推進員等が中心になって、若年性認知症の人の就労や社会参加を支援します。

(県の施策・支援策の方向性)

- ▶ 若年性認知症の人やその家族の意見を聴きながら、支えられる側だけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って暮らすことができる環境整備に取り組みます。
- ▶ 若年性認知症に対する理解促進を図るため、認知症サポーター養成研修やホームページなどにより普及啓発を行います。
- ▶ 市町における相談支援体制の充実を図るため、若年性認知症に関する研修等を開催します。
- ▶ 若年性認知症の人とその家族が必要な支援につながるができるよう、「静岡県若年性認知症相談窓口」の更なる周知を図るとともに、若年性認知症支援コーディネーターの相談対応力の向上や、認知症疾患医療センターをはじめとする多機関・多職種との連携を促進します。
- ▶ 若年性認知症の人の就労継続を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターと連携して、企業・団体等への働き掛けを行います。

4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり (暮らす)

認知症の人にとって、買い物、趣味の活動など地域の様々な場面で、外出や交流の機会を確保することが重要です。このため、生活のあらゆる場面だけでなく、心のバリアフリーにも留意しながら、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けていくために、生活上の様々な障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」に取り組む必要があります。

また、認知症になっても、支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活できるよう、就労や社会参加の取組を推進する必要があります。

県では、誰もが障壁なく、地域の中で暮らし続けることができる環境をつくります。

(1) バリアフリーのまちづくりの推進

【現状と課題】

① 認知症に関する理解促進

※第3-1 (1) に記載

② 移動・外出しやすい環境整備

※第1-3 (2) に記載

③ 交通安全対策の推進

※第1-4 (3) に記載

④ 住まいの安定的な確保

※第1-3 (1) に記載

【施策の方向性】

① 認知症に関する理解促進

※第3-1 (1) に記載

② 移動・外出しやすい環境整備

※第1-3 (2) に記載

③ 交通安全対策の推進

※第1-4 (3) に記載

④ 住まいの安定的な確保

※第1-3 (1) に記載

(2) 企業等における認知症に関する取組推進

【現状と課題】

- ▶ 移動、消費、金融手続き、公共施設の利用など生活のあらゆる場面で、「認知症バリアフリー」の取組を推進するためには、企業等の理解が必要です。
- ▶ 免許返納した認知症の人が小売店や飲食店を利用するための支援や認知症の人やその家族が利用しやすいよう、店舗においても認知症の特性に合わせた対応が必要です。
- ▶ 認知症の発症と損害賠償に関する民間保険商品の開発が進み、2023（令和5）年10月現在、県内5市町が保険契約者として加入する動きも出てきており、認知症に関する保険は商品開発が進んでいるため、広く周知が必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 市町が実施するチームオレンジへの企業の参加を促進します。
- ▶ チームオレンジ等の取組を通じて地域の店舗の認知症対応力の向上を図ります。
- ▶ 認知症になっても小売店や飲食店などを利用しやすい環境を整備するため、移動サービス創出の支援や認知症の人やその家族の意見を民間事業者等に届ける取組を実施します。
- ▶ 県民が、認知症の発症や事故等による損害賠償に備えることができるよう、認知症に関する様々な保険商品の情報提供を行います。
- ▶ 企業等に対して、サポーター養成研修等を行い、認知症に関する理解促進を図ります。

(3) 社会参加支援

【現状と課題】

- ▶ 認知症になっても支えられる側としてだけでなく、支える側としての役割と生きがいを持って生活できる環境づくりが必要です。
- ▶ 高齢者全般に生涯学習を推進するとともに、認知症の人が市民公開講座や大学の公開講座等に参加できる環境が必要です。
- ▶ 認知症地域支援推進員の役割として、社会参加活動のための体制整備の推進が2019年（令和元年）度から位置づけられ、多くの市町で取組が進んでいますが、一部の市町では取組が進んでいない現状があります。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 認知症地域支援推進員が中心となって、認知症の人が身近な地域で社会活動に参加できるよう、体制整備を進めます。
- ▶ デイサービスなどの介護サービス事業所における認知症の人を含む利用者の社会参加活動を支援します。

（県の施策・支援策の方向性）

- ▶ 地域において「生きがい」を持った生活や認知症予防等の介護予防に資するよう、社会参加活動や社会貢献の場につなげる取組を促進します。
- ▶ 若年性認知症の人の就労等を支援するため、若年性認知症支援コーディネーターと連携して、企業や就労支援機関等への働き掛けを行います。
- ▶ 認知症地域支援推進員の研修を通し、好事例を共有し、社会参加活動を推進するよう支援します。

【成果指標】

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|--------------------------|--------------|-----------------|
| 認知症の対応について不安に感じている介護者の割合 | 36.1% | 33% (2025年度) |

【活動指標】

1 認知症を正しく知る社会の実現 (知る)

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|--------------------------------------|--------------|-------------------|
| 認知症サポーター養成数 | 累計411,701人 | 累計530,000人 |
| 子どもサポーター養成数 | 累計90,260人 | 累計132,500人 |
| 企業・職域型の認知症サポーター養成数 | 累計71,587人 | 累計106,000人 |
| 認知症の日及び認知症月間における普及・啓発イベント等を開催している市町数 | 35市町 | 全市町 |
| 認知症の相談窓口を知っている一般高齢者の割合 | 22.6% | 34.9% (2025年度) |
| 静岡県希望大使の設置人数 | 1人 | 4人 |
| 認知症の本人の意見を重視した施策を展開している市町数 | 23市町 | 全市町 |

2 認知症の発症を遅らせる環境の整備 (遅らせる)

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|------------------------------------|---------------------|---------------------|
| 「通いの場」設置数 (再掲) | 4,665か所 (2021年度) | 6,100か所 (2025年度) |
| 「通いの場」に歯科衛生士及び管理栄養士が関与している市町数 (再掲) | 28市町 | 全市町 |

3 地域で支え合いつながる社会の実現（支え合う）

| 指 標 | | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|--------------------------------------|------------|-------------|----------------|
| 認知症サポート医養成者数 | | 397人 | 470人 |
| 認知症サポート医リーダー養成者数 | | 181人 | 210人 |
| 医療職向け認知症対応力向上研修の受講者数 | かかりつけ医 | 1,185人 | 1,340人 |
| | 歯科医師 | 538人 | 610人 |
| | 看護職員（指導者層） | 436人 | 676人 |
| | 薬剤師 | 1,008人 | 1,140人 |
| 初期集中支援チームの活動において、医療・介護サービスにつながった人の割合 | | 80.6% | 毎年度 81.0%以上 |
| 認知症介護指導者数 | | 62人 | 70人 |
| 認知症介護実践者数 | | 7,900人 | 9,271人 |
| 認知症カフェ設置数 | | 179か所 | 232か所 |
| 若年性認知症の人の相談の場設置数 | | 158か所 | 177か所 |

4 誰もが障壁なく暮らす地域づくり（暮らす）

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|------------------------------------|-------------|-------------|
| 認知症の人と家族を支える体制（チームオレンジ）が整備されている市町数 | 20市町 | 全市町 |
| 企業・職域型の認知症サポーター養成数（再掲） | 71,587人 | 累計106,000人 |

第4

在宅生活を支える医療・介護の一体的な提供

県が2023（令和5）年2月に実施した「静岡県地域医療に関する調査」では、県民の47.5%が「人生の最期を住まい(自宅及び老人ホーム)で迎えたい」と希望していますが、国の「人口動態統計」によると、2022（令和4）年に住まいで亡くなった方は、14,823人で、死亡者数に占める割合は31.3%となっており希望と実態が乖離している状態です。

一方、在宅医療の発展に伴い、医療が必要な状態になっても、訪問診療や介護サービスなどを利用し、在宅で療養生活を送る高齢者も増えてきています。

また、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・充実を図る中で、人生の最終段階においても、本人の意思を尊重するための「ACP（アドバンス・ケア・プランニング、愛称「人生会議」）」（以下、「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」）の普及啓発が重要となっています。

併せて、いわゆる多死社会を迎えるに当たり、介護施設や在宅での看取り体制の充実が求められています。

今後、在宅医療の需要や死亡者数の増加が見込まれる中、誰もが自ら望む場所で生活し、望む場所で看取られることができるよう、必要な医療と介護サービスの一体的な提供を図ります。

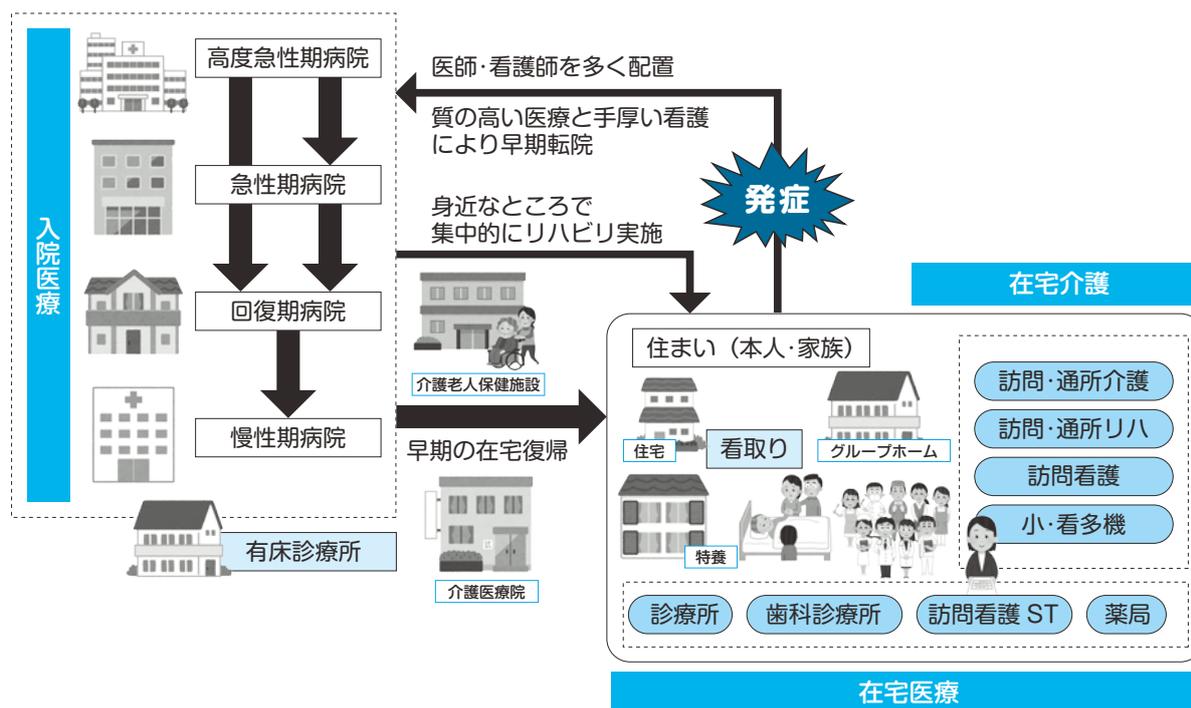
1 在宅医療・介護連携の推進

2014（平成26）年度の介護保険制度の改正により、市町が実施する地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、医療と介護の一体的な提供のために、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することとなりました。

医療と介護の両方のニーズを持つ高齢者が、住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるためには、限られた医療・介護の資源を効率的に活用することが重要です。病床機能に応じた入院医療の提供と円滑な在宅への復帰とともに、在宅療養を支える医療・介護サービスの一体的な提供体制の整備を図るため、県では、市町の在宅医療・介護連携の取組支援や高齢者福祉圏域単位での医療機関と介護事業所等との連携推進を図ります。

そして、生活の場での療養を基本とし、急変時等には入院医療を利用する「ほぼ在宅・ときどき入院」の仕組みづくりを進めていきます。

〈図4-1：ほぼ在宅・ときどき入院〉



(1) ほぼ在宅・ときどき入院の仕組みづくり

【現状と課題】

- ▶ 「ほぼ在宅・ときどき入院」の仕組みづくりには、かかりつけ医だけでなく、病院や介護事業所との連携が不可欠です。
- ▶ 入院から在宅への円滑な移行のためには、入院時の情報連携や退院時に在宅療養を支える関係者との情報共有が重要ですが、入院時に患者の生活情報等が十分に共有されないケースや、退院支援カンファレンスで多職種の連携が取れていないケースがあります。
- ▶ 特に、患者の生活習慣、口腔内の状況や服薬等の情報については、情報共有が不足しがちなため、病院側の意識の向上や、関係者間の情報共有の促進が必要です。
- ▶ 病床機能の分化・連携が進み、急性期の入院期間は短縮傾向にあることから、入院前・入院時から退院後を見据えた入退院支援が必要となっています。
- ▶ また、急変時については、本人が延命措置を希望していない場合でも、家族等が対応を承知しておらず、不安な気持ちから救急車を要請することがあるため、本人だけでなく、家族等にもACP（アドバンス・ケア・プランニング）の理解しておくことの大切さを普及啓発することが必要です。
- ▶ 介護施設においても、利用者家族の意向等により、本人が延命を望んでいない場合でも救急搬送をするケースがあるため、本人の意思に沿った対応がされるよう、介護施設における看取りの普及促進が必要です。
- ▶ 生活の場における療養では、かかりつけ医、薬剤師、歯科医師、訪問看護師、ホームヘルパー（訪問介護員）、ケアマネジャーなどの多職種がチームとなって本人や家族を支えていく必要があります。
- ▶ 多職種や多機関が効率的な連携を図るためには、患者の情報を共有することが重要なことから、静岡県医師会が運営する「シズケア＊かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」

の更なる活用を推進することが必要です。

- ▶生活の場での療養を普及するためには、住民が在宅での療養を希望できることを知ってもらうことが必要ですが、在宅医療や看取り、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）に関する知識は十分に浸透していません。
- ▶住民に在宅医療が浸透するには時間がかかることから、引き続き、骨折や誤嚥性肺炎、がん、認知症などにより医療が必要となった方が、在宅医療や介護サービス、生活支援を利用しながら在宅で療養生活を送る事例をまとめた「ふじのくに高齢者在宅生活安心の手引き」等を活用し、市町の普及啓発の取組を支援していく必要があります。
- ▶また、ひとり暮らしや家族による支援が困難な場合でも、在宅を希望する高齢者が家に帰ることができるよう、医療・介護サービスの提供だけでなく、生活支援の充実も必要です。

【静岡県在宅療養支援ガイドライン】

県では、医療・介護等の専門職向け支援ツールとして、平成29年3月に「静岡県在宅療養支援ガイドライン」を策定し、入院から在宅医療への円滑な移行など切れ目なく高齢者等を支援する体制づくりに取り組んでいます。

策定から5年が経過し、ICTの普及など医療と介護を取り巻く様々な状況が変化していることから、令和4年3月に連携体制を強化するよう、ガイドラインを改定しました。

改定を契機として、地域の実情に応じた適切な体制づくりや多職種連携の強化を図っています。



【施策の方向性】

- ▶市町の在宅医療・介護連携の取組支援や在宅医療圏域単位での医療機関と介護事業所等の連携推進を図ることにより、「ほぼ在宅・ときどき入院」の仕組み作りを進めます。
- ▶市町の在宅医療・介護連携の会議等に多様な医療専門職の参加を促し、様々な場面での連携が更に促進されるよう支援します。
- ▶入院から在宅等への円滑な移行のために、在宅医療に携わる関係機関と地域の実情にあった入退院支援ルールを作成を支援するとともに、ケースに応じて必要な専門職等の関係者が退院支援カンファレンスに参加できるようルールの普及を図り、入退院調整機能の強化を図ります。
- ▶病院において、入退院支援担当者を配置し、外来通院時や入院初期から退院後の生活を見据えた入退院支援が実施できる体制を強化します。
- ▶病院等の退院支援カンファレンスへ地域の在宅医療を担う診療所のかかりつけ医や歯科診療所の歯科医師、訪問看護ステーションの看護師、薬局の薬剤師、ケアマネジャー等の参加を促進し、関係者の密接な連携体制を構築します。
- ▶急変時の対応について、住民や介護事業所に対するACP（アドバンス・ケア・プランニ

ング)の普及を図ります。

- ▶ 関係職種間の情報共有を促進することにより、患者の生活の場での療養等を支援します。
- ▶ 静岡県医師会や市町と連携し、患者情報の共有を図るため、病院、診療所、介護事業所等を対象に、感染症・災害発生時でも活用可能なICTの活用推進を図ります。
- ▶ 市町や地域包括支援センターと連携し、シンポジウムや講演会等の開催などの県民に向けた普及啓発に加え、在宅医療に関する相談窓口の周知などにより、県民の在宅医療に関する理解を深め、不安解消を図るなど、在宅医療が選択される環境整備を促進します。
- ▶ 「ふじのくに高齢者在宅生活安心の手引き」を活用する等、市町が行う在宅医療の住民啓発を支援します。
- ▶ 在宅療養を支えるための生活支援サービスについて、市町が内容を充実できるよう支援します。

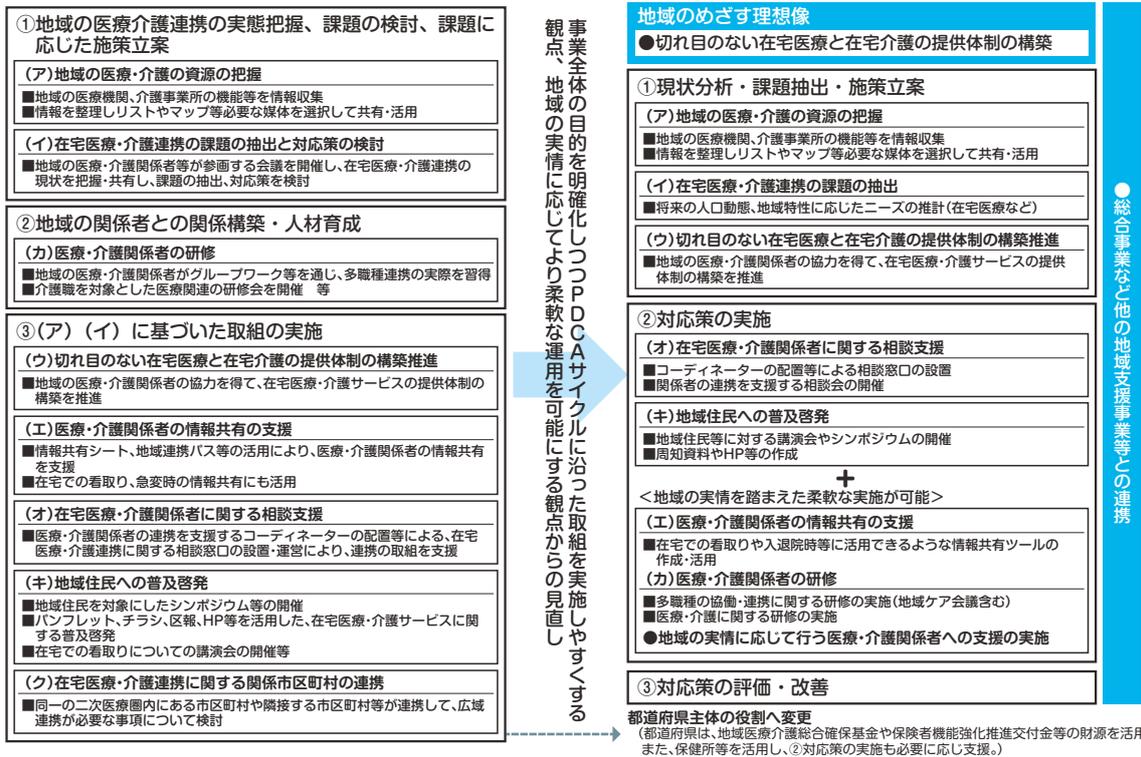
(2) 在宅医療・介護連携推進事業の支援

【現状と課題】

- ▶ 2014（平成26）年度の介護保険制度の改正により、市町が実施する地域支援事業に在宅医療・介護連携推進事業が位置付けられ、2018（平成30）年4月から全ての市町で「地域の医療・介護資源の把握」、「在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討」、「医療・介護関係者の研修」、「切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進」、「医療・介護関係者の情報共有の支援」、「在宅医療・介護関係者に関する相談支援」、「地域住民への普及啓発」、「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」の8項目の取組が行われています。
- ▶ 制度改正から9年が経過し、地域の医療・介護資源の把握や、多職種連携のための顔の見える関係づくりなどは進んでいますが、多くの市町で、「在宅医療・介護連携推進事業の客観的な評価ができていない」、「目指す姿や進捗状況を地域の医療・介護関係者と共有できていない」などの課題があります。
- ▶ また、一部の項目では、事業効果が十分に得られていないなどの課題もあり、国においては、必須としていた8項目の取組を見直し、地域の実情に応じた事業選択等が可能となるよう制度改正を行いました。
- ▶ 今後、事業効果が十分に得られていなかったり、課題が残っている取組を進めていくためには、県は、事業実施に加え、事業全体を俯瞰し、関係機関との連携をコーディネートできる人材を市町が確保できるよう、支援していく必要があります。

〈図4-2：在宅医療・介護連携推進事業の見直し〉

「8つの事業項目」から「PDCAサイクルに沿った取組」への見直しイメージ



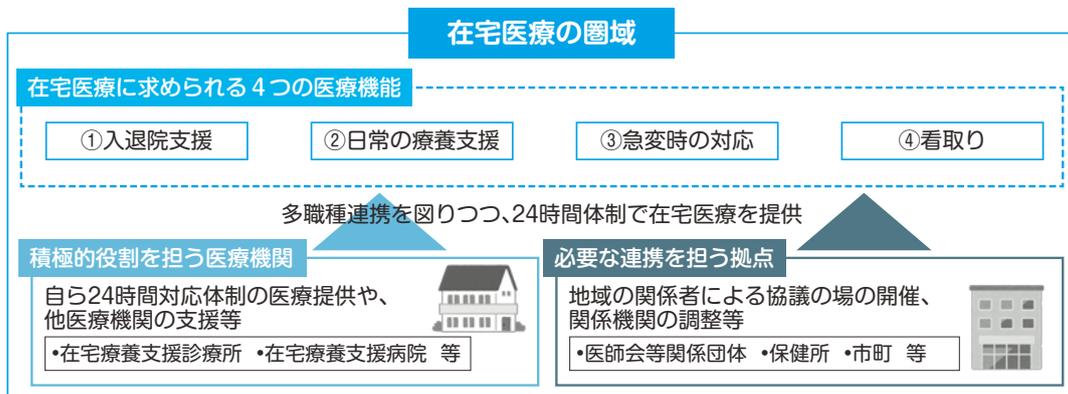
●総合事業など他の地域支援事業等との連携

▶ 県保健医療計画において、入退院・日常療養・急変時・看取りの4つの機能が充足できる在宅医療圏域が設定され、圏域内に1つ以上の「在宅医療において必要な連携を担う拠点」等が新たに設定されることになりました。

【在宅医療の提供体制の整備】

県民が住み慣れた地域で最後まで安心して暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じた在宅医療提供体制の整備を進めています。

地域の医療及び介護施設の実情に応じた在宅医療の圏域を設定し、自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するなど積極的な役割を担う医療機関や関係機関の連携体制の調整等を行う在宅医療に必要な連携を担う拠点を設定します。



【施策の方向性】

- ▶ 市町が、国から示されている進捗評価の指標を活用し、事業の進捗ができるよう支援します。
- ▶ 市町が描いた在宅医療・介護連携の目指す姿と進捗状況を地域の関係者と共有することを支援します。
- ▶ 効果が得られていない項目の事業について、課題の把握や事業の企画・立案等を支援します。
- ▶ 市町において、在宅医療・介護連携事業を総合的に推進できる人材の育成を図ります。
- ▶ 県保健医療計画で新たに設定された「在宅医療において必要な連携を担う拠点」への支援を通し、市町が行う在宅医療・介護連携推進事業と連携して地域の在宅医療・介護連携体制の充実を推進します。

2 在宅医療のための基盤整備

医療を必要とする人が住み慣れた自宅で療養生活を送るためには、訪問診療や訪問看護などの在宅医療の提供が必要です。

また、療養生活においては、訪問診療等に加えて、歯科医師や歯科衛生士による口腔機能管理や薬剤師による服薬管理など、多様な職種が患者に関わり、必要な医療を提供することが重要です。

今後、医療を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、自宅での療養を望む高齢者が、生活を営む場所で医療が受けられるよう在宅医療の基盤整備を推進します。

(1) 訪問診療の促進

【現状と課題】

- ▶ 静岡県地域医療構想を踏まえた2026（令和8）年における静岡県の訪問診療の必要量は23,961人と推計されており、2013（平成25）年度における静岡県の訪問診療の必要量（12,565人）から11,396人増加すると推計されています。
- ▶ 県内の医療機関における訪問診療の実施件数(在宅患者訪問診療料の算定回数)は、2018（平成30）年度の28,908件から2022（令和4）年度の38,608件へと9,700件増加していますが、区分別に見ると、同一建物居住者が2018（平成30）年度の19,439件から2022（令和4）年度の24,600件へと5,161件増加し、同一建物居住者以外は2018（平成30）年度の9,469件から2022（令和4）年度の14,007件へと4,538件増加しています。また、実施医療機関数は、1,003施設から903施設へと減少しています。
- ▶ 2022（令和4）年度の訪問診療を受けた患者数は、県内すべてで見ると2023（令和5）年の目標値を達成していますが、2次保健医療圏別に見ると達成状況の差が大きいことから、2026（令和8）年に見込まれる訪問診療の必要量に対応するためには、引き続き訪問診療を実施する診療所、病院の確保が必要です。
- ▶ 外からの新規参入が見込めない地域においては、地域の病院や周辺の医療機関との連携により、訪問診療を受けることができる体制を整備する必要があります。
- ▶ 訪問診療を実施する医療機関の多くが、診療所を中心とした小規模な組織体制であること

から、24時間対応、急変時の対応及び看取りを行うための連携体制を構築する必要があります。

- ▶ 訪問診療においては、患者の様々な病状に合わせた全人的な医療を提供するため、医師の総合的な医療の知識や技術の向上が必要です。
- ▶ かかりつけ医を中心とした、関係職種で構成される在宅支援チームにおいて、効率的かつ安全に患者情報を共有することができる環境が必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 地域の診療所等が訪問診療を実施しやすい環境の整備や訪問診療を実施する医師の育成に取り組むとともに連携体制の構築など、訪問診療を実施する診療所の充実を目指す市町や郡市医師会等の取組を支援します。
- ▶ 地域の医療資源の状況や患者の希望を踏まえ、在宅療養を望む県民が適切な訪問診療を受けられるよう、地域のかかりつけ医の訪問診療への参入を促進します。
- ▶ 地域の病院、診療所等の関係医療機関相互で患者情報の共有等の連携を図り、在宅医療において積極的な役割を担う医療機関を中心とした入退院支援、日常療養、急変時、看取りの体制の支援を図ります。
- ▶ 在宅医療に関する先進事例の研究・検討や講習会を開催する県医師会への支援等により、在宅医療に必要な知識、技術の向上と、訪問診療を実施する医療機関の充実を図ります。
- ▶ 患者の医療・介護情報について、「シズケア* かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」の活用により、支援チーム内において効率的に情報を共有することができる体制づくりを支援します。

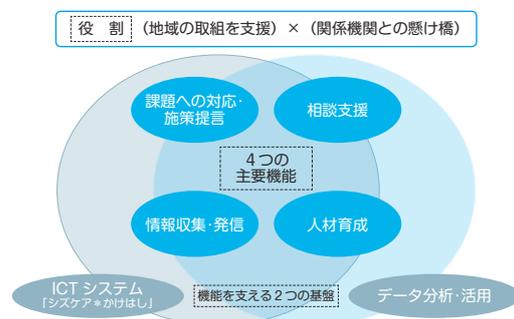
【シズケアサポートセンターとの連携】

令和2年4月、静岡県医師会が静岡県医師会館に「シズケアサポートセンター（静岡県地域包括ケアサポートセンター）」を開設しました。

「シズケア」という用語には、「静岡県において、それぞれの地域に応じた包括的ケアの提供を実現したい」との思いが込められています。

地域包括ケアシステムの推進主体は市町ですが、医療・介護・福祉・生活支援など、複合的な課題への対応が求められ、1自治体では解決できない課題も出てきます。シズケアサポートセンターは、「地域の取組支援」、「関係機関との懸け橋」を主な役割として、地域包括ケアシステムを推進する地域への支援や医療・介護に関する人材の育成、多職種間の連携に取り組めます。

また、静岡県地域包括ケア推進室の職員が静岡県医師会館に駐在し、シズケアサポートセンター職員と連携して市町や医療・介護・福祉の関係機関を支援し、地域包括ケアシステムの深化・充実に取り組んでいます。



(2) 訪問看護の充実

【現状と課題】

- ▶ 県内の訪問看護ステーション数は増加しているものの、2022（令和4）年度の人口10万人当たり施設数は、全国平均11.45施設に対し、静岡県は7.71施設と少ない状況です。
- ▶ 2023（令和5）年9月時点において、訪問看護ステーションが設置されていない市町が1町あり、設置状況には地域偏在が見られます。設置市町においても山間部などで未対応の地域があるなど充分とはいえない状況です。
- ▶ 本県の訪問看護ステーションの設置主体は、株式会社等が56.9%、医療法人が20.4%と多くを占め、特に近年、株式会社等が増加しています。また、病院などの医療機関に併設されている訪問看護ステーションの設置数については、2018（平成30）年の75施設から、2022（令和4）年には92施設に増加しています。
- ▶ 本県の訪問看護ステーションの54.6%は、看護従事者が常勤換算で5人未満の小規模な訪問看護ステーションであり、大規模な訪問看護ステーションと比較すると赤字の訪問看護ステーションが多くなっています。
- ▶ 小規模な訪問看護ステーションは、がんのターミナルケアや難病等の利用者、緊急時の訪問依頼に対応できないという実態もあるものの、少ない人員でも24時間対応を行う事業所も多くあり、所属する訪問看護師の負担軽減が求められます。
- ▶ 本県の機能強化型訪問看護ステーションは、21施設（2023（令和5）年9月1日東海北陸厚生局届出状況）あり、人口の多い地域に偏っています。
- ▶ 訪問看護ステーションの地域偏在を解消し、県内全ての地域において充実した訪問看護サービスを受けられる体制を整備するとともに、訪問看護ステーションが安定的な経営を可能にすることが必要です。
- ▶ 看取りやターミナルケア、重症度の高い利用者への対応ができるよう、訪問看護ステーションの人材確保、機能強化等による安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備が必要です。
- ▶ 在宅で療養している方に対して充実した訪問看護サービスを提供するため、訪問看護ステーションにおける看護師等の人材確保や業務の効率化を図る必要があります。
- ▶ 訪問先で利用者や家族からハラスメントや暴言、暴力を受けた経験がある訪問看護従事者がいる訪問看護ステーションは、県内の全訪問看護ステーションの38.8%あり、ハラスメント等の防止とハラスメント等を受けた訪問看護従事者のケアが課題となっています。

【施策の方向性】

- ▶ 地域において拠点となる訪問看護ステーションを中心に、サテライト型の訪問看護ステーションの設置や、規模の小さな訪問看護ステーションとの連携により、地域において安定的な訪問看護サービスの提供体制の整備を図ります。
- ▶ 利用者が少なく運営が不安定な、開設初年度の訪問看護ステーションを支援することで、訪問看護ステーションの新規開設の促進を図るとともに開設直後の休止や廃止を抑制します。
- ▶ インターンシップや訪問看護就業セミナー等の対象者の属性に応じた人材確保対策や新卒・新任訪問看護師向けの育成・同行研修、管理者向けマネジメント研修により離職防止対策に取り組むとともに、DXを活用した業務の効率化等による負担軽減を図ります。

- ▶ 訪問看護ステーション相互や関係機関との連携強化、訪問看護ステーションの大規模化等、安定的な訪問看護サービスの提供体制を整備することで、緊急時への対応や看取り及び重症度の高い利用者へ対応できる訪問看護ステーションの確保を図ります。
- ▶ 精神疾患等の専門的な研修を実施し、認知症の人などに対応することができる訪問看護ステーションの確保を図ります。
- ▶ 在宅で療養している方により適切なサービスを提供するため、訪問看護従事者を特定行為研修や認定看護師教育課程に派遣する訪問看護ステーションを支援することにより、特定行為のできる訪問看護師や認定看護師等の増加を図ります。
- ▶ 訪問看護従事者を対象とする研修に、ハラスメントや暴言、暴力への対応を研修テーマとして取り入れ、ハラスメント等の防止やハラスメント等を受けた訪問看護従事者のケアに取り組みます。

(3) 歯科訪問診療の促進

【現状と課題】

- ▶ 口腔機能を維持することは、日常生活の充実を図るために生涯を通じて不可欠であり、かかりつけ歯科医を中心とした在宅歯科医療の提供体制を整備することにより、生涯を通じて生活を支援する歯科医療の実現を図ります。
- ▶ 適切な歯科医療と歯科医師や歯科衛生士による専門的な口腔機能管理（口腔ケアを含む。以下同じ）によって、低栄養状態の改善が期待できることや肺炎の発症率が減少することなどが報告されており、要介護（支援）認定者に対する歯科医療の充実が望まれています。
- ▶ 県内の歯科診療所数は1,727施設となっており、うち、2023(令和5)年9月現在、歯科訪問診療の実施可能な歯科診療所数は840施設（表4-1）、在宅療養支援歯科診療所は201施設あり、県民の約4千人に1施設、要介護3～5の者約75人に1施設の割合で在宅歯科診療へのアクセスが整備されています。
- ▶ 要介護3～5の者で歯科治療が必要な者の割合は71.2%です（2016年厚生労働科学研究）。

〈表4-1：歯科訪問診療を実施する診療所数〉

（単位：施設）

| | 静岡県 | 2次保健医療圏 | | | | | | | |
|----------------|-----|---------|------|------|----|-----|------|-----|-----|
| | | 賀茂 | 熱海伊東 | 駿東田方 | 富士 | 静岡 | 志太榛原 | 中東遠 | 西部 |
| 歯科訪問診療を実施する診療所 | 840 | 11 | 26 | 168 | 80 | 156 | 103 | 89 | 207 |

※県健康増進課調査（2023(令和5)年9月時点）

- ▶ 要介護（支援）認定者は、口腔機能の低下や口腔内が清潔に保たれていないことで誤嚥性肺炎が発症しやすく、低栄養状態に陥りやすいという特徴があります。要介護状態となった場合、専門的な口腔機能管理が重要なことを県民に理解してもらう必要があります。また、在宅歯科医療が実施できる歯科医療機関の情報や、口腔機能管理の効果、利用できる制度等を、わかりやすく県民に情報を提供する必要があります。
- ▶ 在宅歯科医療を実施するためには、要介護（支援）認定者の特性に関する理解や、自宅等

での診療に関する知識と技術に加え、患者や家族の生活を支援するという視点からかかりつけ医、訪問看護師、管理栄養士、ケアマネジャーや介護事業所担当者等と連携することが必要です。

- ▶在宅医療を担う医療機関や訪問看護ステーション、介護事業所等と連携しながら支援できる歯科医師と歯科衛生士を育成する必要があります。
- ▶在宅歯科医療を推進するためには、歯科医師・歯科衛生士が大きな役割を担っており、その確保を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ▶県内全ての地域において希望する者が在宅歯科医療を受けられるよう、県歯科医師会や郡市歯科医師会、市町などと連携し、県民の在宅歯科医療に関する理解の促進と、在宅歯科医療を実施する医療機関に関する情報を県民に周知します。
- ▶県歯科医師会等と連携し、医師、訪問看護師、管理栄養士、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員等に対し、口腔機能管理の重要性や効果に関する知識の普及を図るとともに、在宅歯科医療を実施するかかりつけ歯科医等が、要介護者を支援するチームの一員として診療所や訪問看護ステーション、栄養ケア・ステーションや介護事業所等と顔の見える関係を築くための取組を支援します。
- ▶在宅歯科医療に従事する歯科医師や歯科衛生士を確保するため、在宅歯科医療に関する研修の実施を支援することや、歯科衛生士の就労等の相談に応じることなどにより、歯科衛生士の再就業促進や離職防止を図ります。

(4) かかりつけ薬局の促進

【現状と課題】

- ▶全ての薬局が、かかりつけ薬局として、かかりつけ薬剤師が患者の服薬情報の一元的・継続的な把握による適切な薬学的管理・指導や夜間・休日の対応、在宅医療の対応を行うための体制を整備するほか、かかりつけ医等との連携による、地域の中での相談対応を促進する必要があります。また、かかりつけ薬局を選択しやすくなるように、特定の機能を持つ薬局ができています。
- ▶在宅医療への対応や医療機関との情報提供に一定の実績を持ち、麻薬・無菌や休日・夜間の調剤にも対応できる薬局として認められた「地域連携薬局」が111薬局（2023(令和5)年9月末現在）あります。
- ▶医療機関と連携し専門的な薬物療法の提供を行う薬局として認められた「専門医療機関連携薬局（がん）」が3薬局（2023(令和5)年9月末現在）あります。
- ▶薬物療法の有効性・安全性を確保し、在宅療養を維持していくには、病院、診療所、訪問看護ステーション、介護事業所等に「患者の状態や服薬情報等の継続的な把握」、「処方医へのフィードバック」、「残薬の確認や管理」、「処方変更の提案」、「患者紹介」や「薬の管理」等の在宅訪問業務における役割等の薬局の機能について周知し、在宅訪問業務を行える薬局が在宅サービスに関われるよう、幅広く連携していくことが必要です。
- ▶地域に密着した身近な健康相談窓口として、地域住民からの薬や在宅医療等を含めた様々な健康に関する相談に対応できる「健康サポート薬局」が71薬局あります。（2023(令和5)年9月末現在）

- ▶ かかりつけ薬剤師による24時間の相談対応や、休日や夜間における自局のみ又は近隣の薬局と連携しての緊急的な調剤が全ての地域で同様に提供できる体制の充実が必要です。
- ▶ 薬局の薬剤師が患者宅を訪問し、服薬アドヒアランスの向上や残薬管理、服薬指導等の在宅訪問業務が行える薬局（「在宅患者訪問薬剤管理指導」届出薬局）は、県内全1,913薬局のうち1,786薬局（2023(令和5)年3月末現在）と93%の薬局にまで増加しました。一方、2022(令和4)年度1年間に在宅訪問業務を行った薬局は1,043薬局と増加しているものの全体の55%に留まり、実際に在宅訪問業務が行える薬局と、実際に在宅訪問を行った薬局数に差が生じています。
- ▶ 在宅訪問業務等を行う薬剤師の養成・資質向上や、地域の小規模な薬局における在宅分野での連携強化等が必要です。
- ▶ がんの疼痛緩和に必要な医療用麻薬を調剤できる麻薬小売業の免許を取得している薬局は2023(令和5)年3月末時点で1,680薬局（薬局の87.8%）です。
- ▶ 医療用麻薬については、多種の製剤が販売され、その使用方法も多様化しており、患者・家族等へ使用方法や管理方法等を正確に伝えることが必要です。
- ▶ 地域における充実した医療提供や健康維持・増進による地域包括ケアシステムの実現のため、かかりつけ薬局には、がんや難病等、薬の使用において特段の注意を払う必要がある疾患を有する患者等への専門的な薬物療法の提供（高度薬学管理機能）や、率先した地域住民への健康支援の実施と発信（健康サポート機能）も期待されています。
- ▶ 在宅医療における薬局の役割と個々の薬局が有する機能、さらには、かかりつけ薬剤師・薬局の有用性について、最新の情報を患者・家族や県民に広く提供することが必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 調剤、服薬指導・支援、情報提供等による処方医へのフィードバック等、地域の医療機関等との連携を充実させ、「地域連携薬局」や「専門医療機関連携薬局」の認定取得を推進します。
- ▶ 薬局の健康支援・相談機能等について、地域住民に対し積極的に広報し、地域に密着した身近な健康相談窓口としての薬局の活用を推進するとともに、薬剤師の患者・住民とのコミュニケーション能力の向上に資する研修の実施を通じて「健康サポート薬局」の増加を図ります。
- ▶ かかりつけ薬剤師による24時間の相談や緊急の調剤に対応するための薬局内の体制整備、「地域連携薬局」を中心とした薬局同士の連携強化を図ります。
- ▶ 薬剤師が在宅医療等において求められるサービスを提供できるよう、緩和ケア、無菌調剤等に関する研修の充実により在宅訪問業務等を行う薬剤師の養成・資質向上を図るとともに、「地域連携薬局」や「専門医療機関連携薬局」の認定取得の推進を通じて、医療機関等に対する窓口の体制や地域の薬局間の連携を強化し、薬局の在宅訪問業務を推進します。
- ▶ 医療用麻薬の使用、管理に当たっては、患者・家族の理解と協力が特に重要であるため、服薬説明や相談応需を確実にいえるよう、医療用麻薬に関する知識、技術等の向上を図ります。
- ▶ 服薬管理や無菌調剤等の在宅医療等における薬剤師の職能や薬局の機能や、個々の薬局が提供するサービス、さらには、かかりつけ薬剤師・薬局の有用性について、患者・家族や県民へ広く情報提供します。

〈表 4-2：かかりつけ薬剤師・薬局に求められる機能〉

| | かかりつけ薬剤師・薬局 | | | 高度薬学管理機能 | 健康サポート機能 |
|----------|---|---|---|---|---|
| | 服薬情報の一元的・継続的把握 | 24時間対応・在宅対応 | 医療機関等との連携 | | |
| 機能の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・主治医との連携、患者からのインタビューやお薬手帳の内容の把握等を通じて、患者がかかっている全ての医療機関や服用薬を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導。 ・患者に複数のお薬手帳が発行されている場合は、お薬手帳の一冊化・集約化。 | <ul style="list-style-type: none"> ・開局時間外でも、薬の副作用や飲み間違い、服用のタイミング等に関し随時電話相談。 ・夜間・休日も、在宅患者の症状悪化時等緊急時には調剤を実施。 ・地域包括ケアの一環として、残薬管理等のため、在宅訪問業務に積極的に関与。 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の処方内容をチェックし、必要に応じ処方医に対して疑義照会や処方提案。 ・調剤後も患者の状態を把握し、処方医へのフィードバックや残薬管理・服薬指導。 ・医薬品等の相談や健康相談に対応し、医療機関に受診勧奨する他、地域の関係機関と連携。 | <ul style="list-style-type: none"> ・服薬に特段の注意を払う必要がある疾患を有する患者への専門的な薬物療法の提供。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の中で率先して地域住民へ健康サポートを実施。 |
| 標榜・機能 | 地域連携薬局 | | | | |
| | ○ | | | | |
| | 専門医療機関連携薬局 | | | | |
| | ○ | | | | |
| 健康サポート薬局 | | | | | |
| ○ | | | | | |
| ○ | | | | | |

3 人生の最終段階を支える体制整備

高齢化の進行により、年間の死亡者数は年々増加傾向にあり、2022（令和4）年には、47,334人が亡くなっています。また、医療の高度化を背景に、2010年代には、医療機関で死亡する人の割合が8割弱となり、自宅での死亡は1割程度でした。

一方で、医療機関での死亡者の割合は、介護保険制度の導入や、地域包括ケアシステムの構築により微減傾向にあり、介護施設での死亡者の割合が増加しています。

死亡者数が増え、亡くなる場所の傾向が変わる中、人生の最終段階への意識も変わりつつあり、人生の最期を迎えるにあたって準備を行う「終活」や「エンディングノート」などの言葉も普及してきました。

だれもが人生の最終段階において、希望する医療・ケアを受け、望む場所で看取られることができるよう、県では、人生の最終段階を支えるための体制整備を推進します。

(1) 人生の最終段階に関する理解促進

【現状と課題】

- ▶ 少子高齢化の進行による家族の減少や近隣住民との関係の希薄化による関係者の減少などを受け、自身の死後の処理を生前に行う「終活」がブームとなり、2012（平成24）年には流行語にも選ばれました。
- ▶ 市町においても、死亡時の円滑な手続きや人生の最終段階における本人の意思を尊重する

ため、「エンディングノート」の導入が進み、2023（令和5）年5月現在、31の市町で普及に取り組んでいます。

- ▶また、2018（平成30）年10月、厚生労働省がACP（アドバンス・ケア・プランニング）の愛称を「人生会議」と発表し、自らが望む人生の最終段階における医療・ケアについて事前に家族や関係者等と話し合うことを推奨しています。
- ▶人生の最終段階では、本人の意思表示が難しく、家族等が医療や介護サービスの提供内容を選択したり、急変時の対応を決めなくてはならないことがあります。
- ▶事前に本人の意思を家族等と共有できていないことで、適切な医療や介護サービスの選択が難しくなったり、望んでいないにもかかわらず救急搬送が要請されるなどの問題が起きています。
- ▶本人の意思に沿った医療・ケアが提供され、家族等の負担を減らすことができるよう県民のACP（アドバンス・ケア・プランニング）に対する理解を高めていくことが重要です。

【施策の方向性】

- ▶医療・介護関係者向けにACP（アドバンス・ケア・プランニング）やリビングウィル（意思表示書）に対する知識の習得を支援し、患者家族に対する助言機能の向上を促進します。
- ▶人生の最終段階における県民一人ひとりが望む医療・ケアについて、家族等と共有する取組を促進します。
- ▶県民に向けては高齢者のみならず幅広い世代を対象に、関係団体と連携し、人生の節目においてACP（アドバンス・ケア・プランニング）やリビングウィル等に対する理解を促進します。

<ACP（アドバンス・ケア・プランニング）、愛称「人生会議」>

希望する晩年や末期を送るためには、判断能力があるうちに、家族やかかりつけ医などと、人生の晩年や末期に受たい医療やケア等について、繰り返し話し合い、意思を共有することが大切です。

このような取組を「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」、愛称「人生会議」といいます。

令和4年度に静岡県が実施した「静岡県の地域医療に関する調査」では、ACPを知らないと答えた人が6割以上であることから、県では、県民セミナーや専門職向けの研修会を開催し、県内の市町では、ACPノートを作成するなど、普及啓発に努めています。

県では、令和3年3月、有識者等による検討会から提言「人生100年時代における自分らしい晩年そして末期のために」をいただきました。

その中では、自身の思いを残すための書式、「生きかた死にかたー私のこだわり覚え」も提案されています。市町や県の書式の中から御自身に合ったものをお選びいただき、家族やかかりつけ医などとの話し合いの際に御活用ください。



(2) 介護施設での看取りの推進

【現状と課題】

- ▶ 2022（令和4）年に介護施設や有料老人ホーム等で亡くなった方は、6,604人と死亡者数の13.9%となっており、介護保険制度導入時の2.8%から約11%増加しています。
- ▶ 介護保険制度の改正により2006（平成18）年度に看取り介護加算が導入されてから、現在では、介護施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、訪問看護でターミナルケアや看取りに関する加算が設定されています。
- ▶ 2022（令和4）年度に看取り介護加算を算定した入居・入所施設は437か所、算定人数は3,227人となっており、多くの介護施設において看取りが行われています。
- ▶ 施設看取りにおいても、医師や看護師の関わりは欠かせないことから、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）における看護師の確保や嘱託医の負担軽減などが課題となっています。
- ▶ また、看取り介護計画を立てていても、家族の意向により施設看取りではなく、救急搬送となるケースもあり、家族に対する施設看取りの意識醸成が必要です。
- ▶ 2018（平成30）年度に創設された介護医療院は、長期的な医療と介護の両方を必要とする高齢者を対象に日常的な医学管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を提供する施設です。

【施策の方向性】

- ▶ 看護師の就業を支援等するため看護協会が行うナースセンター等と連携した介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への看護師の就業促進や、主治医、副主治医制の導入等による嘱託医の負担軽減に取り組みます。
- ▶ 介護関係者向けにACP（アドバンス・ケア・プランニング）やリビングウィル（意思表示書）に対する知識の習得を支援することにより、介護関係者を通じた本人や患者家族に対する施設看取りの意識醸成を促進します。
- ▶ 介護医療院の職員を含めた介護職員に対し、看取りへの対応力向上を図ります。

(3) 在宅看取りの推進

【現状と課題】

- ▶ 1950年代、死亡者の80%以上が自宅で亡くなっていましたが、その割合は年々低下し、2022（令和4）年時点では、17.3%となっています。
- ▶ 一方、2022（令和4）年度に県が行った「地域医療に関する調査」では、人生の最期を迎えたい場所として、自宅を選択した方が43.4%となっており、希望と実態が乖離している状態です。
- ▶ 自宅での看取りには、訪問診療や訪問看護、訪問介護など、本人の療養生活を支える医療・介護サービスが不可欠であり、在宅看取りを実施する病院、診療所及びターミナルケアに対応できる訪問看護ステーション、訪問介護事業所等を充実させる必要があります。
- ▶ 特に、訪問介護については、終末期の療養生活を支えるためには、1日に複数回の訪問が必要となることから、今後の需要の増加に対し基盤の強化が求められていますが、ホーム

ヘルパーの高齢化や人材不足などの課題が深刻な状態です。

- ▶ひとり暮らしや家族の支援が困難な要介護認定者については、本人の状態に応じて柔軟なサービス提供が可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護などの利用により、在宅での療養生活が可能となることありますが、これらのサービスを伴う事業所は数が少なく、サービスを利用できない地域があります。
- ▶余命が少なくなってきた時期には、速やかな認定区分等の変更認定により、本人の状態変化に応じた介護の必要性の程度に基づく介護サービスが提供されることが重要ですが、区分変更の申請から認定までに時間がかかり、必要なサービスの提供を速やかに受けることが難しいケースがあります。
- ▶薬剤師による服薬管理や痛みのコントロール、歯科医師や歯科衛生士による口腔ケアや摂食嚥下療法などの需要が多くありますが、かかりつけ薬局や訪問歯科診療所が少ないため、サービスを受けられない場合があることから充実が必要です。
- ▶在宅での看取りを支えるためには、ケアマネジャーが多職種をコーディネートすることが重要であり、必要な知識の習得などケアマネジャーの資質向上を図る必要があります。
- ▶また、多職種がチームとなって患者を看取りまで支援するためには、適時適切な情報共有が課題となっています。

【施策の方向性】

- ▶人生の最終段階における患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築するために、在宅看取りを実施する病院・診療所及びターミナルケアを行う訪問看護ステーション、在宅訪問業務を行うことができる薬局の充実を図るとともに、多職種間における連携体制の強化を図ります。
- ▶ホームヘルパーの育成を図るなど、訪問介護事業所の充実を図ります。
- ▶市町による看護小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備を支援します。
- ▶ターミナル期に本人の状態に応じて、必要な介護サービスの提供が受けられるよう、区分変更の速やかな認定や認定結果が出る前に暫定的に作成する暫定介護サービス計画の活用を促進します。
- ▶薬局間、歯科診療所間の連携を強化すること等により、在宅訪問業務を行うことができる薬局や訪問歯科診療の充実に取り組みます。
- ▶ケアマネジャーの資質の向上を図り、医療機関や生活支援サービス等との連携を強化します。
- ▶「シズケア*かけはし（静岡県地域包括ケア情報システム）」などICTを活用した適時適切な情報連携を促進します。

【成果指標】

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------------|--------------|--------------|
| 住まいで最期を迎えることができた人の割合 | 31.3% | 34.6% |

【活動指標】

1 在宅医療・介護連携の推進

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|---------------------|--------------|--------------|
| 入退院支援を実施している診療所・病院数 | 85施設 | 97施設 |

2 在宅医療のための基盤整備

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------------------------|----------------|----------------|
| 訪問診療を受けた患者数 | 20,559人 | 23,961人 |
| 訪問診療・往診を実施している診療所、病院数 | 903施設 | 1,052施設 |
| 在宅療養後方支援病院数、在宅療養支援病院数 | 35施設 | 40施設 |
| 在宅看取りを実施している診療所、病院数 | 276施設 | 322施設 |
| 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 (従事看護師数) | 232施設 (1,545人) | 315施設 (2,096人) |
| 機能強化型訪問看護ステーション数 | 19施設 | 39施設 |
| 在宅療養支援歯科診療所数 | 201施設 (2021年度) | 222施設 |
| 歯科訪問診療を実施している歯科診療所数 | 281施設 (2021年度) | 302施設 |
| 在宅訪問業務を実施している薬局数 | 1,043薬局 | 1,216薬局 |
| 地域連携薬局認定数 | 98薬局 | 172薬局 (2025年度) |

3 人生の最終段階を支える体制整備

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|-----------------------|--------------|--------------|
| 看取り介護加算算定人数 (入居・入所施設) | 3,227人 | 3,681人 |

第5

自立と尊厳を守る介護サービスの充実

介護保険制度は、要介護状態となった高齢者が、尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービス等を提供することを目的に、要介護（支援）認定者を社会全体で支援する仕組みとして、2000（平成12）年4月に創設されました。

制度創設から23年が経過し、介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活の支えとして定着しています。

一方で、少子高齢化の進行による要介護（支援）認定者の増加やひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみ世帯の増加などにより、介護需要は増加しているだけでなく、多様化しています。

高齢者の自立と尊厳ある暮らしを支えるためには、多様化した介護需要に対応した介護サービスの提供が不可欠です。

このため、量的・質的に十分なサービスの提供ができるよう、介護サービスの充実・強化を図ります。

1 介護サービス基盤の整備

静岡県の実介護（支援）認定者は、2022（令和4）年度の189,247人から、2026（令和8）年には200,030人、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には221,785人に増加する見込みとなっています。

要介護（支援）認定者の増加が見込まれることから、量的に十分な介護サービスの提供体制を整備する必要があります。

また、介護サービスは、利用者の心身の状況や生活環境などにより、必要なサービス種別が異なることから、住み慣れた地域で必要なサービスが利用できるよう、種別ごとのサービス見込み量の推計を踏まえ、計画的なサービス基盤の整備を進めていきます。

【介護サービスの利用状況】（表5-1）

- ▶ 静岡県の75歳以上人口（後期高齢者人口）は2017（平成29）年から2022（令和4）年の5年間で527,392人から581,970人と約5万5千人増加、1.1倍となっており、要介護（支援）認定者数は170,603人から183,889人と約1万3千人増加、1.08倍と後期高齢者人口の伸び率と同程度の伸びとなっています。
- ▶ また、介護サービス受給者数は137,675人から153,116人と約1万5千人増加、1.11倍となっており、介護サービスの利用が進んでいます。
- ▶ 介護サービスごとの受給者数は、在宅サービスが94,079人から107,384人と約1万3千人増加、居住系サービスが11,725人から12,951人と約1千人増加、施設サービスが31,871人から32,781人と約1千人増加となっています。
- ▶ また、施設サービスについては、受給者数は増加しているものの、要介護（支援）認定者100人当たりの定員数が19.81人から18.99人と0.82人減少、0.96倍と低下していることから、施設サービス受給者の割合が減少しています。
- ▶ 要介護（支援）認定者1人当たりの給付費は、160万円から165万5千円と増加しています。

(表5-1：高齢者人口、認定者、サービス受給者等の推移)

| | 第7次計画 | 第8次計画 | 第9次計画 | |
|-----------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 2017年度 (平成29年度) | 2020年度 (令和2年度) | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) |
| 高齢者人口(人) | 1,060,406 | 1,084,282 | 1,090,454 | 1,091,752 |
| 75歳以上 | 527,392 | 561,807 | 563,325 | 581,970 |
| 後期高齢化率 | 14.5% | 15.6% | 15.8% | 16.4% |
| 要介護認定者数(人) | 170,603 | 179,849 | 183,106 | 183,889 |
| 要介護認定率(1号被保険者) | 15.6% | 16.41% | 16.64% | 16.72% |
| サービス受給者数(人) | 137,675 | 149,903 | 151,913 | 153,116 |
| 在宅サービス | 94,079 | 103,844 | 105,659 | 107,384 |
| 居住系サービス | 11,725 | 12,780 | 12,968 | 12,951 |
| 施設サービス | 31,871 | 33,279 | 33,286 | 32,781 |
| サービス受給割合 | 80.7% | 83.35% | 82.96% | 83.27% |
| 在宅サービス | 55.1% | 57.74% | 57.70% | 58.40% |
| 居住系サービス | 6.9% | 7.11% | 7.08% | 7.04% |
| 施設サービス | 18.7% | 18.50% | 18.18% | 17.83% |
| 施設定員数(人) | 33,794 | 34,806 | 34,952 | 34,914 |
| 介護老人福祉施設 | 18,894 | 19,410 | 19,560 | 19,564 |
| 介護老人保健施設 | 13,187 | 13,077 | 12,816 | 12,816 |
| 介護医療院 | — | 1,854 | 2,291 | 2,358 |
| 介護療養型医療施設 | 1,713 | 465 | 285 | 176 |
| 認定者百人当たりの定員数(人) | 19.81 | 19.35 | 19.09 | 18.99 |
| 介護給付費(千円) | 272,984,986 | 298,620,337 | 303,120,056 | 304,365,420 |
| 県負担分 | 39,716,023 | 44,303,179 | 44,929,337 | 45,092,454 |
| 認定者1人当たり給付費 | 1,600 | 1,660 | 1,655 | 1,655 |

出典：高齢者人口、高齢化率 静岡県年齢別人口推計（各年10月1日）

2017～2021年度の1号被保険者数、要介護認定者数は介護保険事業状況報告（年報）

2022年度の1号被保険者数、要介護認定者数は介護保険事業状況報告（月報）（3月利用分）

2017～2022年度のサービス受給者数は、介護保険事業状況報告（月報）（3月利用分）

【介護サービス必要量の推計】（表5-2）

- ▶ 要介護（支援）認定者の増加に伴い、今後の介護サービスの見込み量は、表5-2のとおり、サービス種別ごとにばらつきはありますが、2026（令和8）年までに約1.01倍～1.32倍になると推計されています。
- ▶ 居宅サービスでは、訪問リハビリテーションが1.23倍と増加率が高く、施設サービスでは、介護老人福祉施設の整備予定が少ないことから、利用者の増加は少なく見込んでいます。

〈表5-2：要介護（支援）認定者、主な介護サービスの見込み量等の推計〉

| | 2022年度 (実績) | 2026年度 | 伸び率 | |
|--------------------|---------------------------|-----------|-----------|------|
| 介護保険被保険者数（人） | 2,328,863 | 2,306,305 | 0.99 | |
| 要支援・要介護認定者数（人） | 189,247 | 200,030 | 1.06 | |
| 要支援1、2 | 46,783 | 49,492 | 1.06 | |
| 要介護1、2 | 78,321 | 82,919 | 1.06 | |
| 要介護3～5 | 64,143 | 67,619 | 1.05 | |
| 居宅サービス | 訪問介護（回/年） | 6,237,197 | 7,083,221 | 1.14 |
| | 訪問看護（回/年） | 1,377,521 | 1,628,950 | 1.18 |
| | 訪問リハビリテーション（回/年） | 476,334 | 584,416 | 1.23 |
| | 通所介護（地域密着型を含む）（回/年） | 6,424,627 | 7,003,489 | 1.09 |
| | 通所リハビリテーション（回/年） | 1,313,880 | 1,436,010 | 1.09 |
| | 短期入所生活介護（日/年） | 1,422,716 | 1,615,279 | 1.14 |
| | 特定施設入居者生活介護（人/月） | 6,345 | 6,979 | 1.10 |
| 地域密着型サービス | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（人/月） | 508 | 738 | 1.45 |
| | 夜間対応型訪問介護（人/月） | 93 | 99 | 1.06 |
| | 認知症対応型通所介護（回/年） | 236,207 | 265,844 | 1.13 |
| | 小規模多機能型居宅介護（人/月） | 3,143 | 3,393 | 1.08 |
| | 認知症対応型共同生活介護（人/月） | 6,225 | 6,885 | 1.11 |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護（人/月） | 427 | 511 | 1.20 |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人/月） | 1,258 | 1,299 | 1.03 |
| 看護小規模多機能型居宅介護（人/月） | 678 | 992 | 1.46 | |
| 施設サービス | 介護老人福祉施設（人/月） | 17,632 | 17,987 | 1.02 |
| | 介護老人保健施設（人/月） | 11,847 | 12,201 | 1.03 |
| | 介護医療院（人/月） | 2,294 | 2,858 | 1.25 |
| | 介護療養型医療施設（人/月） | 178 | — | — |

※訪問看護、訪問リハビリテーション、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護の介護サービス見込み量は、介護予防サービスを含む

出典：2022年度（実績）は厚生労働省「介護保険事業状況報告（月報）」
2026年度、は介護保険事業計画に係る各市町からの報告値の合計

(1) 需要に応じた介護サービス基盤の整備

【現状と課題】

① 在宅サービス

- ▶在宅サービスは、自宅や介護サービスの提供がない老人ホーム等に居住する要介護（支援）認定者が利用するサービスで、2023（令和5）年4月現在、107,325人が利用しています。
- ▶2026（令和8）年度の利用者は116,462人と2023（令和5）年4月から9,137人増加する見込みです。
- ▶訪問介護は要介護（支援）認定者の在宅生活を支える上で欠かすことのできないサービスであり、近年、事業所数は、少しずつ増加していますが、訪問介護のサービス見込量は今後も増加する見込みであり、訪問介護事業所の充実が必要です。また、サービス管理者や従事者の不足等により、休止や廃止となる事業所もあり、安定的なサービス提供体制を確保するためには、訪問介護員の確保が必要です。
- ▶また、自立支援の理念が普及してきたことにより、リハビリテーションの利用者が増加していますが、訪問リハビリテーション事業所のない地域もあり、必要な方がサービスを受けられる体制整備が必要です。
- ▶小規模多機能型居宅介護は、事業所に登録した人が24時間365日利用でき、事業所のケアマネジャーが「通い」を中心に、「訪問」や「泊まり」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状況に即時対応することができるサービスです。
- ▶小規模多機能型居宅介護事業所は2019（令和元）年の163か所から2023（令和5）年には168か所と横ばいの傾向にありますが、計画どおりに整備が進んでいない地域もあり、引き続きサービス提供基盤の拡充を図る必要があります。
- ▶在宅医療の普及により、訪問看護や居宅療養管理指導、看護小規模多機能型居宅介護等のサービスを利用しながら在宅で療養生活を送る医療ニーズのある要介護（支援）認定者が増えています。
- ▶看護小規模多機能型居宅介護は、主治医との密接な連携の下、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用でき、医療ニーズの高い要介護認定者の療養生活を支える重要なサービスです。
- ▶看護小規模多機能型居宅介護事業所は、2019（令和元）年の29か所から2023（令和5）年には36か所と増加していますが、設置が進んでいない地域もあり、引き続きサービス提供基盤の拡充を図る必要があります。
- ▶小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の基盤整備が計画どおり進まない要因としては、多様なサービスを提供できる質の高い人材の確保や、事業所の収益確保が難しいなどの課題があります。
- ▶加えて、サービスが要介護（支援）認定者やその家族に普及していないことや、ケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護に適した利用者をサービスにつなげられていないなどの課題もあります。

② 施設・居住系サービス

- ▶施設・居住系サービスは、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の入所施設と認知症高齢者グループホーム等の入居施設で提供されるサービスであり、2023（令和5）年

4月には46,079人が利用しています。

- ▶ 2026（令和8）年度の利用者は48,720人と2023（令和5）年4月から2,641人増加する見込みです。
- ▶ 施設・居住系サービスは、在宅生活が困難な要介護（支援）認定者の生活の場としての役割や、「介護離職ゼロ」の実現に向けて、介護を必要とする家族がいる人の生活と仕事の両立を支援する役割を担っています。
- ▶ 県内の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所希望者は、2023（令和5）年4月1日現在で4,926人となっています。このうち、在宅で6か月以内の入所を希望している方は1,654人（うち、要介護3以上1,587人）、そのうち、ひとり暮らしなど入所の必要性が高いと判断される方は696人（うち、要介護3以上694人）です。
- ▶ 地域ごとに状況は異なりますが、多くの圏域で入所希望者はほぼ横ばいの状況です。
- ▶ 介護老人保健施設は、2023（令和5）年4月現在、県内に125か所、12,796床ありますが、在宅復帰・在宅療養支援の機能を担っており、退院後、在宅に戻るためのリハビリテーションや状態が悪化した要介護（支援）認定者への集中的なリハビリテーションなど、適時適切なリハビリテーションの提供において重要な役割を果たしています。
- ▶ 養護老人ホームや軽費老人ホームは、生活面に困難を抱える高齢者の住まいとしての役割を担っているほか、特定施設入居者生活介護を行うことにより、多様な介護ニーズの受け皿としての役割も期待されています。
- ▶ 介護医療院は2023（令和5）年4月現在、県内に27か所、2,358床ありますが、今後、増加が見込まれる医療と介護のニーズを併せ持つ要介護高齢者の長期療養・生活施設としての役割が期待されています。
- ▶ 老朽化している介護施設については、需要のピークを迎える2040（令和22）年を見据え、既存施設の計画的な修繕による長寿命化を図る必要があります。

【施策の方向性】

① 在宅サービス

- ▶ 市町ごとに推計したサービス見込み量に対する利用状況の進捗管理を支援し、提供量が不足するサービスの基盤整備を促進します。
- ▶ ホームヘルパーの仕事の理解促進や介護に関する資格を持たない人を新たにホームヘルパーとして育成するなど、新規就業を促進し、訪問介護事業所の充実を図ります。
- ▶ 全ての地域で必要なリハビリテーションサービスが利用できるよう提供体制の強化を図ります。
- ▶ 小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護の設置促進を図るため、質の高い人材の育成、ケアマネジャーや利用者とその家族のサービスに対する理解促進、設置に係る財政的援助を行います。

② 施設・居住系サービス

- ▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設については、希望者が必要な施設サービスを受けることができるよう、地域医療介護総合確保基金や地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の活用により、計画的な整備を支援します。

- ▶ 整備に当たっては、原則、居室を個室化し、少人数の生活単位に分けて介護を行うユニットケアを基本に進めます。
- ▶ 高齢者の住まいとなる養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅においては、多様な介護ニーズに応えるため、計画的に特定施設入居者生活介護の指定を進めます。
- ▶ 既存施設の長寿命化を進めるために、計画的な修繕を実施できるよう、令和 6 年度において、助成制度を創設し、支援します。

(2) 在宅医療等の必要量に対する介護サービス見込み量の確保

【現状と課題】

- ▶ 2017（平成29）年度に策定した第 8 次静岡県保健医療計画では、2015（平成27）年度末に策定した静岡県地域医療構想に基づき、病床の機能分化・連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の整備を図るための数値目標を立てました。
- ▶ 地域医療構想では、病床の機能分化・連携により、医療必要度の低い高齢者を病院での療養から在宅等での療養に移行させていくこととしており、在宅医療等の必要量が2025（令和 7）年までに7,302人、追加的に生じると推計しています。
- ▶ また、高齢化等に伴う在宅医療等の必要量は2013（平成25）年度の27,368人から2025（令和 7）年には32,791人と5,423人増加する見込みです。
- ▶ この在宅医療等の必要量については、保健医療計画における在宅医療の整備目標と介護保険事業（支援）計画における介護サービスの見込み量との整合性を確保することとしています。
- ▶ 2023（令和 5）年度の在宅医療等の必要量に対する在宅医療・介護サービスの提供実績は、地域ごとに差はありますが、全県的には、第 9 次静岡県長寿社会保健福祉計画策定時（2020 年度）に推計した見込みに近い数値で推移しています。
- ▶ 介護サービスの見込み量として新たに発生する需要（追加的需要分）は、在宅医療等の必要量のうち、医療・介護サービスを併用する高齢者であり、2025（令和 7）年には 39,113人となる見込みです。

【施策の方向性】

- ▶ 療養病床等の減少により、医療ニーズのある要介護（支援）認定者が療養生活を送る場の確保に困らないよう、引き続き、在宅医療等の提供見込み量に対する実績を圏域ごとに開催される会議等で報告するなど進捗管理していきます。

2 介護サービスの質の確保・向上

介護サービスの質は、高齢者が介護を要する状態となりサービスを利用するときに、その生活における自立と尊厳の保持を支える上で最も重要な要素となります。

要介護状態となった高齢者のその人らしい暮らしを支えるために、サービス利用者の個性や生活リズムに合わせた個別ケアの提供に加え、本人の意欲や意思を引き出し、自己選択、自己決定を尊重する質の高い介護サービスの提供を目指します。

(1) 事業者の指導・監督

【現状と課題】

- ▶ 県では、個別ケアの推進とともに、法令遵守、虐待の防止や身体拘束の廃止を図るため、介護サービス事業者等に対する研修、個別の運営指導、集団指導といった事業者指導を行っています。
- ▶ 事業者指導は、より良い介護サービスの実現に向けた事業者の育成及び支援を行うことを主眼に、運営指導を原則2年に1回と全国一の頻度で例年約1,000事業所に対して実施しているほか、集団指導を年1回以上実施しています。
- ▶ 運営指導では、国が定めた運営指導マニュアル等に基づき、運営状況やサービス提供内容の確認をするとともに、指定基準（人員基準、運営基準、設備基準）に照らして適切な状態か確認を行っています。
- ▶ 介護サービスの質の確保には、人員基準を満たす従業者を確保することが必須であることから、県では事業所の指定を行う際に人員体制を確認し、更に運営指導において勤務体制を確認しています。
- ▶ 指定事業所は、介護保険制度創設時から一貫して増加し続けており、2023（令和5）年時点で8,415事業所となっています。
- ▶ 新規事業所の開設が続く中、介護サービスの質にばらつきが生じており、全体的な底上げが課題となっていますが、同時に、きめ細かな指導體制の維持継続も課題となっています。
- ▶ 事業所の指導監督権限が市町にある地域密着型サービス等については、市町における事業者指導の実施状況や指導體制に差があることから、全県的に精度の高い指導を維持していくためには市町支援が必要です。
- ▶ また、要介護（支援）認定者が安心して介護サービスを利用するためには、日常のサービス提供における事故の防止が重要です。県では、サービス提供により発生した事故を事業者が市町に報告する体制を整備しています。特に死亡事故については事業者から報告を受けた市町が直ちに県に報告し、県が事故現場を確認することとしています。また、事故の再発防止については、事故の発生原因等を分析し、事業所全体で再発防止策を検討し実行するよう指導しています。
- ▶ 年々増加している有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）については、静岡県有料老人ホーム設置運営指導要綱等に基づき、おおむね3年に1回以上、指導調査を実施しています。有料老人ホームの設置には届出が必要ですが、未届の有料老人ホームも依然として見受けられるため、早急に届出をするよう、指導調査をしています。また、有料老人ホーム併設の介護事業所等が必要以上に介護サービスを提供しているケースが見受けられ、給付適正化の観点からも指導が必要です。

【施策の方向性】

- ▶ 市町と連携して介護サービス事業者等に対する運営指導（原則2年に1回）及び集団指導（年1回以上）を実施し、事業者への指導監督を通じて介護サービスの質を確保します。
- ▶ 市町担当職員を対象とした研修の実施や事業者への市町との合同指導など、市町の指導監督業務への支援を通じて、指導監督の標準化及び適正化を推進します。
- ▶ 未届の有料老人ホームを把握した場合は、早期の届出を徹底し、その後は適切に指導監督

していきます。

- ▶住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対し、計画的に指導調査を行って介護サービスの利用実態を把握し、有料老人ホーム等に併設の介護事業所等の過剰サービス提供について指導の強化を図り、要介護（支援）認定者の適切なサービス利用を推進します。

(2) 高齢者虐待の防止

【現状と課題】

- ▶高齢者虐待防止法に基づき毎年公表している高齢者虐待に関する調査では、2022（令和4）年度の養介護施設従事者等による虐待件数は22件でした。（表5-3）
- ▶養介護施設従事者等による虐待の背景には、職員体制の不備、従事者の技術、知識、経験の不足などがあり、事業所指導における人員体制の確認と併せて、研修等による従事者の資質の向上が課題です。
- ▶特に認知症の人に対する虐待については、認知症に対する知識や介護技術の不足が虐待発生の一因となっていることから、従事者の認知症対応力の向上が必要です。
- ▶また、高齢者虐待を含む権利擁護事業は市町の地域支援事業の必須事業として規定されており、地域包括支援センターで実施されていますが、虐待の対応には、専門的で高度な知識を必要とするものがあることから、県では、権利擁護相談窓口の設置や事例検討会、研修会の開催を通じて市町の権利擁護に関する取組を支援しています。
- ▶世帯構成の変化やサービスの多様化などにより、虐待の原因が複雑化し、対応も長期化しているため、市町や地域包括支援センターの担当職員等に対する虐待対応の資質の向上だけでなく、負担を軽減するための支援も必要となっています。
- ▶施設等における虐待の発生や再発を防止するため、2021（令和3）年度に、介護事業者に「虐待防止委員会の定期開催」及び「従事者への研修の実施」等を義務化しました。

〈表5-3：高齢者虐待の発生状況〉 ※令和4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果より

| | | 特別養護老人ホーム | 介護老人保健施設 | 介護療養型医療施設 | 認知症対応型共同生活介護 | 住宅型有料老人ホーム | 介護付き有料老人ホーム | 小規模多機能型居宅介護等 | 軽費老人ホーム | 養護老人ホーム | 短期入所施設 | 訪問介護等 | 通所介護等 | 居宅介護支援等 | その他 | 合計 |
|--------|---------|-----------|----------|-----------|--------------|------------|-------------|--------------|---------|---------|--------|-------|-------|---------|-----|-------|
| | | 2022年度 | 件数 | 6件 | 3件 | 0件 | 3件 | 3件 | 2件 | 0件 | 1件 | 0件 | 2件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| | 構成割合(%) | 27.3 | 13.6 | — | 13.6 | 13.6 | 9.1 | — | 4.5 | — | 9.1 | 9.1 | — | — | — | 100.0 |
| 2021年度 | 件数 | 9件 | 0件 | 0件 | 4件 | 1件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | 0件 | 0件 | 1件 | 19件 |
| | 構成割合(%) | 47.4 | — | — | 21.1 | 5.3 | 5.3 | 5.3 | — | — | 5.3 | 5.3 | — | — | 5.3 | 100.0 |

※割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が100%とならない場合があります

【施策の方向性】

- ▶ 介護事業所などの関係機関に対して権利擁護の意識醸成を図ります。
- ▶ 介護事業者に義務化された虐待防止委員会の定期開催や従事者への研修の実施等について指導を強化するとともに、介護事業所の職員を対象とする研修を実施し、事業所における高齢者の権利擁護及び虐待の防止に向けた取組を促進します。
- ▶ 介護に直接関わる職員の資質向上のため、受講が義務付けられた認知症介護基礎研修の確実な受講を働きかけます。
- ▶ 市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援し、民生委員・児童委員や事業所、医療機関、弁護士、警察等の関係機関との連携を促進します。
- ▶ 市町と連携し、養介護施設等で発生した虐待の報告を徹底するとともに、事業所における再発防止に向けた取組を促進します。
- ▶ 市町や地域包括支援センター職員を対象に研修会や事例検討会を開催することにより虐待対応力の向上を図ります。
- ▶ 権利擁護相談窓口の設置により困難事例への対応等について、市町を支援します。

(3) 身体拘束の廃止

【現状と課題】

- ▶ 介護保険制度の施行に伴い、介護保険の適用を受ける介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院等では身体拘束が原則として禁止されました。また、2024（令和6）年度からは、訪問系サービス、通所系サービス等についても身体拘束が原則禁止となります。
- ▶ 介護の現場では、寝たきりゼロを目指し、ベッドから車いす等への日常生活の移行の努力がなされてきましたが、転倒・転落事故の防止、介助者の不足、点滴や経管栄養等の治療の完全遂行、他人への迷惑行為の防止などの理由により、法施行以前には身体拘束が行われてきました。
- ▶ 身体拘束は高齢者の尊厳を損なうだけでなく、身体機能の低下、精神状態の悪化など生活の質を根本的に損なう危険性を有するものです。
- ▶ 2001（平成13）年に国において「身体拘束ゼロの手引き」（表5-4）が作成され、ケア全体の質の向上や生活環境の改善を図るため、施設等の関係者が現場において身体拘束を廃止するための努力を重ねることに加え、県も指導のみならず施設等の取組を支援していくことが求められました。
- ▶ このため、県では、身体拘束廃止に係る幅広い取組を推進するため「身体拘束ゼロ作戦」を立ち上げ、関係者と協力しながら推進しています。
- ▶ 取組開始から23年が経過し、介護現場では身体拘束廃止の理念が浸透してきていますが、依然として、施設従事者等や利用者の家族には身体拘束を「やむを得ないこと」と捉える意識が残っています。
- ▶ 身体拘束の廃止を徹底するためには、引き続き、施設等の管理者をはじめとして組織全体の意識改革を進めるとともに、利用者やその家族にも認識してもらうことが必要です。

〈表5-4：身体拘束ゼロの手引きによる身体拘束の事例〉

| 身体拘束に当たる行為 |
|---|
| ①徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。 |
| ④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。 |
| ⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。 |
| ⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。 |
| ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。 |
| ⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。 |
| ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。 |
| ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 |
| ⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 |

【施策の方向性】

- ▶ 「静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議」を中心に、介護サービス事業者に対する普及啓発や介護保険施設等における人材養成などの幅広い取組を促進し、介護の現場での身体拘束廃止を図ります。

(4) 優良事業所の育成

【現状と課題】

- ▶ 高齢者の自立と尊厳のある暮らしを支えるためには、法令の遵守や虐待の防止、身体拘束の廃止など介護サービスの質の確保に加えて、更に質を向上することが重要です。
- ▶ 「質の高いサービス」とは、本人の個性や生活リズムに合わせた個別ケアに加え、生活の中で意欲や意思を引き出し、自己決定、自己選択のもとにその人らしく暮らすことを支えるものです。
- ▶ 県では、質の高いサービスの普及を目指し、事業所指導や研修の実施、事業所表彰、福祉サービス第三者評価の推進などを行っています。
- ▶ 事業所研修は、2011（平成23）年度から「より良い高齢者ケアを考えるセミナー」として、「利用者本位のケア」、「自分が受たい介護」、「看取り」など、様々なテーマを取り上げ、質の高い介護に取り組んでいる事業所や有識者の講演を行っています。
- ▶ 表彰制度については、2017（平成29）年度から「静岡県優良介護事業所表彰」として、介護職員が働きやすく、働き甲斐のある職場環境づくりや利用者本位のサービス提供等に積極的に取り組む事業所を表彰しています。
- ▶ 2023（令和5）年度までに職場環境改善部門、サービスの質向上部門の2部門合わせて

51事業所を表彰しており、これらの事業所の優れた取組を県内の介護事業所に普及していくことが重要です。

- ▶ 2018（平成30）年度に「静岡県働きやすい介護事業所認証制度」を立ち上げ、処遇改善や人材育成、サービスの質の向上などについて、一定の基準を満たす事業所を「働きやすい介護事業所」として県が認証し、公表しています。2023（令和5）年12月現在、430事業所を認証しています。介護サービスの質の向上を促進するため、まだ認証を受けていない事業所に対して、認証の取得を促していく必要があります。
- ▶ 福祉サービス第三者評価は、福祉サービスの質の向上を図り、利用者が適切な福祉サービスを選択するための情報提供を行うことを目的として、公平・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から事業所が行う福祉サービスを評価するものです。その評価結果は県のホームページ等で公表しています。
- ▶ 福祉サービスの利用者は増加しており、サービスの質の向上や利用者への情報提供の必要性は高まっていますが、2022（令和4）年度までの累計受審件数は602か所、受審率は約11%であり、さらなる向上が必要です。
- ▶ 2023（令和5）年4月現在、第三者評価を行う本県の認証機関は6機関であり、受審促進のためには、福祉サービス事業所等へ受審を働きかけることに加え、評価機関の数の増加と質の向上を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ▶ 事業者に対して集団指導や個別の運営指導を実施するとともに、より良い高齢者ケアについて普及啓発し、介護サービスの質の向上を図ります。
- ▶ 表彰事業所等の取組を普及するため、事例発表会を開催する等、優良な取組事例を情報発信し、事業所におけるサービスの質の向上への自発的な取組を促します。
- ▶ 介護事業所の人材育成の推進やサービスの質の向上、労働環境の改善の取組を促進するため、「働きやすい介護事業所」の認証を取得した事業所の取組や認証取得のメリット等の普及により、認証取得事業所の拡大を図ります。
- ▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム等の事業者に対して、指導監査や研修などの機会を通じて受審勧奨を行い、福祉サービス第三者評価の受審件数（率）の向上を図ります。
- ▶ 第三者評価推進委員会において事業の推進を検討するとともに、評価機関及び評価調査者に対する研修を行い、評価機関の数の増加と質の向上を図ります。

【静岡県優良介護事業所表彰】

県では、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に向け、介護職員が働きやすく、働き甲斐のある職場環境づくりや、利用者本位のサービス提供などに積極的に取り組む県内の介護事業所を表彰する「静岡県優良介護事業所表彰制度」を2017年度に創設しました。

表彰受賞者の「安心して長く働ける職場づくり」や「専門職による質の高いサービス提供」などの優れた取組を普及することで、介護の仕事への理解促進や介護職への新規就業の増加を図っています。



| 【2023年度 静岡県優良介護事業所表彰受賞者】 | |
|--------------------------|--|
| 職場環境改善部門 |  <p>特定非営利活動法人和合 デイサービス和合（磐田市）</p> <p>併設する訪問看護と連携し、医療依存度が高い利用者に対しても安心して、チームとして対応できる関係づくり</p> |
| |  <p>社会福祉法人慶成会 特別養護老人ホームグリーンヒルズ東山（浜松市中央区）</p> <p>感謝を伝えるサンクスカード活動と5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の相乗効果による職場づくり</p> |
| |  <p>社会福祉法人春風会 ぬくもりの里ホームヘルプサービス（伊豆の国市）</p> <p>「シズケア*かけはし」の活用により、医師や看護師との情報共有、連携チームの一員としての自覚の芽生え</p> |
| サービスの質向上部門 |  <p>社会福祉法人誠信会 特別養護老人ホームかたくら明和園（富士市）</p> <p>全職員の情報収集により「私の望むくらしシート」を作成し、利用者一人ひとりの思いを実現する支援を実現</p> |
| |  <p>株式会社アクタガワ アクタガワ ハートフルホーム開北（沼津市）</p> <p>地域の小学校も巻き込んで実施した、通学時の小学生の見守り活動が生んだ、利用者の笑顔と生きがい</p> |

3 介護サービスの安全対策の推進

従来、静岡県では大規模地震の発生が懸念されてきたことから、防災対策を推進してきました。近年、大雨による浸水で、認知症高齢者グループホームや介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入居・入所者が亡くなる被害が頻発していることから、地震による津波対策に加え、台風や豪雨による浸水や土砂災害対策も進めているところです。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による外出の自粛要請などが行われる中でも、介護事業所は、感染対策を徹底しながら、サービス提供を継続していることが求められました。

介護サービスは、介護を必要とする高齢者が生活していく上で欠かすことのできないものであり、自然災害の発生時や感染症の流行下にあっても、継続して提供する必要があることから、日頃からの安全対策への取組を推進していきます。

(1) 高齢者施設等の防災・防犯対策

【現状と課題】

- ▶ 高齢者施設等（以下「施設等」という。）における防災対策を支援するため、災害対応マニュアルやBCP（事業継続計画）作成支援ツールを作成し、各施設等の非常災害計画、被災後の事業継続計画の策定を促進してきました。
- ▶ 2021（令和3）年度に、介護事業者に「事業継続計画の策定」、「定期的な研修及び訓練の実施」等を義務化しました。
- ▶ 非常災害計画は各施設等で概ね作成されていますが、事業継続計画については策定していない施設等があることから、今後も策定への支援が必要です。
- ▶ また、2017（平成29）年度に水防法・土砂災害防止法等の一部改正により、市町地域防災計画に記載された施設等（要配慮者利用施設）については、利用者の避難確保計画の作成及び市町への届出並びに避難訓練の実施が義務化されましたが、未だに計画を作成していない施設等もあることから、引き続き計画作成の働きかけが必要です。
- ▶ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、2022（令和4）年4月1日、災害レッドゾーンにおける開発の抑制等を内容とした都市計画法の改正が行われ、該当地域では高齢者福祉施設の新規整備ができなくなりました。
- ▶ また、2016（平成28）年度に神奈川県障害者支援施設で、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、施設等の防犯対策の必要性が再認識されました。県では、静岡県警察本部に協力を依頼するとともに、福祉施設防犯対策マニュアルを作成し、施設等、警察署、市町の関係部署に配布して、施設等での防犯対策を支援しています。

【施策の方向性】

- ▶ 施設等を訪問して行う運営指導において、非常災害計画や事業継続計画、避難確保計画等の作成状況を確認するとともに、必要に応じて作成を支援し、施設職員が災害時等に適切に対応できるようにします。
- ▶ 県内の災害レッドゾーン、イエローゾーンに所在する広域型介護施設の移転改築整備等が進むように、施設の移転等についての調査を行い、要望があった場合には移転費の助成を検討していきます。

- ▶ また、施設等の新規整備に当たっては、津波や洪水による浸水区域や土砂災害などの危険区域を避け、より安全性の高い場所への立地を推進することによって、自然災害の発生時にあっても、介護を必要とする高齢者が介護サービスを継続して受けられるようにします。
- ▶ やむを得ず被災のおそれのある場所に施設等を整備する場合は、建築物の耐浪化など防災・減災対策を推進することによって、被害の最小化を図ります。
- ▶ 被災のおそれのある場所に立地している施設等については、改築時期等に合わせた移転や現在地での高層化などの計画や要望を調査することによって、中長期的に進めていくことを支援します。
- ▶ 施設を訪問しての運営指導の際に、福祉施設防犯対策マニュアルを活用して、施設等における防犯対策を支援します。

(2) 介護事業所の感染症対策

【現状と課題】

- ▶ 新型コロナウイルス感染症は、静岡県では2020（令和2）年2月下旬に初めて感染者が確認されて以降、福祉施設においても多くのクラスターが発生しました。
- ▶ 県では、介護サービスの提供を維持するために、サービス継続に係るかかり増し経費の補助、職員の応援体制の構築、クラスター対策マニュアルの作成など、様々な取組を進めてきました。（表5-5）
- ▶ 2021（令和3）年度には、介護事業者に「事業継続計画の策定」及び「感染症の予防及びまん延の防止に関する取組」を義務化しました。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行した後も、施設等においては、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることから、基本的な予防策である標準予防策や感染者が発生した際の迅速な対応が求められます。また、新たに発生する感染症や例年発生するインフルエンザなどの感染症についても、日頃から感染対策に取り組む必要があります。
- ▶ 施設等においては、感染症が発生して職員が不足した場合でも継続的なサービスの提供が必要であるため、あらかじめ平常時の対策・発生時の対応を検討しておくとともに、同一法人等のグループ内、施設種別団体間、地域内での相互応援体制の構築が必要です。
- ▶ そのほか、入所者が感染した場合に、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、適切な感染対応ができるよう、医療機関との連携強化が必要です。2023（令和5）年度に実施した調査では、8割近くの施設等から医療機関との連携体制を確保していると回答がありました。
- ▶ 2024（令和6）年度には、介護保険施設に「入所者の病状急変時に医師等が相談対応を行う体制」、「診療の求めに対し診療を行う体制」、「入所者の急変時に入院を要する入所者の入院を原則受け入れる体制」を確保している協力医療機関を定めること等を義務化されます。
- ▶ さらに、感染者の退院に伴う介護保険施設等での受入促進を図ることも重要です。2024（令和6）年度には、入院後、退院が可能となった場合には、速やかに再入所させることができるよう努めることとされています。
- ▶ また、新興感染症発生時の対応を迅速に行うことができるよう、2024（令和6）年度に、介護保険施設等は第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症発生時の対応を取り決め

るよう努めることとされています。

- ▶施設等において感染症対策を徹底する一方で、入所者の家族等との面会や外出の機会が減少し、入所者の認知機能の低下や不安による食欲不振・低栄養といった心身の健康への影響が懸念されています。

〈表5-5：新型コロナウイルス感染症に関する主な取組〉

| 対応の内容 | 年 月 |
|--|-------------------------------------|
| 手指消毒用アルコール、不織布マスク、使い捨て手袋等の介護事業所への配布 | 2020年5月 |
| 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）及び介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施 | 2020年7月 |
| 福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）の作成（第1版～第3版） | 2020年10月 2021年6月 2022年8月 |
| 感染対策等の助言のため、集団感染が発生した福祉施設等に対して、ふじのくに感染症専門医協働チーム（FICT）等の派遣を開始 | 2020年11月 |
| 事業継続を支援するため、クラスター福祉施設支援チーム（CWAT）を設置し、集団感染が発生した福祉施設等に対する応援職員の派遣等を開始 | 2020年11月 |
| 社会福祉施設感染防止対策事業による施設訪問指導の開始 | 2021年1月 |
| 福祉施設のための新型コロナウイルス感染対策事例集の作成 | 2021年6月 |
| 介護サービス事業所等に対する感染防止対策支援事業の実施 | 2022年1月 |
| 福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案（相談事例集）の作成（第1版～第2版） | 2022年3月 2023年3月 |
| 福祉施設感染防止対策リーダー育成研修の開始及び研修動画の配信 | 2022年7月 |
| 高齢者施設・障害者施設について、感染者の早期発見等のため、職員を対象とした定期検査（週1回）を実施 | 2022年7月～10月 |
| 職員等が無症状陽性者や濃厚接触者となった場合の早期職場復帰支援を目的とした抗原定性検査キットの配布 | 施設： 2022年8月～ それ以外： 2022年9月 |
| 高齢者・障害者関係の各サービスについて、感染者の早期発見等のため、職員を対象とした定期検査（週2回）を実施 | 2022年11月～2023年4月 |

【施策の方向性】

- ▶新型コロナウイルス感染症やインフルエンザなどの感染症について、日頃から必要な感染症対策に取り組むよう、施設等に対し改めて周知します。また、感染症が発生した場合にあっても、介護サービスの継続的な提供が必要なことから、感染症対策の研修の機会を提供するとともに、訓練の実施を支援します。また、事業継続計画の作成状況並びに感染症の予防及びまん延の防止に関する取組状況等を確認し、運営基準に従って実施するよう指導します。
- ▶さらに、感染症発生時における介護職員不足に対応するために、介護事業者に対し、施設内の体制整備に加え、同一法人等のグループ内、施設種別団体単位、地域内での相互応援体制の構築を要請するとともに、平時から緊急時に備え、関係団体等と連携・調整していきます。
- ▶また、施設等と医療機関との連携体制確保の重要性について介護事業者に対し周知するとともに、運営基準に定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう指導します。加えて、施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、行政・医療関係者で構成する会議等の開催により、平時から協力体制を確保します。
- ▶感染者の退院に伴う介護保険施設等での受入促進については、施設側の意向を踏まえた上で、引き続き受入促進の周知・啓発や指導を行います。
- ▶新興感染症発生時への対応を迅速に行うことができる体制を平時から構築するため、介護保険施設等に対して第二種協定指定医療機関との間での取決めを行うよう周知・啓発や指導を行います。
- ▶施設等入所者の面会及び外出については、感染経路の遮断及び感染拡大防止の観点と、社会とのつながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討するよう、周知・啓発を行います。

4 利用者及び介護家族等への支援

制度創設から23年が経過し、介護サービスの種類は多様化し、事業所も増加していることから、改めて、利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス・福祉サービスを総合的に受けられるとした「利用者本位」の理念に立ち返り、利用者が自らサービスの種類や事業者を選択できるよう支援をしていきます。

また、世帯の構成人数が減少し、就労をしながら介護をする方が増え、家族の介護力の低下や家族介護者の負担増加が課題となっており、介護力の向上や負担軽減を支援してきます。

(1) 介護サービスの利用支援

【現状と課題】

- ▶介護を必要とする人やその家族が、それぞれの心身の状況、家庭・生活環境などに応じた必要なサービスを選択し、利用するためには、介護保険制度やサービス内容の周知に加え、介護サービス事業者を比較・選択できるよう情報提供が必要です。
- ▶県では、ホームページでの情報発信等により介護保険制度等の周知・広報に取り組んでいるほか、近年、定住外国人の被保険者や利用者が増加していることから、市町に7ヵ国語

のパンフレット原稿を配布し、多言語での制度周知も行っています。

- ▶ また、利用者が介護サービス事業者を比較・選択できるよう静岡県介護サービス情報公表制度に基づき、サービス提供事業者の事業者名、利用料金等の基礎データを「介護サービス情報公表システム」で公表しています。
- ▶ 情報公表システムでは、介護サービスに加え、地域包括支援センター、生活支援等サービス、在宅医療に関する情報も公表することとなっていますが、介護サービス事業者を含め、公表ができていない事業者等があり、公表の徹底が必要です。
- ▶ 2024（令和6）年度から介護事業所に財務諸表の公表が義務化されたことから、サービス事業者からの報告の徹底が必要です。
- ▶ 通所介護の設備を利用して提供している法定外の宿泊サービス（いわゆる「お泊りデイ」）については、県への報告・公表が義務付けられましたが、報告が徹底されていない状況であり、対象事業者へ報告を促していく必要があります。
- ▶ 介護保険制度においては、介護サービス事業者は、利用者の心身の状況等に応じて、利用者の選択に基づく適切なサービスを提供することを基本的な理念としています。このため、利用者の思うようにサービスが受けられない、提供されるサービスの質に不満があるといった相談や苦情に迅速かつ適切に対応できる体制の確立が必要です。
- ▶ また、利用者と家族を支援するため介護施設等には生活相談員、支援相談員が配置されており、施設と家族をつなぐ大切な役割を担っています。
- ▶ なお、要介護認定など市町が行った行政処分に不服がある場合についても、簡易迅速な権利利益の救済を図る必要があることから、県に「介護保険審査会」を設置しています。
- ▶ 介護サービスの利用には所得に応じて費用の1割から3割を利用者が負担します。
- ▶ 介護保険制度の持続可能性を維持するためには、負担の公平性の確保が必要ですが、所得が低い高齢者の生活を支えるためには、費用負担を軽減し、介護サービスの利用を支援する必要があります。
- ▶ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、2003（平成15）年度から必要性の高い方が優先的に入所できるよう「静岡県指定介護老人福祉施設優先入所指針」を制定しています。
- ▶ 2015（平成27）年4月に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所対象者が、「原則として要介護3以上」とされたことから、県では、優先入所指針を見直すとともに、「静岡県指定介護老人福祉施設等の特例入所に関する取扱要領」を制定しました。
- ▶ これにより、要介護1又は2であっても、認知症の方で日常生活に支障をきたす症状や行動などがあったり、ひとり暮らしの方で地域における介護サービス・生活支援の供給が不十分であるなど、様々な理由から自宅等において日常生活を送ることが難しい方については、特例的に施設の入所ができるよう支援しています。

【施策の方向性】

- ▶ 要介護状態となった高齢者やその家族等が、必要な介護サービスを利用できるよう、県のホームページや冊子等により、介護保険制度の利用方法等の周知を図るとともに、シニアクラブなどの地域組織が開催する研修会等で、介護保険制度等の広報活動を行います。
- ▶ また、定住外国人に対し、外国語パンフレットにより介護保険制度の理解促進を図ります。

- ▶ サービス提供事業者に対し、事業者名、利用料金等の基礎データの報告が義務であることを改めて周知するとともに、未公表事業者には粘り強く指導し、事業者の情報公表を徹底することで、サービスの利用に当たって、利用者がサービスの内容や事業者を自主的に選択できるようにします。
- ▶ 生活支援等サービスについても、情報公表を促進します。
- ▶ 要介護認定など市町が行った行政処分不服がある場合について、簡易迅速に権利利益の救済を図るため、県に設置した「介護保険審査会」において、不服申立ての審査・裁決を行います。
- ▶ 介護サービス事業者に対し、利用者からの苦情相談等に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるよう指導するとともに、市町との連携や静岡県国民健康保険団体連合会への支援を行うことで、苦情相談等の解決を図ります。
- ▶ 必要な介護サービスの利用を促進するため、所得が低い高齢者を対象に社会福祉法人等が行う利用者負担の軽減措置に助成するとともに、制度を周知します。
- ▶ 優先入所指針等の適切な運営により、必要性の高い高齢者の優先的な施設入所を促進します。

(2) 家族による介護の支援

【現状と課題】

- ▶ 介護サービスは介護を必要とする高齢者やその家族の生活を支える仕組みとして普及・発展してきました。
- ▶ 一方、世帯の構成人数が減少し、就労をしながら介護をする方が増える中、家族の介護力は低下しており、家族介護者の負担軽減が課題となっています。
- ▶ 家庭における介護では、利用者の身体状態等に合った適切な福祉用具を使用することは、利用者の自立支援、身体的・精神的負担の軽減や事故防止に役立つだけでなく、介護家族の腰痛予防等身体的・精神的負担の軽減につながります。
- ▶ 利用者が福祉用具貸与（レンタル）や特定福祉用具販売のサービスを利用する際、専門的知識に基づいて、利用者の身体状態や家屋の状況等を考慮して適切な福祉用具を選定できるよう助言する、福祉用具専門相談員の養成を行っています。
- ▶ 養護者のうち、ヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども）が存在し、2021年度（令和3年）の調査では県内の小学5年生から高校生235,458人のうち、2,818人が祖父母のケアを行っていると回答しています。
- ▶ 一方、ヤングケアラーは相談先が分らなかつたり、日常的に行う介護が当たり前となり、支援の必要性を自覚できていない子どもがいることも推察されます。
- ▶ 養護者による高齢者虐待は、2022（令和4）年度に460件発生しており、虐待の種別による累計は659人で、身体的虐待が最も多く、続いて、心理的虐待、介護・世話の放棄、放任となっています。（表5-6）
- ▶ 養護者による虐待の発生件数は増加しており、引き続き、「介護疲れ・介護ストレス」「介護に関する知識や情報の不足」など虐待の要因に対する対応が必要です。
- ▶ 虐待の要因に対する対応の一つとして、多くの市町では、介護者同士の交流やリフレッシュを目的とした介護者交流会や介護に関する知識や技術を学ぶ教室などを開催しています。
- ▶ 介護教室については、介護保険制度に関する知識を習得するだけでなく、介護技術を学び、

家庭の介護力向上につながるものとなるよう、内容の充実が必要です。

- ▶ 養護者による虐待の防止には、地域包括支援センターや在宅での介護に関わる事業者等、全ての関係者が権利擁護において高い意識を持つことが重要です。
- ▶ 特に、地域包括支援センターについては、虐待が発生した際の適切な対応はもちろん、介護者が一人で負担を抱え込まないように支援し、必要に応じて早期に介入することで、虐待を未然に防ぐことも期待されます。
- ▶ しかしながら、近年、虐待の原因が複雑化し、対応も長期化しているため、関係機関と連携することで、市町や地域包括支援センターの担当職員等の負担軽減も必要です。

〈表 5-6：虐待の種別・類型〉 ※令和3、4年度高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査結果より

| 虐待の種別・類型 | 身体的虐待 | 介護・世話の放棄、放任 | 心理的虐待 | 性的虐待 | 経済的虐待 | 合計 |
|----------|-------|-------------|-------|------|-------|-----|
| 2020年度 | 303 | 106 | 165 | 1 | 62 | 637 |
| 2021年度 | 276 | 127 | 148 | 0 | 58 | 609 |
| 2022年度 | 296 | 132 | 164 | 0 | 67 | 659 |

※一人の被虐待者に対し、複数の虐待種別がある場合は、重複計上される。

【施策の方向性】

- ▶ 必要な介護サービスや生活支援等の利用を促進し、家族による介護の負担軽減を図ります。
- ▶ 就労をしながら介護をする家族等に対し、介護休業・休暇等の仕事と介護の両立に関する制度を周知し、就業の継続を支援します。
- ▶ 市町における介護者交流会の開催を促進し、介護者同士の交流を通じて精神的な負担の軽減を図ります。
- ▶ 市町における介護教室の開催を促進し、家族介護者の介護に関する知識と技術の習得を支援します。
- ▶ 支援の必要性を自覚できない子どももいることが想定されるため、高齢者介護に携わる支援者にヤングケアラーについての研修を行い、早期にヤングケアラー状態にある子どもを発見する人材育成を行います。
- ▶ また、ヤングケアラーを発見したあと、市町と連携した支援体制を構築できるよう、支援者の支援を実施します。
- ▶ 高齢者虐待防止法の周知・徹底や研修会の開催等により、関係者の権利擁護に関する意識の醸成を図ります。
- ▶ 市町や地域包括支援センターによる相談支援業務を強化し、虐待のリスクが高い状況にある家庭に対しては早めの介入支援を促進します。
- ▶ 市町における高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援し、民生委員・児童委員や事業所、医療機関、弁護士、警察等の関係機関との連携を促進することで、市町や地域包括支援センターの虐待対応の負担軽減を図ります。
- ▶ 市町や地域包括支援センター職員を対象に研修会や事例検討会を開催することにより虐待対応力の向上を図ります。

5 適正な介護保険制度の運用

高齢化が進行し、介護保険事業に必要な費用が増大していく中で、適正に介護保険制度を運営し、制度の持続可能性を維持することの重要性は、これまで以上に高まっています。

県は、市町の介護保険事業計画の策定支援や進捗管理を通じて、適切な制度運営を促すとともに、必要な場合には、介護保険財政安定化基金からの交付・貸付を行うことで、市町の介護保険財政の安定を図ります。

また、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なサービスが過不足なく提供されるように、介護給付適正化に取り組み、介護保険制度への県民の信頼を高めていきます。

(1) 市町の介護保険財政等への支援

【現状と課題】

- ▶ 介護保険制度は、市町が保険者として介護給付費を給付するとともに、保険料を徴収し、介護保険財政を運営しています。
- ▶ 介護給付費の財源は、公費50%（国約25%、県約12.5%、市町約12.5%）、保険料50%（第1号保険料23%、第2号保険料27%）とされています。
- ▶ 第1号被保険者の負担割合23%と第2号被保険者の負担割合27%は、人口比率によって計画期間ごとに決定されています。
- ▶ また、介護サービス利用時の自己負担は、所得に応じて、1～3割となっています。
- ▶ 介護給付費は、介護保険制度施行時から一貫して増加し続け、2000（平成12）年度の811億円に対し、2024（令和6）年度は3,118億円と見込まれ、約3.8倍となっています。（表5-7）

〈表5-7：介護給付費の実績額及び推計額〉

単位：千円

| 区分 | 介護給付費 | | 県負担金 |
|--------|-------------|--------------|------------|
| | 金額 | 伸び率（2000年度比） | |
| 2000年度 | 81,128,553 | — | 10,129,119 |
| 2003年度 | 139,476,974 | 171.9% | 17,432,440 |
| 2006年度 | 169,175,803 | 208.5% | 25,188,577 |
| 2009年度 | 200,096,844 | 246.6% | 29,666,917 |
| 2012年度 | 235,682,530 | 290.5% | 34,542,224 |
| 2015年度 | 262,441,000 | 323.5% | 38,248,042 |
| 2018年度 | 278,468,190 | 343.2% | 40,594,358 |
| 2021年度 | 303,120,056 | 373.6% | 44,103,488 |
| 2024年度 | 311,770,614 | 384.3% | 44,699,820 |
| 2026年度 | 323,997,047 | 399.4% | 46,358,450 |

- ▶ 第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間における介護給付費と高齢者数を基に各市町が決めており、第8期計画期間の介護保険料月額平均は5,681円（最高6,900円、最低4,840円）となっています。（表5-8）

〈表5-8：第1号被保険者保険料〉

| 区分 | | 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|-----|---------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| 静岡県 | 基準額平均 | 2,845円 | 2,939円 | 3,590円 | 3,976円 | 4,714円 | 5,124円 | 5,406円 | 5,681円 |
| | 対前期差引・率 | — | +94円 +3.3% | +651円 +22.2% | +386円 +10.8% | +738円 +18.6% | +410円 +8.7% | +282円 +5.5% | +275円 +5.1% |
| | 最高額 | 3,160円 | 3,700円 | 4,660円 | 4,400円 | 5,300円 | 6,200円 | 7,000円 | 6,900円 |
| | 最低額 | 2,100円 | 2,400円 | 3,000円 | 2,750円 | 4,000円 | 4,261円 | 4,588円 | 4,840円 |
| 全国 | 基準額平均 | 2,911円 | 3,293円 | 4,090円 | 4,160円 | 4,972円 | 5,514円 | 5,869円 | 6,014円 |
| | 対前期差引・率 | — | +382円 +13.1% | +797円 +24.2% | +70円 +1.7% | +812円 +19.5% | +542円 +10.9% | +355円 +6.4% | +145円 +2.5% |
| | 最高額 | 4,100円 | 5,942円 | 6,100円 | 5,770円 | 6,680円 | 8,686円 | 9,800円 | 9,800円 |
| | 最低額 | 1,533円 | 1,783円 | 2,200円 | 2,265円 | 3,000円 | 2,800円 | 3,000円 | 3,300円 |

- ▶ 今後も介護給付費の増加が見込まれており、第9期計画期間の介護保険料は、第8期を上回る5,810円となり、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040（令和22）年には、介護保険料は更に上昇することが見込まれます。
- ▶ 保険料の徴収方法は、年金から天引きをする特別徴収と、納付書等により保険料を納めてもらう普通徴収とがあります。
- ▶ 2021（令和3）年度の県全体の保険料収納率は99.5%と全国の99.3%を上回っており、普通徴収のみの収納率も93.0%と、全国の92.6%を上回っています。（表5-9）

〈表5-9：保険料の収納率〉

| 年度 | 静岡県 | | 全国 | |
|--------|-------|--------|-------|--------|
| | 全体 | 普通徴収のみ | 全体 | 普通徴収のみ |
| 2015年度 | 98.9% | 86.7% | 98.6% | 87.2% |
| 2016年度 | 99.0% | 87.3% | 98.7% | 87.5% |
| 2017年度 | 99.1% | 88.2% | 98.8% | 88.2% |
| 2018年度 | 99.3% | 89.9% | 99.0% | 89.5% |
| 2019年度 | 99.3% | 90.4% | 99.1% | 89.9% |
| 2020年度 | 99.4% | 92.2% | 99.2% | 91.6% |
| 2021年度 | 99.5% | 93.0% | 99.3% | 92.6% |

- ▶ 県では、「静岡県介護保険財政安定化基金」を設置し、保険料収納率の低下や介護保険給付費の増加等による財源不足が生じた市町に対し、資金の貸付け又は交付を行っています。
- ▶ 財源不足による貸付・交付の実績は、第2期計画期間中（2003年度～2005年度）に6町に対し、約1億4千万円の貸付けを行っています。第3期以降は貸付・交付の実績はありません。（表5-10）
- ▶ 保険者指導等における市町の介護保険事業計画の策定支援や進捗管理を通じて、市町による介護保険事業の財政運営が健全かつ円滑に行われるよう、必要な助言を行っています。

〈表5-10：介護保険財政安定化基金の運用状況〉

単位：百万円

| 区分 | 収入 | | | 支出 | | | 残高 |
|---------|-------|------|-------|-----|-------|-------|-------|
| | 拠出金 | 償還金他 | 計 | 拠出金 | 償還金他 | 計 | |
| 第1期 | 5,951 | 8 | 5,959 | 0 | 0 | 0 | 5,959 |
| 第2期 | 1,425 | 50 | 1,475 | 138 | 0 | 138 | 7,297 |
| 第3期 | 0 | 373 | 373 | 0 | 0 | 0 | 7,670 |
| 第4期 | 0 | 307 | 307 | 0 | 0 | 0 | 7,977 |
| 第5期 | 0 | 85 | 85 | 0 | 5,734 | 5,734 | 2,328 |
| 第6期 | 0 | 18 | 18 | 0 | 0 | 0 | 2,346 |
| 第7期 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2,347 |
| 第8期(見込) | 0 | 7 | 7 | 0 | 0 | 0 | 2,354 |

【施策の方向性】

- ▶ 市町に対し、介護保険事業計画の策定に当たり適切な財政運営ができるよう必要な助言や支援を行うとともに、市町の介護保険事業計画の内容、進捗状況を把握します。
- ▶ また、介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるように財政面から支援するため、介護保険財政安定化基金を適正に管理し、必要な場合は貸付・交付を行います。
- ▶ ケアプラン点検、医療情報との突合や介護報酬の縦覧点検など、介護給付適正化への取組を通じて、市町における適切なサービスの確保と介護保険制度の適正な運営を支援します。

(2) 介護給付等の費用の適正化（第6期静岡県介護給付適正化計画）

【現状と課題】

- ▶ 介護給付適正化のために保険者が取り組むべき主要3事業として、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検（ケアプランの点検、住宅改修等の点検）」「医療情報との突合・縦覧点検」が定められています。さらに、「給付実績の活用」及び「介護給付費通知」については積極的な取組の実施が望まれています。県は、これらの事業が各保険者で適切に実施されるよう、認定調査員研修の実施やケアプラン点検アドバイザー派遣等の支援を行っています。（表5-11）

① 主要3事業

i 要介護認定の適正化

ア 事業の趣旨

- ▶ 認定調査の内容について市町職員が点検することにより、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

イ 現状

- ▶ 2021（令和3）年度から2023（令和5）年度の第5期介護給付適正化計画期間中において、県内全ての保険者が調査内容の点検を実施し、必要な修正等が行われました。
- ▶ 県では、適正な認定が行われるよう、認定調査員や市町職員を対象とした研修会を開催しています。

ウ 課題

- ▶要介護認定適正化事業（厚生労働省実施）における業務分析データ（重度変更率等の各種データ）では、本県の認定調査における基本調査項目の選択状況や介護認定審査会における重度・軽度変更率等の審査判定結果等は、全国の平均値と比較し、同等の水準であることが示されていますが、保険者によっては、「ばらつき」や「かたより」があります。
- ▶また、要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、認定調査の件数も増加しているため、認定調査を行う認定調査員の人員及び質の確保が必要です。
- ▶このため、業務分析データの活用や各種研修の実施等により、要介護・要支援認定調査の質の維持向上を図るとともに、要介護認定が一層適切かつ公平に行われるための取組を引き続き推進していく必要があります。

ii ケアプラン等の点検

(i) ケアプランの点検

ア 事業の趣旨

- ▶ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画等の記載内容について、市町職員等の第三者が点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なサービスを確保するとともに、状態に適合していないサービス提供を改善します。

イ 現状

- ▶県内の保険者による点検の実施率は、2015（平成27）年度までは60%台と低迷していましたが、県が保険者へケアプラン点検の実践方法を指導するアドバイザーを派遣することにより、市町職員等に対して点検の実践方法の周知や普及を図った結果、2022（令和4）年度には全ての保険者において実施することができました。

ウ 課題

- ▶効果的なケアプラン点検を実施するためには、点検者にも専門性が求められます。また、点検で得られた知識や技術について、他のケアマネジャーへの周知・伝達が必要になりますが、専門的な知識を持つ職員の配置が難しい保険者もあるため、市町職員の育成や地域の主任ケアマネジャーとの連携等を通じて、実施体制を整える必要があります。
- ▶ケアプラン点検の実施方法や件数について、保険者ごと差が見られるため、研修会や保険者指導の際に他の保険者等の取組を紹介するなど、好事例を周知することにより、各保険者の取組が充実するよう支援する必要があります。
- ▶また、各保険者に対しては、静岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから出力される給付実績の帳票のうち、効果が高いと見込まれる「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」「支給限度額一定割合超一覧表」を活用した効果的なケアプラン点検ができるよう、研修会等を通じて活用方法を周知する必要があります。

(ii) 住宅改修等の点検（住宅改修の点検／福祉用具購入・貸与調査）

ア 事業の趣旨

- ▶住宅改修等の点検は、保険者が改修工事を行おうとする住宅や福祉用具利用者に対して訪問調査等を行うことにより、受給者の状態に適さない又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与を是正し、身体の状態に応じた適切な利用を促進します。

イ 現状

- ▶ 県内の保険者の実施率は、2014（平成26）年度には70%台にとどまっていたが、2019（令和元）年度には100%となりました。
- ▶ 点検は、主に事務職の市町職員が実施していますが、一部の市町ではリハビリテーション専門職と連携して実施しています。

ウ 課題

- ▶ 効果的な点検を行うためには、実施する職員に専門性が求められますが、専門的な知識を持つ職員の配置が難しいなど、効果的な点検ができていない保険者があります。
- ▶ 今後は、建築士や理学療法士といった専門知識を有する人材を活用するなど、受給者の状態に合ったより適正なサービス提供につながる、質の高い点検とする必要があります。

iii 医療情報との突合・縦覧点検

ア 事業の趣旨

- ▶ 医療情報との突合は、受給者ごとに後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を点検することにより、医療と介護の重複請求を排除します。また縦覧点検は、受給者ごとに介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービス内容を点検することにより、請求内容の誤り等を発見します。

イ 現状

- ▶ 県内の全保険者が静岡県国民健康保険団体連合会に委託して実施しており、実施率は100%です。
- ▶ 「医療情報との突合・縦覧点検」は、主要3事業等の中でも費用対効果が最も期待できる事業とされており、2022（令和4）年度において県内で約2,740万円の請求誤りが是正されました。

ウ 課題

- ▶ 静岡県国民健康保険団体連合会への委託の対象となっていない帳票については、各保険者が自ら点検を実施していく必要があります。

② 積極的な取組が望まれる取組

i 給付実績の活用

ア 事業の趣旨

- ▶ 静岡県国民健康保険団体連合会で実施する審査支払いの結果から得られる給付実績を基に、保険者が不適切な給付等を確認することにより、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

イ 現状

- ▶ 2014（平成26）年度における県内の保険者の実施率は42.9%であり、2015（平成27）年度以降、県が静岡県国民健康保険団体連合会に委託して、保険者への巡回支援等を行った結果、2022（令和4）年度には91.4%まで実施率が高まりました。

ウ 課題

- ▶ 給付実績の活用に当たっては、静岡県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムから出力される帳票を点検するための知識が不可欠であることから、今後も静岡県国民健

康保険団体連合会と連携し、活用頻度が高い「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」や「支給限度額一定割合超一覧表」等の帳票の活用方法等の研修を行い、保険者の点検能力や実施率を高めていく取組が重要です。

ii 介護給付費通知

ア 事業の趣旨

- ▶ 保険者から受給者本人に対して、介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、自ら受けているサービスを改めて確認していただき、適正なサービスの利用につなげます。

イ 現状

- ▶ 静岡県では2020（令和2）年度以降、全ての保険者で取り組まれており、受給者への制度の周知や不適正な請求の防止にもつながっています。

ウ 課題

- ▶ 通知を送っても問い合わせが少なく、受給者の反応が薄いといった意見が保険者から上がっています。
- ▶ 今後は、事業の趣旨を受給者が分かるよう記載内容を工夫するなど、通知内容の見直し等を通じて、事業の効果を高めていくことが重要です。

〈表 5-11：主要3事業等の実施状況〉

| 静岡県（2022年度） | | | | | | | |
|-------------|------------|-----------|----------|----------|--------------|---------|---------|
| 区分 | 適正化事業実施保険者 | 要介護認定の適正化 | ケアプランの点検 | 住宅改修等の点検 | 医療情報の突合・縦覧点検 | 給付実績の活用 | 介護給付費通知 |
| 件数 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 | 32 | 35 |
| 率 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 91.4% | 100.0% |
| 全国（2021年度） | | | | | | | |
| 区分 | 適正化事業実施保険者 | 要介護認定の適正化 | ケアプランの点検 | 住宅改修等の点検 | 医療情報の突合・縦覧点検 | 給付実績の活用 | 介護給付費通知 |
| 件数 | 1,571 | 1,480 | 1,390 | 1,325 | 1,555 | — | 1,311 |
| 率 | 100.0% | 94.2% | 88.5% | 84.3% | 99.0% | — | 83.5% |

③ 認定結果通知までの期間短縮

ア 事業の趣旨

- ▶ 被保険者が介護サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があることから、速やかにサービスを利用できるよう要介護認定申請から認定結果通知までの期間を可能な限り短縮する必要があります。

イ 現状

- ▶ 静岡県における認定通知までの期間は、2019（令和元）年度の県平均37.4日から2022（令和4）年度は37.8日と増加しています。
- ▶ これは、新型コロナウイルス感染症の影響により更新申請の認定調査ができない場合、認定期間を12か月延長することが認められていたため、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度にかけて、更新申請件数が大きく増加していることが一因であると考えられます。

ウ 課題

- ▶ 2022（令和4）年度の県平均が目安となる30日に届いていないこと、また高齢化の進行による第1号被保険者数の増加に伴い、要介護認定申請の増加が見込まれることから、審査方法を簡素化するなど、期間短縮の取組を進める必要があります。

【施策の方向性】

- ▶ 主要3事業を全保険者が継続して実施できるように支援するとともに、保険者の取組内容の充実を図るため、計画期間の3年間で全35保険者に対して巡回指導を実施し、介護給付適正化の取組に対する助言を行います。また、各保険者の地域特性、規模や実施体制等を把握・分析し、情報のフィードバックを行うことで、保険者の現状把握や分析業務を支援します。
- ▶ 主要3事業の実施に加え、「給付実績の活用」についても、全保険者での実施を目指すため、静岡県国民健康保険団体連合会と連携し、介護給付適正化研修の開催や介護給付適正化システムの活用方法等について助言する巡回援助を実施します。
- ▶ 保険者が行う要介護認定の平準化及び認定処理期間の短縮を図るため、県は、介護認定審査会新任・現任委員研修、主治医研修及び認定調査員新任・現任研修を実施します。また、介護認定審査会運営適正化研修を開催し、期間短縮した保険者の好事例などの情報を提供します。さらに、保険者指導において要介護認定適正化事業（厚生労働省実施）における業務分析データ（重度変更率等の各種データ）の活用方法を周知するなど、保険者の取組を支援します。
- ▶ ケアプランのさらなる質の向上を図るため、県は、ケアマネジャー・主任ケアマネジャーの各種研修を実施するとともに、保険者の「ケアプランの点検」の取組を支援するため、ケアプラン点検の実践方法を指導するアドバイザーを保険者に派遣します。
- ▶ 保険者が行う「住宅改修等の点検」において、建築士や理学療法士といった専門知識を有する人材を活用した質の高い点検の実施を促進するため、県は、リハビリテーション関係団体等と連携し、点検を支援します。
- ▶ 保険者が行う「医療情報との突合・縦覧点検」「給付実績の活用」により、介護給付費の不適切な請求等が判明した場合は、必要に応じて保険者と連携し、介護サービス提供事業者等へ実地指導を行います。

【成果指標】

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|------------|-------------|-------------|
| 介護サービス受給割合 | 83.8% | 前年度より改善 |

【活動指標】

2 介護サービスの質の確保・向上

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|-------------------------|-------------|-------------|
| 運営指導の実施率 | 52.1% | 100%（毎年度） |
| 介護保険サービス施設等の身体拘束ゼロ宣言実施率 | 95.6% | 100% |
| 福祉サービスの第三者評価を受審した事業所数 | 602か所（累計） | 770か所（累計） |
| 働きやすい介護事業所認証事業所数 | 427か所 | 524か所 |

3 介護サービスの安全対策の推進

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| 福祉避難所への想定避難者数が全て受入れ可能な市町数（再掲） | 26市町 | 全市町 |
| 優先度が高い要配慮者の個別避難計画の作成が完了した市町数（再掲） | 11市町 | 全市町 |

4 利用者及び介護家族等への支援

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|---------------------------|-------------|-------------|
| 介護サービス情報公表事業所の割合 | 99.3% | 100% |
| 生活支援等サービスに関する情報公表をしている市町数 | 8市町 | 全市町 |

5 適正な介護保険制度の運用

| 指 標 | 現状値（2022年度） | 目標値（2026年度） |
|--|-------------|-------------|
| 主要3事業の全てを実施している市町数 | 全市町 | 全市町 |
| 要介護認定の適正化の取組において業務分析データ※を活用した認定調査員等への研修等を実施している市町数 | 20市町 | 全市町 |
| 市町における住宅改修等の審査においてリハビリテーション専門職等が関与する仕組みがある市町数 | 23市町 | 全市町 |
| 給付実績の活用を実施している市町数 | 32市町 | 全市町 |

※ 厚生労働省が実施している要介護認定適正化事業における業務分析データ（重度変更率等の各種データ）

第 6

地域包括ケアを支える人材の確保・育成・定着

誰もが住み慣れた地域で最期まで暮らし続けるためには、地域包括ケアを担う多種多様な人材が不可欠です。

特に、介護人材に関しては、介護を必要とする高齢者の尊厳を守り、自立した日常生活を支える専門性の高い人材であり、介護需要の増加が見込まれる中、安定的な確保に向け、あらゆる施策の推進が求められています。

また、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少する中で、必要な介護サービスを安定して提供するためには、介護現場の業務仕分けにより、多様な人材が分担して業務を担うことや、ロボットの導入や ICT の活用による生産性の向上、外国人人材の更なる受入れなども必要です。

さらに、地域包括ケアには、介護予防や生活支援など多様なサービスがあり、リハビリテーション専門職や歯科衛生士、管理栄養士などの専門職に加え、元気な高齢者をはじめとする地域住民が担い手として関わるのが重要です。

地域包括ケアシステムの深化・充実のため、介護職場における人材の確保・育成・定着に加え、日常生活に関わる多様なサービスの担い手として様々な人が活躍できる体制整備を推進します。

〈介護人材を取り巻く現状と需給推計〉

①現状

静岡県の介護分野の雇用動向を見ると、介護関連職種の有効求人倍率は、2017（平成 29）年度以降 4 倍台が続くなど、慢性的な人材不足の状態となっています。（表 6-1）

〈表 6-1：介護関連職種の雇用動向〉

| 区 分 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2024年 1月 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| 介護 関連 | 有効求人 倍率 | 4.58倍 | 4.64倍 | 4.09倍 | 4.06倍 | 4.33倍 | 4.60倍 |
| | 求人数 (月平均) | 7,847人 | 7,480人 | 6,655人 | 7,417人 | 7,837人 | 7,367人 |
| | 求職者数 (月平均) | 1,714人 | 1,612人 | 1,627人 | 1,826人 | 1,808人 | 1,602人 |
| 全 産 業 | 有効求人 倍率 | 1.68倍 | 1.48倍 | 0.97倍 | 1.15倍 | 1.29倍 | 1.21倍 |

※ 2018～2022 年度は各年度の平均値

2022（令和 4）年度の県内の介護職員の離職率は 12.7% となっており、全国平均及び県内の全産業平均を下回っています。一方、介護職員の採用率は、全国平均及び県内の全産業平均を下回っており、人材不足を解消するためには、採用率を上げるとともに、離職率を更に下げる必要があります。（表 6-2）

〈表6-2：介護職員の採用率・離職率（2022年度）〉

| 区分 | 採用率 A | 離職率 B | 増加率 C=A-B | 離職者のうち 3年未満職員の割合 |
|-------|----------|----------|--------------|---------------------|
| 静岡県 | 14.1% | 12.7% | 1.4% | 57.5% |
| 全国 | 16.3% | 14.9% | 1.4% | 61.3% |
| 県内全産業 | 15.2% | 15.0% | 0.2% | 65.8% |

出典：令和4年度介護労働実態調査、令和4年雇用動向調査、新規学卒就職者の離職状況

福祉施設介護員の賃金水準は、全産業より約6万円低く、平均勤続年数は約4年短い状況にあります。（表6-3）

〈表6-3：介護職員の給与等の状況（2022年度）〉

| 区分 | 所定内給与 | 平均年齢 | 勤続年数 |
|---------|---------|-------|-------|
| 福祉施設介護員 | 228.1千円 | 44.0歳 | 8.8年 |
| 全産業 | 294.2千円 | 43.9歳 | 12.0年 |

出典：令和4年度賃金構造基本統計調査

②介護人材の需給推計

県では、第6期計画から国の介護人材需給推計ワークシートを用いて介護職員の需給数と、実際に供給可能な介護職員数を推計しています。

需給推計では、2026（令和8）年度には、約59,000人の介護職員が必要と推計されていますが、その時点における供給可能な介護職員は約56,700人と、更なる介護職員の確保が必要になると想定されています。（表6-4）

〈表6-4：介護人材の需給推計〉

| 区分 | | 現状値 | 目標値 | |
|-------------------|-------------------------|---------|---------|---------|
| | | 2022年度 | 2026年度 | 2040年度 |
| 介護職員 | 介護職員（需要推計）（A） | 55,567人 | 59,061人 | 64,197人 |
| | うち、訪問介護員 | 11,254人 | 11,981人 | 12,406人 |
| | 介護職員（供給推計）（B） | 55,567人 | 56,688人 | 53,604人 |
| | 需要と供給の差（確保必要数）（A） - （B） | — | 2,373人 | 10,593人 |
| 看護職員 | | 11,289人 | 12,177人 | 13,392人 |
| 相談員 | | 4,639人 | 4,950人 | 5,358人 |
| 介護支援専門員 | | 5,333人 | 5,627人 | 6,207人 |
| 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | | 3,123人 | 3,338人 | 3,683人 |

1 介護職員の確保・育成・定着

介護サービスの充実に伴い介護職員の需要が高まる中、県内で働く介護職員は、介護福祉士等専門職の育成支援や、新たな在留資格の創設等による外国人介護人材の受入強化などによって年々増加しており、2022（令和 4）年度時点で 55,567 人となっています。（表 6- 5）

〈表 6- 5：介護職員数の推移〉

| 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 |
|---------|---------|---------|---------|
| 54,310人 | 54,946人 | 55,273人 | 55,567人 |

介護職員の確保・定着に向けては、介護職場で働いてみたい、ずっと働きたいと誰もが思えるような、魅力ある安定した職場環境の整備が欠かせません。

加えて、介護の仕事の魅力ややりがいを、若年層を中心に幅広く伝えるための情報発信を強化することが重要です。

さらに、介護の担い手のすそ野を広げるためには、若者や元気高齢者、外国人など多様な人材を対象に見据え、業務分担の見直しや負担の軽減など新たな働き方を構築することが求められています。

これらの課題解決に向けて、「職場定着の促進」「新規就業の促進」「介護の仕事への理解促進」を柱とする人材確保に取り組むとともに、外国人介護人材や介護分野に未経験の方など、新たな介護の担い手の確保を促進します。

併せて、介護職員の一層の資質向上を図り、介護を必要とする高齢者の自立と尊厳のある暮らしを支える質の高い介護サービスの提供を目指します。

(1) 新規就業の促進

【現状と課題】

- ▶ 介護分野への求職者を増加させるためには、幅広い人材を対象として、気軽に相談できる体制を充実させ、確実に介護事業所への就業につなげるための支援を行う必要があります。
- ▶ 加えて、介護人材の確保と質の高い介護サービスの提供を両立するためには、介護分野の専門職を養成し、新規就業に結びつけることが何より重要となりますが、介護福祉士養成施設の入学者は年々減少しており、2023（令和 5）年の定員充足率は43.4%となっていることから、その入学者の確保を支援する必要があります。
- ▶ 一方、県内の介護福祉士登録者は、2022（令和 4）年度時点で52,550 人ですが、介護事業所に就職しない、又は離職した方が多く存在することから、離職介護福祉士等届出制度を活用し、潜在的な有資格者の就業を促進することが重要です。
- ▶ 2021（令和 3）年時点で、静岡県の高齢化率（総人口に占める65 歳以上人口の割合）は 29.9%、後期高齢化率（総人口に占める75 歳以上人口の割合）は15.4%と、いずれも過去最高となっている一方で、75 歳までは、96.3%の方が介護・介助を必要とせず、こうした元気な高齢者の力を活かすことが重要です。（表 6- 6）

〈表6-6：県内の要介護（支援）認定者の割合〉

| 区 分 | 65～74歳 | 75歳～84歳 | 85歳以上 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 第1号被保険者数 | 526,667人 | 379,878人 | 193,536人 |
| 要介護（要支援）認定者数 | 19,563人 | 59,252人 | 104,291人 |
| 認定者の割合 | 3.7% | 15.6% | 53.9% |

出典：令和3年度介護保険事業状況報告

- ▶ 育児との両立、退職後の時間活用など働き方が多様化する中、主婦や元気高齢者、介護の未経験者など、幅広い人材を就業につなげる仕組みづくりや支援が求められています。

【施策の方向性】

- ▶ 多様な人材の新規就業の促進を図るため、静岡県社会福祉人材センターの無料職業紹介・相談機能を強化し、きめ細かなマッチングを行うことにより、介護事業所への就業を促進します。
- ▶ 専門性を有する人材を養成・確保するため、福祉系高校や介護福祉士養成施設の在学生等に修学資金を貸与するとともに、関係者間の情報共有を密にし、制度を中学生や高校生、教員、保護者等へ周知することにより、福祉系高校や介護福祉士養成施設の入学者確保を支援します。
- ▶ また、専門性を有する人材を確保するため、潜在的な有資格者の復職支援に取り組みます。
- ▶ 介護の入門的研修の実施等による、介護の周辺業務を担う「介護サポーター」の育成等により、介護分野の担い手のすそ野を広げながら、専門職員の負担の軽減を図ります。
- ▶ 介護に関する経験や資格を持たない方を就業につなげるため、介護事業所での実務経験や研修受講により介護専門職として育成するとともに、介護事業所へのマッチングを支援します。
- ▶ セミナー開催等による、戦略的な採用に向けた意識啓発等により、WEB活用をはじめとした、介護事業所の採用力の向上を図ります。
- ▶ 介護資格取得者の増加を図るために、介護職員初任者研修等を行う事業者を指定し、県民に専門知識を修得する機会を提供します。

【介護サポーター育成事業】

食事の配膳やレクリエーションなど介護の周辺業務を元気高齢者や主婦等に「介護サポーター」として担ってもらうことで、介護の担い手のすそ野を拡大するとともに、介護福祉士等の専門性の高い介護職員の身体的・精神的負担の軽減を図っています。

介護サポーター育成事業では、入門的研修から介護事業所とのマッチングまで一体的に支援しています。

県内で介護サポーターとして活躍する元気高齢者は600人を超えています。週1～2日や、1日1～2時間の働き方もできるため、主婦層など、働く時間に制限のある方の参入も期待されます。

令和5年度 静岡県介護サポーター育成事業 参加無料

あなたの好きなこと、
できることを活かして
働いてみませんか？

働き方の例

私は子供が幼稚園に行っている日中に1～2時間、食事関係のお仕事を♪

私はお掃除が好きだから、週に2～3日近くの施設へお掃除に♪

本事業のスケジュール

募集 入門的研修 施設見学・面接 就労までサポート！

(2) 介護の仕事の理解促進

【現状と課題】

- ▶ 民間企業が実施した介護職イメージ調査によると、介護業界の仕事は「社会的な意義の大きい仕事だと思う」(37.6%)という前向きなイメージを持つ人がいる一方で、介護は「体力的にきつい仕事の多い業界だと思う」(54.5%)、「精神的にきつい仕事の多い業界だと思う」(44.7%)など、ネガティブなイメージが上位を占めています。
- ▶ 一方、「介護業界への就業・転職意向がなかった人」のうち約11%が介護の仕事の内容や実態を知った後は「介護業界への就業・転職意向あり」に変化し、「資格の有無に関わらず未経験からでもスタートできる職種であること」(33.3%)、「介護技術の進化によって腰等を痛めず、身体負担をかけずに生涯働ける環境になっていること」(26.7%)などを魅力に感じています。ネガティブなイメージが人材確保を困難にする一因と考えられるため、県民に介護の仕事を正しく理解してもらうことが重要です。
- ▶ 介護の仕事を正しく理解してもらうには、広く県民に向け、あらゆる広報手段を用いて必要な情報を効果的に発信する必要があります。
- ▶ 特に小・中学生や高校生、大学生などの若年層に対しては、体験活動の充実を図るほか、教員や保護者に対する理解促進のための取組が重要です。

【施策の方向性】

- ▶ 県民が介護の仕事を前向きに捉えられるようにするため、「介護の新3K（感謝を分かち合える仕事・心がつながる仕事・感動できる仕事）」を、学校での出前講座や広報媒体等

により広く周知し、介護職場のイメージ刷新を図ります。

- ▶ また、県のホームページやSNSによる情報発信など、多様な情報発信手段を活用し、介護分野の魅力について県民理解を深めます。
- ▶ 学童期から介護の仕事に対する理解を促進するため、小学生親子を対象とした介護の仕事体験プログラムを市町や事業所に広く普及するなど、将来、子どもたちの介護分野に進むための興味や関心を高めます。
- ▶ 県内各地で介護の仕事に対する理解を促進するため、市町によるきめ細かい啓発を支援します。
- ▶ 県民の理解を深めるため、介護職員の技術の高さや専門性を競うコンテストの開催等により、介護職に対する興味や関心を高めます。
- ▶ 若年層の理解を深めるため、若手介護職員による「介護の未来ナビゲーター」を高校・大学や就職フェアへ派遣し、介護の仕事の魅力ややりがいを発信するなど、学生等に対して、就職先の1つとして介護業界を紹介し、介護人材の確保につなげます。
- ▶ 小・中・高校生の理解を深めるため、市町及び県教育委員会と連携し、小・中・高校生の施設見学や経験豊かな介護職員等の学校訪問による出前講座等により、介護現場の職員が介護の仕事の魅力等を伝える機会を提供します。
- ▶ 教員や保護者の理解を促進するため、教育委員会と連携して教員研修会における進路指導担当教員に対する説明や、保護者向けパンフレットを作成する等により、介護の仕事に関する具体的な情報を発信し、若年層が介護の仕事を選択できる環境を整えます。

(3) 職員の育成、職場定着の促進

【現状と課題】

- ▶ 事業所別（介護職員又は訪問介護員のいる事業所）の離職率を見ると、10%未満の事業所が最も多く約5割を占め、15%未満の事業所が2019（令和元）年度は57.1%であったのが、2022（令和4）年度には65.9%になるなど、全体として改善されていますが、20%以上の事業所が28.4%を占めています。（表6-7）

〈表6-7：離職率階級別の介護サービス事業所の割合（2022年度）〉

| 離職率 | 10%未満 | 10～15%未満 | 15～20%未満 | 20～25%未満 | 25～30%未満 | 30%以上 |
|--------|-------|----------|----------|----------|----------|-------|
| 2019年度 | 43.8% | 13.3% | 8.8% | 7.2% | 6.7% | 20.2% |
| 2022年度 | 48.9% | 17.0% | 5.7% | 5.7% | 6.4% | 16.3% |

出典：令和元年度、令和4年度介護労働実態調査

- ▶ 約 4 割の職員が、「働きがいのある仕事だと思った」との理由で、介護の仕事に希望を持って入職していますが、離職時には「収入が少なかった」（25.8%）、「法人・事業所の理念や運営のあり方に不満」（25.2%）、「職場の人間関係に問題があった」（24.5%）を理由とする職員が多い状況となっています。
- ▶ 継続的に人材を確保するためには、採用率を更に高め、介護職員の増加を図るとともに、離職を防止するための一層の取組が重要です。
- ▶ このため、介護職員等の給与の適切な水準への引上げについて、引き続き国に対して、介護報酬の改善を要望していくことが必要です。また、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」を事業所で導入することが必要です。キャリアパス制度を導入し、処遇改善加算を取得する事業所は、2022（令和 4）年度時点で96.4%まで増加しましたが、全ての介護事業所における導入を目指すとともに、導入したキャリアパス制度が形骸化しないよう支援していくことが必要です。
- ▶ 介護職員には、国家資格である介護福祉士や介護職員初任者研修修了者等の有資格者のほか、資格を持っていない方も従事しているため、資格の有無によるキャリアパスを明確にした上で、段階的に専門性を高めていく仕組みづくりも必要です。
- ▶ 離職者のうち就職後 3 年未満の職員が約 6 割を占めることから、新人職員のモチベーション向上を図り、新人職員の離職を防止することも必要です。
- ▶ また、部下の指導が難しいと悩んでいる職員が約 2 割存在するため、指導者の育成を支援し、新人職員の離職を防止することも必要です。
- ▶ 介護ニーズの複雑化・多様化・高度化に対応しながら、介護職員が職場で安定して働くためには、専門的な知識や技術の習得により、介護サービスの質を更に向上するための職員の育成が求められています。
- ▶ 2021（令和 3）年度介護報酬改定において、全ての介護事業者に対し、職場におけるセクシュアルハラスメント又はパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務付けられており、ハラスメント対策を含めた働きやすい職場環境づくりに向けた取組を推進していくことが必要です。
- ▶ また、職場定着を進めるためには、職場における良好な人間関係が求められることから、経営者等に対し、職場内のコミュニケーションやハラスメントに係る意識啓発をしていく必要があります。

【施策の方向性】

- ▶ 介護職員が将来展望を持って長く働くことができるようにするため、組織運営や人材マネジメント等に関する専門家を派遣して給与・処遇体系の構築及び運用等への相談に対応するなど、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定める「キャリアパス制度」の導入を支援するとともに、処遇改善に係る経営者層の意識啓発を図ります。また、介護職員等の処遇改善のための介護報酬の充実について、引き続き国に要望します。
- ▶ 働きやすい職場づくりやサービスの質の向上に積極的に取り組む介護事業所の表彰や、「働きやすい介護事業所認証制度」で認証を受けた事業所の取組の周知等により、労働環境の改善の取組を促進します。
- ▶ 出産等による介護職員の離職を防止するため、代替職員を雇用する事業所を支援する等、

安心して出産や子育てに専念できる職場環境の整備を支援します。

- ▶ 就職後3年未満の介護職員向けモチベーション向上研修の実施等により、職員のやる気や意欲の向上に取り組むとともに部下と円滑に意思疎通できるような指導者の育成研修を実施する等、早期離職の防止に取り組みます。
- ▶ 利用者本位の質の高いサービスが提供できる人材を育成するため、静岡県社会福祉人材センターや職能団体、介護福祉士養成施設等が行う介護従事者を対象とした研修を支援するとともに、小規模介護事業所の介護職員を対象とした研修の実施等により、研修機会の拡大を図ります。
- ▶ 人間関係やハラスメント等を含めた職場における悩みや不安を理由とした介護職員の離職を防止するため、社会保険労務士等による相談対応や、経営者等を対象としたセミナーの実施等により意識啓発を図り、働きやすい職場環境づくりを促進します。
- ▶ 日常生活支援から入所施設での専門的な介護まで、キャリアに応じた専門的な研修の実施など、利用者本位の質の高いサービスが提供できる人材の育成を図ります。

(4) 訪問介護員（ホームヘルパー）の確保・育成・定着

【現状と課題】

- ▶ 地域包括ケアシステムの深化・充実において、日常生活支援の中心的な役割を果たし、入浴、排泄、食事等の身体介護及び掃除、洗濯、調理等の生活援助を行うホームヘルパーの重要性は一層高まっています。
- ▶ ホームヘルパーは、利用者の生活に直接関わり、住み慣れた地域での暮らしを支える、大変やりがいのある仕事です。また、勤務形態が比較的自由に設定できることから、プライベート時間の確保や子育て・介護等との両立がしやすいことも魅力となっています。
- ▶ 一方、ホームヘルパーのやりがいや魅力が具体的にイメージしにくいことから、未経験者にとって興味・関心が必ずしも高くない状況です。
- ▶ 加えて、ホームヘルパーが行う生活援助はいわゆる家事行為を単純に行うのではなく、その提供に当たって「居室内の様子から利用者の状態を把握する」「把握された状態像を関係者に情報提供する」などの機能を果たすための高い専門性を求められる職種であるにも関わらず、家事が主体の仕事としてイメージされるなど、仕事に対する理解が進んでいない現状があります。
- ▶ ホームヘルパーの平均年齢は、全産業と比較して約5歳上回っています。訪問介護事業所における新規就業を進めるためには、仕事への理解促進に加え、人材育成の体制と働きやすい環境の一層の整備が重要です。(表6-8)
- ▶ 介護職場におけるホームヘルパーの人員不足感は、介護職員の64.2%に比べて89.3%と高く、「大いに不足」と回答した事業所の割合は、2019（令和元）年度の18.3%から令和4年度には25.5%に増加しており、安定的なサービス提供体制を維持するためにも、ホームヘルパーの確保が急務です。(表6-9、6-10)

〈表 6-8：訪問介護員の給与等の状況（2022年度）〉

| 区 分 | 所定内給与 | 平均年齢 | 勤続年数 |
|-------|---------|-------|-------|
| 訪問介護員 | 274.3千円 | 53.4歳 | 12.0年 |
| 全産業 | 294.2千円 | 43.9歳 | 12.8年 |

出典：令和 4 年度賃金構造基本統計調査

〈表 6-9：事業所数・従事者数の推移（訪問介護事業所）〉

| 区 分 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 |
|----------------|--------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 事業所数 | 551か所 | 555か所 | (670か所) | (705か所) | (683か所) | (692か所) |
| 従事者数 | 7,808人 | 7,259人 | (9,125人) | (8,910人) | (8,913人) | (9,130人) |
| 事業所当たり 従事者数 | 14.2人 | 13.1人 | (13.6人) | (12.6人) | (13.0人) | (13.2人) |

出典：令和 3 年度介護サービス施設・事業所調査

※2018年度から調査方法が全数調査から標本調査となり結果は推計値であるため、前年との単純比較はできない。

〈表 6-10：従事者の過不足状況〉

| 区 分 | ① 大いに不足 | ② 不足 | ③ やや不足 | ④ 適当 | ⑤ 過剰 | 不足感 ①+②+③ |
|-------|------------|---------|-----------|---------|---------|--------------|
| 訪問介護員 | 25.5% | 34.0% | 29.8% | 10.6% | 0.0% | 89.3% |
| 介護職員 | 11.5% | 26.0% | 26.7% | 34.4% | 1.5% | 64.2% |

出典：令和 4 年度介護労働実態調査

【施策の方向性】

- ▶ ホームヘルパーの確保・育成・定着を図るため、訪問介護事業所の現状を把握し、施策、事業に反映します。
- ▶ 県民のホームヘルパーの仕事に対する理解促進を図るため、若手介護職員の「介護の未来ナビゲーター」や経験豊かな介護職員等による出前講座等により、ホームヘルパーのやりがいや魅力、仕事内容を県民に広く情報発信します。
- ▶ ホームヘルパーの新規就業を促進するため、介護に関する資格を持たない方を新たにホームヘルパーとして育成し、訪問介護事業所への就業を支援します。
- ▶ 多様な人材の新規就業を促進するため、働く側の都合に合わせた勤務形態など、ホームヘルパーの働きやすさを子育て世代やセカンドキャリアを目指す方等への周知を強化し、人材確保につなげます。
- ▶ ホームヘルパーの定着を図るため、キャリアに応じた研修の実施等により専門職としての資質の向上ややりがいの創出を支援します。
- ▶ 訪問介護事業所における ICT 機器導入の支援や訪問介護事業所同士の連携等により、働きやすい環境の整備や人材の定着を支援します。

(5) 外国人人材の確保・育成・定着

【現状と課題】

- ▶ 生産年齢人口の減少が進む中、国内だけでは介護人材の確保が困難になっており、外国人人材確保の強化が必要です。
- ▶ 県内の介護事業所で働く外国人介護職員は年々増加し、2023（令和5）年10月時点で1,066人が423か所の介護事業所で働いています。（表6-11）
- ▶ 一方、外国人介護職員を雇用していない事業所は約8割あり、このうち、外国人介護職員の雇用予定のない事業所が約6割となっています。（表6-12）
- ▶ 法人単独では受入体制が整わないなど、受入れをためらう事業所もあることから、外国人介護人材の確保・育成・定着が困難な介護事業所に対する相談対応や助言等をワンストップで行う総合的な支援が必要です。
- ▶ 外国人介護人材を安定的に確保するためには、受入制度の理解や、無理なく働き、介護福祉士資格取得等によるキャリアアップを目指すことができる環境づくりなど、受入れにあたっての準備のための支援が必要です。
- ▶ また、日本で働く外国人介護職員の言語や文化、生活習慣などに関する不安を解消するための支援体制の整備が不可欠です。
- ▶ なお、国では、技能実習制度を廃止して人材確保と人材育成を目的とする新たな制度の創設等、外国人の技能実習・特定技能両制度の見直しや、外国人介護人材の訪問系サービスへの従事等、外国人介護人材の業務拡大が検討されていることから、国の動向も注視していく必要があります。

〈表6-11：外国人介護職員の就業状況〉

| 区 分 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 雇用人数 | 326人 | 394人 | 563人 | 757人 | 886人 | 1,066人 |
| 事業所数 | 183か所 | 204か所 | 255か所 | 354か所 | 370か所 | 423か所 |

※ E P A（経済連携協定）による介護福祉士候補者含む。

〈表6-12：外国人介護職員を雇用していない事業所の状況〉

| 外国人介護職員 就労状況調査 回答事業所数 | 外国人介護職員を 雇用していない 事業所 | 今後、雇用してみたい | |
|-----------------------------|----------------------------|------------|--------|
| | | 今後、雇用してみたい | 雇用予定なし |
| 1,955箇所 | 1,532箇所 | 551箇所 | 908箇所 |
| 100.0% | 78.4% | 28.2% | 46.4% |

【施策の方向性】

- ▶ 外国人介護人材の確保・育成・定着に係る支援機能を集約し、一体的な支援を行います。
- ▶ 外国人介護人材の確保については、介護事業所を運営する複数の法人の連携促進や、受入ルートの開拓を支援するとともに、相談対応や専門家派遣等により、外国人介護人材の雇用制度の理解促進と円滑な受入れの支援を図ります。

- ▶外国人介護職員の育成・定着については、外国人介護職員や外国人介護職員の支援担当者の研修交流会の開催等により、事業所を超えたネットワークづくり等に対応するほか、介護事業所の外国人介護職員の育成やキャリアアップ支援の取組を支援します。
- ▶外国人介護人材の新規就業を促進するため、モンゴル国の高校生・大学生等と県内介護事業所等との現地合同面接会の実施など、外国人介護人材と介護事業所等とのマッチングを支援します。
- ▶2023（令和5）年7月に、介護分野における相互協力に関する覚書を締結した、モンゴル国立医科大学ドルノゴビ県キャンパスなど、県と協力関係にある海外教育機関との介護分野における人材交流について検討します。
- ▶EPAによる外国人介護福祉士候補者の学習や、外国人介護職員の介護技術及び日本語能力の向上を支援します。
- ▶介護福祉士国家資格の取得を目指す日本語学校及び介護福祉士養成施設の外国人留学生の学費や生活費に係る費用を負担する介護事業所に対して、費用の一部を助成する等の支援をします。
- ▶外国人介護職員のキャリアアップを支援するため、介護福祉士試験対策の支援を検討します。
- ▶外国人介護職員の確保・定着を促進するため、外国人介護職員の生活支援等により、受入れに係る介護事業所の負担軽減を図ります。

【外国人介護人材マッチング支援事業】

県では、2022（令和4）年9月、新たに、本県と友好関係にあるモンゴル国において、介護の特定技能を持つ社会人や日本への留学を希望する学生と介護事業所等との合同面接会を開催しました。

静岡県からは4法人の介護事業所が参加し、ドルノゴビ会場で87人、ウランバートル会場で133人の学生等が合同面接会に参加しました。

参加法人の担当者からは、「戦力として期待できる。」などの声を聞くことができ、最終的には、4法人の求人数10人に対し、オンラインでの最終面接を経て、7人が内定しました。

今後も引き続き、モンゴル国等海外からの外国人介護人材の確保について、事業所を支援していきます。

合同面接会



ドルノゴビ会場



ウランバートル会場

(6) 生産性向上の推進

【現状と課題】

- ▶ 今後、生産年齢人口の減少の加速化が見込まれる中、質の高い介護サービスを提供するため、日常の業務の改善による介護現場の生産性の向上が求められており、介護ロボットやICT機器、介護の周辺業務を担う介護サポーターの活用等により、業務改善に一層取り組んでいく必要があります。
- ▶ 介護現場において生産性向上の取組を進めるためには、介護事業所に対する相談対応や助言等をワンストップで行う総合的な支援が必要です。
- ▶ 介護職員が利用者のケアに集中し、ケアの質を確保するため、介護現場における文書作成等の負担軽減により業務効率化を図ることが求められています。
- ▶ 2024（令和6）年度には、介護保険施設等に利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務化します。

【施策の方向性】

- ▶ 県内の実情を踏まえた生産性の向上の取組を促進するため、関係団体等を構成員とした介護現場革新のための協議を進め、施策に反映します。
- ▶ 介護事業所に対するワンストップ型の総合的な支援を実施するため、「介護生産性向上総合相談センター（仮称）」を設置し、介護事業所に対する相談対応、業務改善の事例の普及、介護ロボット機器の貸出等や、介護ロボットやICTを活用した業務改善の促進により、介護事業所の生産性向上の取組を支援します。
- ▶ 介護職員の身体的・精神的負担を軽減し、サービスの質の向上につなげるため、見守り機器等ロボット技術を活用した介護機器の導入やICT機器の導入を支援するとともに、ICTリテラシーの向上を支援し、働きやすい職場づくりを促進します。
- ▶ 介護職員の業務の切り分けを行い、介護サポーターやICT機器等を効果的に活用して業務改善に取り組む事業所を支援します。
- ▶ 介護現場の業務の効率化を図るため、2023（令和5）年10月に運用を開始した「電子申請・届出システム」の活用の促進等により、介護分野の文書に係る負担軽減を図ります。
- ▶ 介護保険施設等に対し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置し、介護現場の生産性向上の取組を推進するよう周知・啓発や指導を行います。

2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、要介護（支援）認定者が、心身の状況等に応じた適切な介護サービスを受けられるよう、関係機関と連携、協力してケアプランの作成やサービス提供事業者との調整などのケアマネジメントを行っています。

今後、高齢化の進行に伴い介護需要の更なる増大が予想される中、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、ケアマネジャーが中心となって、医療や介護、介護予防に関する様々なサービスを組み合わせた質の高いケアマネジメントを提供する必要があります。

このため、2024（令和6）年度からの法定研修新カリキュラムによる研修等を通じてケアマネジャーの養成を推進するとともに、主任ケアマネジャーを中心とする地域での相談・支援体制を充実し、ケアマネジャーの業務を支援します。併せて、研修内容の検討や業務の評価により、ケアマネジャーの質の向上を図ります。

さらに、相談窓口の拡充や、AIなどの新たな技術を導入することにより、ケアマネジャーの職場環境を整備し、ケアマネジャーの定着を図ります。

(1) ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上

【現状と課題】

- ▶ 静岡県では、2023（令和5）年4月時点で、18,138人のケアマネジャーの登録があり、2022（令和4）年度時点で、5,333人が県内の施設・事業所に従事しています。
- ▶ 高齢者の生活を支えるためには、介護、保健、医療、インフォーマルサービス（介護保険給付外のサービス）が連携して支援できるよう、ケアマネジャーが中心となって、利用者の自立支援に資するケアマネジメントを適切に行うことが求められています。
- ▶ 2023（令和5）年4月のケアプラン作成数は82,464件で、2020（令和2）年4月と比べ5,031件（6.5%）増加しています。
- ▶ 2023（令和5）年4月に県が実施した実態調査によると、県内で勤務しているケアマネジャーの60%以上が50歳以上となっており、40代以下のケアマネジャーを増やすことが必要です。（表6-13）

〈表6-13：静岡県におけるケアマネジャーの年齢構成〉

| 年 齢 | 人 数 | 構 成 比 |
|-----|--------|-------|
| 20代 | 30人 | 0.4% |
| 30代 | 735人 | 9.9% |
| 40代 | 2,267人 | 30.5% |
| 50代 | 2,500人 | 33.6% |
| 60代 | 1,600人 | 21.5% |
| 70代 | 307人 | 4.1% |
| 計 | 7,439人 | 100% |

出典：令和5年10月県介護保険課調べ

- ▶ ケアマネジャーの確保・離職防止に関する課題は、「新たにケアマネジャーを募集しても採用につながらない」が52.1%と最も多く、次いで「新たにケアマネジャー資格を取得する者が少ない」（47.1%）となっています。（表6-14）

〈表6-14：ケアマネジャーの確保・離職防止に関する課題〉

| 回 答 | 回答率 |
|---------------------------|-------|
| 新たにケアマネジャーを募集しても採用につながらない | 52.1% |
| 新たにケアマネジャー資格を取得する者が少ない | 47.1% |
| 高齢化が進んでいる | 41.5% |
| 資格取得後もケアマネジャー以外の職に就く者が多い | 35.1% |
| 新人を教育する時間がとれない | 33.0% |

出典：令和5年4月県アンケート調査

- ▶主任ケアマネジャーは、ケアマネジャーへの指導・助言を行うとともに、必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整など、地域づくりの中核的な役割を果たしています。
- ▶2018（平成30）年度の制度改正により、居宅介護支援事業所の管理者として主任ケアマネジャーを置くことが要件となったことから、主任ケアマネジャーは増加しており、2023（令和5）年4月時点で、1,822人となっています。
- ▶今後、介護や医療必要度の高い利用者が更に増加することが見込まれるため、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士等の医療職と連携し、医療ニーズを踏まえたケアマネジメントを行う、質の高いケアマネジャーを育成する必要があるため、2024（令和6）年度から、「適切なケアマネジメント手法」を取り入れた法定研修新カリキュラムが施行されます。
- ▶ケアマネジャーには、介護、保健、医療、インフォーマルサービス（介護保険給付外のサービス）を総合的にコーディネートした質の高いケアマネジメントを行うことが求められており、医療専門職との連携の推進やインフォーマルサービスの活用が課題となっています。
- ▶ケアマネジメントの実施に加え、社会資源のコーディネート、地域におけるネットワーク構築などケアマネジャーの役割が増加していることから、業務の効率化を推進する必要があります。

【施策の方向性】

- ▶要介護（支援）認定者数の増加に応じたケアマネジャーを確保するため、介護支援専門員実務研修受講試験及び介護支援専門員研修を実施します。
- ▶利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを行えるケアマネジャーの養成に必要な研修や支援体制について協議するため、研修向上委員会を開催します。
- ▶介護支援専門員実務研修受講試験受験者の増加と、潜在資格者のケアマネジャーの復帰を促進するため、ケアマネジャーの仕事の魅力を発信します。
- ▶質の高いケアマネジメントに必要な知識・技術の修得と資質の向上を図るため、静岡県介護支援専門員協会と連携して、法定研修カリキュラムの見直しを踏まえた適切なケアマネジメント手法の更なる普及・定着を図ります。また、ケアマネジャーに必要とされる能力の評価ツールとなる「静岡県介護支援専門員キャリアラダー」を活用し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。
- ▶地域の社会資源を総合的に調整し、ケアプランに反映するコミュニティソーシャルワークを実践できるケアマネジャーを養成する研修を実施し、医療関係者を含む地域の関係者と

の連携体制の構築を支援します。また、養成された人材が地域問題を解決するために活動できる機会を市町と連携して提供します。

- ▶ 法定外研修やOJT等により、日常生活圏域におけるケアマネジャーを指導・育成するため、ケアマネジメントに対する高い意識と技術を備えた主任ケアマネジャーを育成する環境を整備します。

(2) ケアマネジャーの定着

【現状と課題】

- ▶ 要介護認定者の増加に伴い、ケアマネジャーの業務量も増加することが見込まれているため、業務の効率化や業務負担の軽減が求められています。
- ▶ 2023（令和5）年4月に県が実施した実態調査では、ケアマネジャーの定着を阻害する要因として、「資格更新の負担」、「精神的負担」、「低賃金・長時間労働」、「利用者、家族への対応が困難」等が挙げられました。

〈表6-15：資格を所持していてもケアマネジャーとして働かない理由〉

| | 回答数（複数回答） | 構成比 |
|--------------------|-----------|-------|
| 資格の更新が負担 | 876 | 22.1% |
| 精神的な負担が大きい | 830 | 21.0% |
| 賃金が低い | 733 | 18.5% |
| 労働時間が長い・休日でも急な相談対応 | 610 | 15.4% |
| 利用者、家族への対応が大変 | 605 | 15.3% |
| その他 | 304 | 7.7% |

出典：令和5年4月県アンケート調査

- ▶ 従業員規模別の事業者数では、従業員が19人以下の小規模事業者が最も多く、経営基盤の安定について支援が必要です。

〈表6-16：法人規模別の事業者数〉

| 従業員規模 | 事業者数 | 構成比 |
|--------------|------|-------|
| 19人以下 | 232 | 23.2% |
| 20人以上49人以下 | 142 | 14.2% |
| 50人以上99人以下 | 163 | 16.3% |
| 100人以上299人以下 | 217 | 21.7% |
| 300人以上499人以下 | 79 | 7.9% |
| 500人以上 | 169 | 16.9% |

出典：令和5年4月県アンケート調査

【施策の方向性】

- ▶ 法定研修の受講に伴う負担を軽減するため、受講内容等の見直しやオンライン化の推進など、受講しやすい環境の整備を進めます。

- ▶ ケアマネジャーの精神的負担の軽減等により、働きやすい職場づくりを進めるため、困難事例に対応する窓口の設置など、相談機能の強化を図ります。
- ▶ 適切なケアプランの作成を支援し、業務の効率化を進めて負担軽減を図るため、ケアプラン作成支援のためのAIやICT機器等の導入・活用を推進します。
- ▶ ケアマネジャーの処遇改善のための報酬の充実、受験資格の緩和、小規模な居宅介護支援事業所の経営安定の措置について、国に要望します。

3 多様な担い手の確保・育成・定着

(1) リハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士、訪問看護師の確保・育成・定着

【現状と課題】

- ▶ 手術後の早期離床や廃用症候群の予防などのための急性期のリハビリテーション、病気や怪我からの機能回復・ADL向上のための回復期のリハビリテーションや機能の衰えの予防・機能維持を目的として主として介護の場において行われる維持期・生活期におけるリハビリテーションなどのリハビリテーションに係る専門職種の活躍の場が増加しています。
- ▶ 理学療法士は、身体機能障害や、脳卒中後の麻痺、新生児の運動能力の発達の遅れなど身体に障害のある人に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせたり、電気刺激、マッサージ、温熱療法その他の物理的手段を加えたりすることができる専門職であり、2020（令和2）年度時点で3,590人が病院や診療所、介護事業所等で就業しています。
- ▶ 作業療法士は、身体又は精神に障害のある人に対し、その応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせることができる専門職であり、2020（令和2）年度時点で1,873人が病院や診療所、介護事業所等で就業しています。
- ▶ 言語聴覚士は、失語症や難聴など、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある人に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や必要な検査及び助言・指導を行うことができる専門職です。
- ▶ 歯科衛生士は、歯科医師との密接な連携のもとに歯科予防処置や歯科診療の補助を行うことができる専門職で、2020（令和2年）年度時点で3,838人おり、その専門性をもとに歯科保健指導を行います。
- ▶ 管理栄養士・栄養士は個人の身体状況、栄養状態に応じた栄養指導などを行う専門職で、2023（令和5）年3月末時点で、静岡県の実績は31,992人です。
- ▶ 2023（令和5）年4月時点で、保健衛生行政機関に従事する行政栄養士は、県の健康福祉センター（保健所）等に23人、政令市に50人、市町については32市町で123人となっています。（市町への配置率97.0%：政令市を除く）
- ▶ 高齢化に伴い、地域医療構想では、回復期機能を担う病床の不足が見込まれるほか、介護保険事業において特に訪問リハビリテーションのサービス量の増加が見込まれていることから、人材の確保が課題です。
- ▶ 特に、健康づくりや介護予防・重度化防止施策では、口腔ケアや低栄養の防止の取組を推進する中で、歯科衛生士や管理栄養士・栄養士の関りが重要となっており、市町が行うこれらの施策に協力可能な人材を確保する必要があります。

- ▶ また、栄養・食生活は生活習慣病と関係が深く、また、生活の中でのQOL（生活の質）との関係も深いことから、保健・医療・福祉それぞれの分野において管理栄養士・栄養士の専門性はますます重要になってきています。
- ▶ 高齢化が進行し、在宅療養者が増えると見込まれる中、訪問看護師の確保がますます大切になります。

【施策の方向性】

- ▶ 訪問リハビリテーションの供給体制を拡充するため、訪問リハビリテーション専門職を育成する研修を実施します。
- ▶ 市町健康づくりや介護予防・重度化防止の施策に協力可能なリハビリテーション専門職、歯科衛生士、管理栄養士・栄養士の養成を推進します。
- ▶ 栄養管理体制の整備を進めるために、管理栄養士及び栄養士の資質の向上を図ります。
- ▶ 在宅医療における質の高い効果的なケアの実施の推進を図るため、職員の特定行為研修受講を推進する訪問看護ステーションへの支援を行います。
- ▶ 静岡県ナースセンターと静岡県訪問看護ステーション協議会、ハローワークとの連携により、訪問看護をテーマにした就業相談会を実施するなど求職求人マッチングを強化します。
- ▶ 看護職こころざし育成セミナーの開催や出前事業において訪問看護の魅力を伝え、看護の進路を目指す学生への啓発に取り組みます。

(2) 地域支援事業における多様な担い手の確保・育成・定着

【現状と課題】

- ▶ 2014（平成26）年の介護保険制度改正に伴い、全国一律の基準で行われていた予防給付の訪問介護及び通所介護について、市町が地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施できる地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行され、配食や見守り等を含めた多様なサービスの提供を行うことになりました。
- ▶ 多様なサービスは、地域住民、ボランティア団体、NPO、シルバー人材センター、民間企業等様々な事業主体が担い手として参入することが期待されています。
- ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業の導入から8年が経過し、住民主体が担い手となって自らの介護予防や生活支援を行う取組は少しずつ進んできましたが、多くの市町で「通いの場」の運営者や介護予防リーダー、運営スタッフなど担い手不足が大きな課題となっています。
- ▶ 2021（令和3）年時点で、通いの場の件数は4,665件、訪問型サービスBの実施は11市町、12事業所、通所型サービスBの実施は11市町、22事業所となっていますが、市町の生活支援体制整備事業や総合事業の取組に温度差があり、地域によってますます差が広がるのが懸念されます。
- ▶ 総合事業サービスCの終了後の受け皿が「通いの場」以外になく、利用者が機能改善した後の活動の場が不足しています。
- ▶ 高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて社会参加や地域貢献を行うことにより、自らの健康増進を支援する介護支援ボランティア制度は14市町で導入されています。
- ▶ ひとり暮らし高齢者や夫婦のみ高齢者世帯及び認知症高齢者の増加に伴い、通院や買物等

を行う際に必要となる移動サービスにおいて、地域住民による支援が行われている地域がみられる一方、サービスの担い手が不足するなど、地域によってはサービスの創出につながっていない状況も見られます。

- ▶ 日常生活のちょっとした困り事（掃除、ゴミ出し、電球交換 等）を抱えている人たちを、地域住民が主体となって支援する取組を行う団体が増えていますが、限られた地域や一部の人による提供にとどまるなど、更なる拡がりが求められます。
- ▶ 生活支援コーディネーターの効果的な活動を推進するためには、支え合い活動等を行う団体の取組紹介や情報提供などの支援が求められています。
- ▶ 役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、市町の地域課題に応じて、就労的活動支援コーディネーターを配置することができることとされています。

【施策の方向性】

（市町の施策の方向性）

- ▶ 生活支援コーディネーターによる住民ニーズや地域資源の把握を支援します。
- ▶ 地域における多様な支え合いを推進するため、認知症サポーターや通いの場の運営者など、担い手となる地域住民やシルバー人材センター、NPOなど多様な人材の育成・確保に努めます。
- ▶ 地域課題に対応するため、必要に応じて就労的活動支援コーディネーターを配置し、就労的活動を推進します。
- ▶ ボランティア活動に対する報奨金を出せる仕組みの構築などを通じて、総合事業通所型サービスB利用者が運営スタッフとして活動できる環境整備に努めます。
- ▶ 総合事業サービスCの受け皿として、シルバー人材センター等と協力しながら、就労的活動ができる場の提供に努めます。

（県の施策の方向性）

- ▶ 住民の支え合い活動等について意識啓発に努めます。
- ▶ 地域住民、ボランティア団体、NPO、シルバー人材センターなど、多様な人材の育成・確保の好事例を収集、市町に情報発信することで、市町における取組を促進します。
- ▶ 地域住民の活動を促進するため、生活支援コーディネーターの養成研修やスキルアップ研修を開催する等、資質の向上を図ります。
- ▶ また、取組の推進に困難を抱える市町や支援の要望がある市町については、事業の企画・運営の支援を行います。
- ▶ 市町が総合事業のサービス利用後の活動の場が提供できるよう、総合事業の効果的な使い方の支援を行います。
- ▶ 市町の実状に応じて就労的活動支援コーディネーターが配置されるよう、県内外の好事例を収集します。
- ▶ 市町と連携し、仕事で培った知識・経験等を活かしたボランティア活動を推進し、地域課題の解決につなげる取組を推進します。
- ▶ NPOと連携し、市町の移動サービスの立ち上げや継続を支援する取組を実施します。
- ▶ 市町と連携し、通いの場の運営者等の育成を支援します。

【 成果指標 】

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------|--------------|--------------|
| 介護職員数 | 55,567人 | 59,061人 |
| 介護支援専門員数 | 5,333人 | 5,627人 |

【 活動指標 】

1 介護職員の確保・育成・定着

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|------------------------------|----------------|--------------|
| 社会福祉人材センターの支援による就労者数 | 668人 | 毎年度1,000人 |
| 介護の仕事の理解促進に向けた出前授業の参加生徒数 | 7,122人 | 毎年度7,500人 |
| キャリアパス導入事業所の割合 | 96.4% | 100% |
| 働きやすい介護事業所認証事業所数 (再掲) | 427か所 | 524か所 |
| E P A、特定技能等による外国人介護職員の県内受入者数 | 559人 | 1,370人 |
| 介護分野における I C T 機器等の導入事業所割合 | 64.7% (2023年度) | 80.0% |

2 ケアマネジャーの確保・ケアマネジメントの質の向上・定着

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|---------------------------------|----------------|--------------|
| ケアマネ試験受験者数 | 1,377人 | 1,453人 |
| 主任ケアマネ研修受講者数 (新規主任ケアマネ数) | 222人 | 毎年度200人 |
| 介護分野における I C T 機器等の導入事業所割合 (再掲) | 64.7% (2023年度) | 80.0% |

3 多様な担い手の確保・育成・定着

| 指 標 | 現状値 (2022年度) | 目標値 (2026年度) |
|----------------------------|--------------|--------------|
| 地域リハビリテーション推進員養成者数 (再掲) | 463人 | 650人 |
| 生活支援体制整備スキルアップ研修の受講者数 (再掲) | 170人 | 毎年度200人 |

